

埼玉県での多摩川の水利用 ー野火止用水ー

2017年

小坂 克信

目 次

はじめに	1
第1章 本研究の目的と方法	6
1. 調査・研究の目的	6
2. 調査・研究の方法	7
(1) 調査・研究の規模	7
(2) 調査・研究の方法	7
第2章 野火止用水の水利用の歴史	9
第1節 江戸時代の諸相	9
1. 玉川上水と野火止用水の開削	9
(1) 玉川上水の開削	9
(2) 野火止用水の開削	11
2. 野火止新田の領有と野火止陣屋	12
3. 野火止用水の流路と「いろは樋」	13
4. 元禄6(1693)年の野火止用水	17
5. 宝暦年間の管理	17
6. 寛政年間の野火止用水	18
(1) 「上水記」に見る野火止用水	18
(2) 天明8(1788)年の水車調査	21
(3) 寛政年間の水利用	22
7. 文化元(1804)年の修理と上流部の管理	22
(1) 文化元(1804)年の分水口の修理	22
(2) 大岱村の水車	25
8. 野火止用水の管理	26
(1) 野火止宿周辺の管理	26
(2) 上流部の管理	27
9. 文化年間の引又の水利用と「いろは樋」	28
10. 分水制限と野火止用水	30
(1) 文政4(1821)年の水量制限	31
(2) 天保6(1835)年の水量制限	31
(3) 天保10年から同13年の水量	32
(4) 嘉永5(1852)年の水不足	33

11. 安政 6(1859)年の敷下げとその後	33
(1) 安政 6(1859)年の分水口の敷下げ	33
(2) 文久元(1861)年の水不足	34
第 2 節 明治時代の展開	35
1. 明治 2 年 野火止分水口の様子分水の様子	35
2. 分水口の改正 (統合)	36
(1) 分水口の統合	36
(2) 分水口の位置をめぐるトラブル	38
(3) 工 事	40
3. 水賦金	43
(1) 水賦金の徴収	43
(2) 北側元堀の水賦金	44
(3) 野火止用水の水賦金	45
4. 明治 8(1875)年 北側元堀の水争い	47
(1) 原 因	48
(2) 経 過	48
5. 用水組合	54
(1) 水利土功会	54
(2) 野火止用水の状況	54
6. 境界を設置した別樋	55
(1) 発 端	55
(2) 約定と工事	56
(3) 野火止用水の水配分	58
7. 野火止用水の各分水	58
(1) 分水口の大破	59
(2) 仮修繕の約定	59
(3) 分水口破壊事件	60
(4) 2 つの裁判	61
(5) 分水口の改築まで	61
8. 水車の設置と宗岡村	62
(1) 水車設置を認めない宗岡村	62
(2) その後の対応	64
9. 上水水料賦課規則と水賦金	65
(1) 上水水料賦課規則の制定	65
(2) 野火止用水の対応	66
10. 水利組合会の成立	67

(1) 水利組合条例	67
(2) 野火止用水組合会	69
(3) 第1回大田和町外1町2カ村組合会の議事	73
1 1. 明治後期の組合会の活動	74
(1) 歳入	74
(2) 歳出	74
(3) 予算書に見る水車	76
1 2. 別樋―北側元堀の分離―	79
1 3. 志木町の耕地整理(水田)	82
(1) 耕地整理法	82
(2) 志木の耕地整理	79
第3節 大正時代の継続	83
1. 第1水道拡張事業と分水調査	83
(1) 第1水道拡張事業と分水	83
(2) 玉川上水の川底の埋立て	84
(3) 大正11(1922)年の分水調査	85
(4) 大正11年野火止用水の水利用	88
2. 用水組会の活動	89
(1) 大正11年度用水使用組合歳入歳出決算書	89
(2) 大正12年度の組合会の活動	92
(3) 水車数とその届出	93
第4節 昭和時代の新たな展開	96
1. 昭和6(1931)年の分水の状況	96
(1) 玉川上水の分水の水利用	96
(2) 野火止用水の水利用	98
2. 共同事業所の設置と水車	99
3. 野火止用水と平林寺の史跡指定	100
4. 規約改正	102
5. 昭和20年代の状況	104
(1) 昭和22年の水不足	104
(2) 昭和26年 用水謝恩祭	104
6. 昭和28(1953)年の分水調査	104
7. 水道の敷設と野火止用水	106
8. 土地改良と水田	107
(1) 土地改良区	107
(2) 志木市の土地改良	108

9. 暗渠化	109
(1) 新座町の工場誘致と排水	109
(2) 志木市の下水道工事	110
10. 昭和40(1965)年 野火止用水の状況	111
(1) 調査の趣旨と各分水	111
(2) 野火止用水の利用状況	112
11. 平林禅寺の自然と文化を守る会とその活動	114
12. 昭和47(1972)年の調査	115
(1) 調査の趣旨と各分水	115
(2) 野火止用水の状況	116
13. 昭和50(1975)年、同54(1979)年の調査	117
(1) 昭和50年の分水調査	117
(2) 昭和54年の分水調査	118
14. 「清流」の復活事業	118
(1) 歴史環境保全地域の指定	118
(2) 埼玉県の整備計画と実施	119
(3) 「清流」対策事業	121
第3章 野火止用水をめぐる水環境の現状と課題	124
第1節 現在の分水と環境行政	124
1. 地方分権による分水の移譲	124
2. 武蔵野市の用水への取り組み	125
3. 新座市の野火止用水への取り組み	125
(1) 野火止用水管理・活用計画	125
(2) 野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画	126
(3) 他市との関係	128
第2節 野火止用水の今後の課題	129
1. 本研究の成果	129
(1) 野火止用水の水利用の歴史	129
(2) 水利用における集団の関係	130
2. 野火止用水の今後の課題	132
おわりに	134
参考文献	136

はじめに

現在の東京都の水源は、巨大な人口の水利用を支えることから、東京都の中だけでは賄いきれず、主に群馬県や埼玉県の水系を利用している。具体的には、群馬県などにある利根川水系 8 ダム(八木沢ダム、藤原ダム、奈良俣ダム、相俣ダム、菌原ダム、下久保ダム、草木ダム、渡良瀬遊水地)⁽¹⁾と埼玉県にある荒川水系 4 ダム(二瀬ダム、滝沢ダム、浦山ダム、荒川調節池)で約 80%、多摩川水系は小河内ダム、村山・山口貯水池で約 20%になる。

このような状況になったのには、次のような経緯がある。第 2 次世界大戦の復興後、東京は経済も伸長し人口が増加する。また、資本と本社機能など産業も集中し、京浜工業地帯の工業用水の需要も拡大する。さらに、隣接する多摩地区も東京のベッドタウンとして人口が増加し、給水区域が拡大した。特に、昭和 30 年代以降は洗濯機や自宅の風呂の普及など市民の生活様式も変化し、水需要が増加する。

このため水が不足し、給水車が出動することもあった。昭和 39(1964)年の東京オリンピックの際は大渇水で、「東京砂漠」という言葉さえ生まれた。この危機を救ったのが利根川の水である。昭和 14(1939)年東京の水源を利根川に求める第 3 水道拡張計画を立てたが、認可されなかった。実際のスタートは昭和 32(1957)年利



図 1 利根川水系 8 ダム概念図

(東京都水道局『わたしたちの水道』)

- (1) 都市用水としての東京都の利用は、矢木沢ダム、下久保ダム、草木ダム、奈良俣ダム及び渡良瀬貯水池の 5 か所になる。

根川水系の水資源開発に関する法令の整備に合わせて、国が利根川を東京都の水道として利用することを確定してからになる。

それ以前は、玉川上水や多摩川が東京都の水資源の主役であった。明治31(1898)年12月近代水道は、羽村で取水した玉川上水の水を淀橋浄水場で浄水してスタートした。淀橋浄水場の全面開業は明治44(1911)年になるが、この頃には水道敷設の要望が多く、需要が給水を上回っていた。この対策として、大正元(1912)年9月東京市は多摩川を水源とし、羽村一村山線で村山貯水池に導水し、貯水した水を境浄水場で浄化し、和田堀給水場で配水する(第1)水道拡張事業の認可を受けた。この第1期工事は翌年から始まり、山口貯水池を含む第2期工事は昭和2(1927)年から始まった。

一方、東京は日清・日露戦争を経て産業が飛躍的に発展し、それに伴い人口が集中し、大正8(1919)年頃には飽和状態になっていた。東京市に隣接する町村の発展も目覚ましく、大正12年の関東大震災後は市内と市外は密接な関係をもつようになった。そこで、昭和7(1932)年10月、東京市は、隣接5郡82町村の市内編入を実施し、現在の23区の原形ができた。

この新市域実施の直前の昭和7年7月に、東京市は第2水道拡張事業を市会で決定した。この事業の大きなポイントは、次の2点である。

- ① 多摩川に小河内ダムを設置し、水量が豊富なときは貯水し、渇水期には放流する。
- ② 東村山浄水場を設置し、水道水を増加する。

②の東村山浄水場への多摩川の水は、羽村で取水して玉川上水に入れ、第3水門から山口・村山貯水池を経由する導水路と、予備として砂川からの導水路が設定された。このように、東京都においては、当初は多摩川を主とした水道拡張が計画され、実施されてきた

★ ★ ★

多摩川は山梨県の山地を水源とし、下流では東京都と神奈川県の間近くを流れることから、東京都、神奈川県で利用されてきた。しかし、東京都は人口が集中していることから、多摩川の水は主に東京都で利用されてきたと考えるのが一般的である。

昭和6(1931)年の羽村下流の水利用⁽²⁾を見ても、灌漑用水は表1のように福生・熊川村用水や立川町2カ村用水など16用水が利用し、そのうち神奈川県が利用しているのは大丸用水と稲毛・川崎二ヶ領用水である。し

かし、稲毛・川崎二ヶ領用水の灌漑面積は2,056町6反歩で全体の約43%を占めている。また、水道としての利用は、表2のように日本水道や荒玉水道など7水道があった。そのうち、神奈川県では中原町水道、川崎市水道の2水道が使用し、給水人口は21万人、全体の約13.5%になる。

さて、水利用に関する東京都と神奈川県の関係は必ずしも平等では無かった。例えば、昭和8(1933)年10月、東京市は第2水道拡張事業について協議を神奈川県に申し入れた。当時、東京市は洪水時に海に流入していた水を小河内ダムに貯めることから、平常時の流量には変化はない。その上、渇水時には下流の使用者にも一部放流が可能になり、稲毛・川崎2ヶ領用水(以下、二ヶ領用水とする)にとってもメリットがあると考えていた。

しかし、神奈川県の考えは、次のようであった。二ヶ領用水は玉川上水より50年以上も前に開設された。それにもかかわらず、江戸時代から玉川上水の取水が優先されてきた。明治時代になっても、蛇籠工法の羽村取水堰をコンクリートに改造し、取水を増加させた。二ヶ領用水の水不足は、多摩川の砂利の乱掘による河床の低下もあるが、羽村での取水量の増加が影響している。この対策として、神奈川県では農業水利改良事業を計画し調査をしてきたが、小河内ダムの建造によって水量が減少すれば、この計画そのものが成立しなくなる。このように、東京市と神奈川県の考えは異なっていた。この件については、昭和11(1936)年3月内務省の斡旋もあって両者は合意するが、それまで幕府の置かれた江

表1 昭和6年 羽村下流の灌漑面積

〔「東京市第2水道拡張計画参考書」〕		
	用水名	灌漑面積(町)
1	福生・熊川村	28.1
2	立川町外二ヶ村	184.8901
3	北平	16
4	日野	170
5	日野下堰	80
6	府中町外三ヶ村	310.2
7	本宿	68.6215
8	四ッ谷	81.72
9	三ヶ村	53
10	二ヶ村	20
11	八ヶ村組合大丸	380
12	調布町	145.5929
13	油面堰	42.8
14	新田	4
15	稲毛・川崎二ヶ領	2056.6
16	六郷	1149.6122
	合計	4791.1507
※実際の合計は4791.1367		

表2 昭和6年 羽村下流の水道

〔「東京市第2水道拡張計画参考書」〕		
	水道名	給水人口
1	日本	100,000
2	荒玉	600,000
3	渋谷	320,000
4	玉川	400,000
5	矢口	25,000
6	中原町	10,000
7	川崎市	100,000
	合計	1,555,000

(2) 『東京市第2水道拡張計画参考書』 1931年 134～140頁

戸の優位性が保たれていたと言えよう。

このように、江戸時代から多摩川の水は東京都と神奈川県で利用されてきたが、水利用の歴史を探ると、埼玉県でも利用されたことがわかる。江戸中期に開削された玉川上水は、江戸市中や武蔵野台地南部(東京都の市部)で主に利用された。それも、幕府の置かれた江戸への給水が優先された。しかし、この玉川上水の分水の中でも最大の水量を使用したのは野火止用水で、埼玉領域(現在の志木市、新座市、朝霞市)に給水した。この水利用に当たっては、明治 10(1877)年前後に現在の東京都の市部にあった村々と水争いをしたことがあるが、具体的に埼玉県でどのように使われていたのか、あまり知られていない。

また、昭和 48(1973)年東京都では水道水を確保するため、小平監視所下流の玉川上水の水を止めた。これに対し、沿岸の住民の要望で、玉川上水、千川用水、野火止用水に「清流の復活」を実施したが、この施策をリードしたのは埼玉県の野火止用水沿いの人々の活動である。下水処理水を流すことについては賛否があるが、彼らは野火止用水を日常的に利用し、愛着をもっていただけから「復活」を強く望んだと考えられる。

以上見てきたように、多摩川は主として東京都が利用しているが、かつては神奈川県、埼玉県でも利用された。都民の多くは、巨大な人口の水利用を支えることから、東京都の水道の水源は多摩川だけではなく、利根川・荒川水系であることは知っている。また、多摩川の下流域では神奈川県との境を流れることから、二ヶ領用水を通して神奈川県で利用されたことも知っている人が多い。しかし、東京都の北方に位置する埼玉県については、多摩川の流域にも属さないことから、多摩川の水が利用されてきたことについては知らないのが一般的である。

東日本大震災以後、限られた資源を大切に使ったり、分け合って利用したりすることの大切さが見直されてきた。今までのように、集中した人口を支えるため東京都が一方的に川の水を使用するだけではなく、自然災害時には東京都の水利用を制限して、近隣の県へ供給することも視野に入れる必要がある。現在、図 2 のように東村山浄水場と朝霞浄水場を原水連絡管で結び、地震や洪水の災害時には、多摩川系の原水を自然流下によって朝霞浄水場へ補給できるようにしている。つまり、原水が相互に利用できるシステムになっている。しかし、通常は利根川・荒川系の原水を荒川か

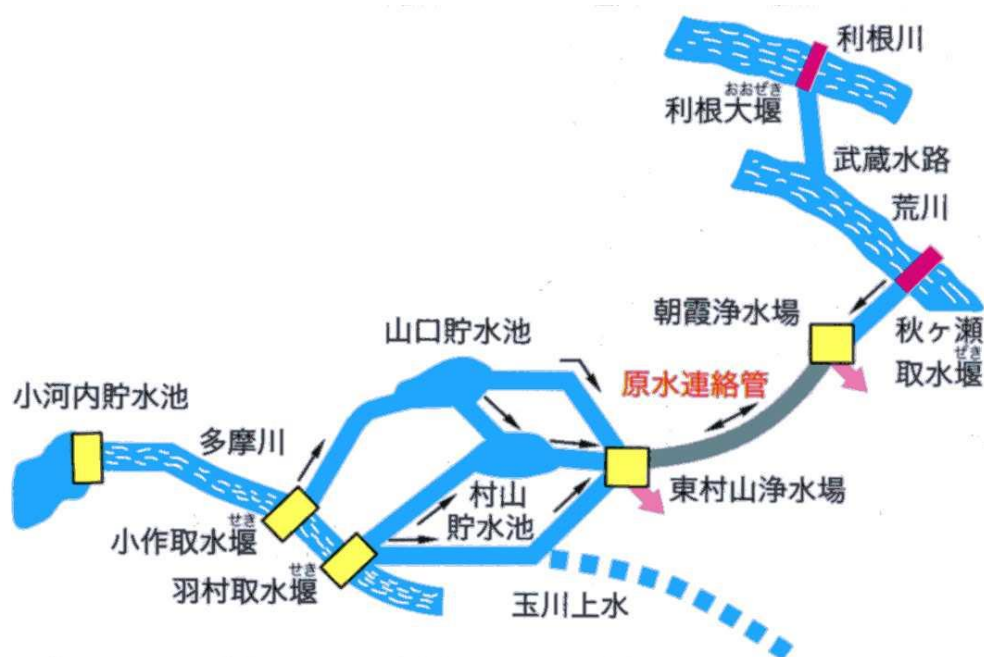


図 2 利根川と多摩川の連絡施設(東京都水道局『東京の水道』)

ら取水して、東村山浄水場にポンプアップして利用している。また、小河内貯水池など多摩川系の水は貯水して必要に応じて利用し、水需要が多い夏季や利根川・荒川水系の水質事故や渇水時などは、多摩川の水を利用している。

このように、東京都に優先的な水利用になっているが、多摩川の水が、埼玉県でどのように利用されてきたのか、その歴史を明らかにすることは、今後の近隣の県との水利用を考える上で役に立つと考えられる。



新座市域を流れる野火止用水(本流)

第 1 章 本研究の目的と方法

1. 調査・研究の目的

「上水記」によると明暦年間に開削された野火止用水は、1,200 坪(1 坪は 1 寸四方の広さ)を使用している。明和 7(1770)年 7 月玉川上水は羽村一の水門で、多摩川の水を 9,000 坪取水している。このうち最下流の江戸に流れるのは 4,107 坪 7 合 5 勺である。上流の分水の総量は 4,892 坪 2 合 5 勺で、江戸への水積より約 785 坪も多い。野火止用水の 1,200 坪は、分水総量の約 1/4 に相当する。これは、玉川上水の開削に、松平伊豆守信綱の助力があり、それが認められたとも言われている。利用した村は野火止村、西堀村、菅沢村(以上、現・新座市)、館村、引又村、宗岡村(以上、現・志木市)、浜崎村、宮戸村(以上、現・朝霞市)になる。

野火止用水については、『新座市史』⁽³⁾や『志木市史』⁽⁴⁾に取り上げられているが、開削事情や「いろは樋」が中心になる。また、水利用についても書かれているが、市史という性格上、行政区内の記述にとどまっている。また、『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』⁽⁵⁾には自然環境ばかりでなく、水利用の歴史にも書かれているが、平林寺周辺が中心になる。このように、水利用についての記述はあるが、地域が行政区に限定され、東京都との関係性についての記述がほとんどない。

一方、昭和 40(1965)年淀橋浄水場が廃止され浄水供給機能が東村山浄水場へ統合されたため、羽村から小平監視所(立川市幸町)の下流は水が流れなくなった。このため、小平監視所より下流に取水口のあった分水は、一応対策はとられたが、取水が難しくなった上、分水の利用も少なくなり廃止されたものが多い。野火止用水の場合は、昭和 24(1949)年に簡易水道が敷設され、飲料水としての利用は減少した。さらに、用水沿いの地域の都市化に伴って、灌漑用水、水車の動力源としての役目はなくなった。同時に、家庭雑排水や工場廃水などが流れ込むようになり、下水同然になった。また、交通事情の悪化により暗渠化され、その上を歩道や道路として

(3) 『新座市史 第 5 巻 通史編』埼玉県新座市 1987 年

(4) 『志木市史 通史編上』志木市 1990 年

(5) 『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』新座市・新座市教育委員会
2012 年

利用される所も出てきた。

昭和 48(1973)年東京都の水事情の悪化もあり、野火止用水の給水を停止した。これに対し、昭和 48(1973)年 6 月平林寺の自然と文化を守る会から野火止用水の歴史環境保全地域指定と用水保全の要望書が東京都に提出された。この要望を受けて昭和 48 年 9 月、東京都・埼玉県連絡会議で、野火止用水を積極的に復元し、都・県民の憩いの場として整備することが合意され、昭和 51 年以降日量 1,000 t の維持用水を流すことになった。さらに、昭和 54 年 11 月東京都・埼玉県連絡会議で玉川上水からの自然水に替え、下水の 2 次処理水を送水する方針が出された。このように、「清流の復活」の施策をリードしたのは、野火止用水沿いの人々の活動によるところが大きい。長年、野火止用水を飲料水や生活用水として日常的に利用してきたことから生ずる「思い」が、その原動力になっているのではないかと考えられる。

そこで、埼玉県での多摩川＝野火止用水の水利用についてみてきたい。具体的には次の 3 点になる。

- ① 多摩川の水が、野火止用水を利用して埼玉県でどのように使用されたのか、水車の利用も含めて見ていく。
- ② 埼玉県での水利用が、東京都域にあった村々にどのような影響を与えたのか調査する。
- ③ 水利用は水の管理と深く関係していることから、野火止用水の管理についても調査する。

2. 調査・研究の方法

(1) 調査・研究の規模

地域的には、野火止用水の流れていた沿岸の立川、小平、東大和、東村山、東久留米、清瀬の東京都の各市と、埼玉県志木市、新座市、朝霞市が対象となるが、埼玉県域の 3 市が中心となる。また、必要に応じて、新堀用水(現在の小平用水、古くは北側新井筋)や砂川用水なども取り上げる。

時代的には、野火止用水の開削された承応 4 (1655) 年から現在までになるが、資料の関係で断続的になる。特に、水利組合関係の文書が多く残されている明治期が中心になる。

(2) 調査・研究の方法

筆者は玉川上水とその分水の水利用・水配分に関して、常に変化する水利用に対して、限られた水資源をどのように配分したらよいのか、時には粘り強く交渉し、相互の妥協点を探ろうとしてきた人々の営みを中心に、いくつかの知見を公にしている。例えば、『玉川上水と分水』⁽⁶⁾、『玉川上水の水利用と水車(Ⅰ)』⁽⁷⁾、『武蔵野台地南部の水利用の歴史－玉川上水と分水を中心に－』⁽⁸⁾などである。これらの成果を基盤に置きつつ、以下の文書類などの分析を進める。

文献調査が主となるが、各市の資料館の絵図、地図を利用して現地調査も併せて行い、ポイントごとに写真撮影をする。文献は、①野火止用水に関する論文化された先行研究、②活字化された地方文書、③各市に残された水利組合関係文書、④東京都公文書館や埼玉県立公文書館の文書、⑤水道歴史館の文書や写真、⑥国会図書館の関係文書について調査する。また、水車への利用に関しては聞き取り調査が可能な場合は実施する。

なお、用語に関しては「上水記」では、分水名は分水を使用している村や新田名を記している。いくつかの村や新田で使用している場合は、村高や戸数の多い村落の名称を使用している。但し、千川用水の場合は「千川口」「千川用水」、品川用水の場合は「荏原郡品川領用水」「品川用水」「品川口」などと表現している。ここでは、分水や用水の固有名詞に関しては通称を用いる。また、玉川上水から水を分けることに重点を置くときは「分水」、その水の使用に関することに重点を置くときは「用水」を用いる。

(6) 拙著『玉川上水と分水』新人物往来社 1989年

(7) 拙著『玉川上水の水利用と水車(Ⅰ)－砂川用水を中心に－』とうきゅう環境浄化財団 2000年

(8) 拙著『武蔵野台地南部の水利用の歴史－玉川上水と分水を中心に－』とうきゅう環境浄化財団 2006年

第2章 野火止用水の水利用の歴史

第1節 江戸時代の諸相

1. 玉川上水と野火止用水の開削

(1) 玉川上水の開削

江戸城は徳川家康によって、武蔵野台地の東の先端、江戸湾に近い所に造られた。城下町は主に低地にあり、埋立地も含まれたことから地下水の質は悪かった。

3代将軍徳川家光が大名の参勤交代とその正妻・嫡子を江戸に居住させる制度を実施すると、江戸の武士階級の人口は急増した。さらに、その消費生活を支えるために町人が城下に集住し、人口が爆発的に増えた。このため、水利用に関してはそれまでの湧き水や溜池、神田上水では十分対応できなくなった。また、江戸城の堀用水の補給や消防用としても水量の増加が望まれた。

この解決策として、玉川上水が開削された。玉川上水は、多摩川の水を羽村で堰止めて取水し、約43km東方の四谷大木戸まで開渠で流した。この間の高度差は約92mで、そこから先は地下に石樋や木樋を埋め、江戸城や江戸市中に給水した。この開削の経緯に関する資料は少なく、寛政3(1791)年にまとめられた「上水記」に、玉川上水の開削に当たった玉川庄右衛門と清右衛門の子孫が、正徳5(1715)年頃に提出した「書付」⁽¹⁾が載っている程度である。それを次に要約する。

承応元(1652)年まで江戸市中では、堀や溜池の水を木樋で使用している地域があり、不便であった。そこで、町奉行神尾備前守の命により、玉川庄右衛門と清右衛門が羽村から多摩川の水を引くことを計画した。彼らが測量して作成した絵図をもとに幕閣が評定を開き、実地調査を経て承応元(1652)年12月25日玉川上水の開削を決定した。これを受けて、承応2年4月4日工事に着手し、同年11月15日羽村から四谷大木戸まで完成した。幕府からの工事費6,000両は途中の高井戸で使い果たし、そこから先の虎ノ門(江戸城虎ノ門、現・港区)まで2人の資金2,000両余りと町屋敷3カ所を売った代金1,000両余りで掘った。この功績によって、200石分の永

(1) 『上水記』東京都水道局 2006年 pp.254～256

代玉川上水役になり、玉川姓を名乗ることと帯刀が許された。なお、承応2(1653)年は閏6月があり、工事期間は8カ月余りとなる。

しかし、「徳川実記」⁽²⁾には、「上水記」とはやや異なる解釈が見られる。それによると、承応2(1653)年1月13日芝口の町人に玉川上水の工事許可

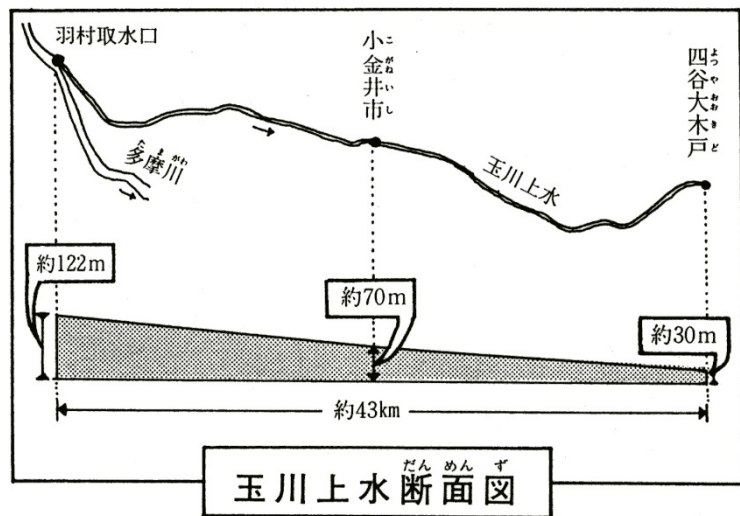


図3 玉川上水断面図 (『玉川上水と分水』)

を出し、7,500両を渡した。承応3年6月20日玉川上水が完成し、褒美として300両が渡されたとある。つまり、工事日数は約1年半、また工事費は幕府が7,500両出している。

なお、玉川上水が玉川庄右衛門・清右衛門によって開削されたという説には異説があり、「上水記」にも注のような形で「一説松平伊豆守の臣何某が考ふる所也、是によりて野火止分水口ハ格別の掘割にて古諺伊豆殿堀といふ、又云古伊豆守の家郡方役人安松金右衛門工夫にて主人え申立吟味之上野火留上水出来す云々」⁽³⁾と記している。つまり、玉川上水の開削に松平信綱の家臣が関わったことから、野火止用水の分水口は特別に大きく、また野火止用水が「伊豆殿堀」と呼ばれていること、さらに安松金右衛門(1611～1686年)の進言によって野火止用水ができたと記されている。

また、野火止用水については「上水記」が記された12年後の享和3(1803)年に書かれた「玉川上水起元並野火留分水口之訳書」⁽⁴⁾に、やや詳しく記されている。この書は、先祖が村民を連れて玉川上水や野火止用水の

(2) 黒坂勝美『新訂増補 国史大系第41巻 徳川実紀第4篇』吉川弘文館 1930年 p.67、p.115

(3) 前掲(1) p.27

(4) 中沢統「玉川上水起元三資料校合」『武蔵野 第57巻第1号』武蔵野文文化協会 1978年 pp.3～29

工事に参加したという小島文平の「書上」をもとにしている。そこには、玉川上水の工事に2度の失敗があったことが記されている。1回目は、青柳村(現・国立市)の府中用水の取水口になっている所から取り入れ、府中八幡下まで掘ったが、そこから下流は地形が高くて水が流れなかったという。2回



安松金右衛門の墓(平林寺)

目は、福生村内から取水することにし、水盛(測量)もすんで工事をしたが熊川村で水が残らず地中にしみ込んでしまった。ここを「水喰土(みずくらいど)」といい、『福生市史』⁽⁵⁾では、現在のJR拝島駅西方と推定している。3回目は、松平伊豆守信綱の家臣安松金右衛門が現地調査をして羽村からの取水を選択し、その結果玉川上水を作ることに成功した。この功績によって野火止用水が許可されたという。

榎本弥左衛門(1625～1686年)の「万之覚」⁽⁶⁾によれば、玉川上水の開削については、承応2(1653)年4月10日頃より拝島から江戸へ掘り始めたが、同年8月になっても水は流れなかった。工事費用6,500両は1坪いくらと決め、土質の堅い所と柔らかい所を分けて支払った。工事人足の飯米は毎日60俵を要し、乙幡権三郎が用意したとある。

(2) 野火止用水の開削

「万之覚」によると、玉川上水の開削とほぼ同じ時期の承応2(1653)年春から8月にかけて、野火止に新田が開発されている。松平伊豆守が1軒につき金2両、米1俵を開発補助として貸付け、54、5軒の農家が移住し

(5) 福生市史編さん委員会『福生市史 下巻』福生市 1994年 p.646

(6)『榎本弥左衛門覚書』東洋文庫695 平凡社 2001年 p.245、pp.287～

ている。この新田は野火止 1カ村、もしくはほぼ同時期に開発された北野、菅沢、西堀を含んだ 4カ村か明確ではない。特に野火止新田は、享保期に開発された新田と同様に、川越街道の両側に短冊形に区分され、屋敷に続き、畑、野が続く計画的な地割になっている。

野火止用水の開削については、同書には次のように記されている。承応 4(1655)年 2月 10日頃から掘り始め、同年 3月 20日には野火止まで水が流れてきたと言う。さらに、用水の長さは分水口から野火止まで 4里程(約 16km)で、高度差は 30間程(約 54.5m)になる。分水口は、水量によって水深は一定しないが、川底は 3尺(約 90cm)である。

つまり、野火止村の新田開発は玉川上水が開削された頃に始められ、そこに飲料水や生活用水を給水する野火止用水の開削は安松金右衛門が関わり、玉川上水が開削された後、承応 4年 2月 10日頃から約 40日間で竣功させたようである。

2. 野火止新田の領有と野火止陣屋

『新座市史』⁽⁷⁾によると、野火止新田と平林寺の関係を次のように指摘している。

「野火止新田の開発は、水のない原野に用水を引き、耕地を計画的な短冊型に区画し、農民を入植させて新村を創り、さらに周辺の他領村々をはじめ、松平一門や家臣までに開発に参加するという、川越藩の実施したうちで最も計画的な新田開発であり、いわば新田開発の新しいモデルであった。」「信綱が平林寺を野火止に移そうとしたのは、大開発時代に最も先進的な開発である野火止新田に、いわば自身の記念碑を樹立したかったからであろう。」

その根拠として、川越城を「老中の城」と位置づけ、松平家が老中を継がなければ転封の可能性が高く、松平家の菩提寺を野火止に移転させることによって、野火止との関係を保とうとしたのではないかと推定している。平林寺の岩槻(現・さいたま市岩槻区)から野火止への移転は、信綱が亡く

(7) 『新座市史 第 5 巻 通史編』埼玉県新座市 1987年 pp. 350～351

なった翌年の寛文3(1662)年信綱の子輝綱によって実施された。

その後、元禄7(1694)年1月輝綱の子信輝は川越から古河(現・茨城県古河市)へ移され、柳沢保明(後に吉保)が入封し、彼が野火止領も拝領する。その後、宝永元(1704)年柳沢吉保は甲府へ移り、代わりに甲斐谷村(現・山梨県都留市)より秋元喬知が入封する。

この時、野火止領5カ村(野火止宿、北野村、菅沢村、大和田村、館村)は高崎藩主松平輝貞が領有することになる。輝貞は松平信綱の孫で、輝綱の6男になる。彼は5代将軍綱吉の側近で、柳沢吉保と姻戚関係にあったことから、先祖信綱の霊廟のある野火止の所領を望み、それが認められたという。その後、宝永6(1709)年1月綱吉が死去すると、宝永7(1710)年5月輝貞は村上(現・新潟県村上市)に転封になるが、野火止5カ村の所領は認められる。享保2(1717)年2月輝貞は高崎城主となり、子孫は明治維新まで高崎藩を継ぐ。それに伴い、野火止領5カ村も高崎藩領として継続する。つまり、野火止と松平家との関係が切れるのは、元禄7(1694)年から宝永元(1704)年までの10年間だけになる。

高崎藩では、平林寺門前に陣屋(野火止役所)を置き、居城から離れた野火止領5カ村と平林寺領西堀村の支配に当たさせた。幕末期には、陣屋の役人は代官1名の下に16名の役人がいて、そのうち7名が平林寺担当である。この野火止陣屋が、年貢の徴収や野火止用水の管理も担当した。

3. 野火止用水の流路と「いろは樋」

野火止用水は、現在の小平市で玉川上水を分水し、黒目川と柳瀬川の溪谷の間の武蔵野台地の稜線を北方の野火止に向けて流れる。図4で示したように西堀村の西境で村内を流れる水路が分水(通称：八軒廻し堀)され、村人の生活用水として利用されて下流で本流に戻る。その下流で、菅沢村へ分岐(通称：菅沢・北野堀)し、さらに下流で3つに分かれている。1つは野火止用水の本流で、他は通称・平林寺堀と陣屋堀で、この3本は並行して流れ、川越街道で陣屋堀は平林寺堀に合流して北に向かい、新河岸川に入る。途中、平林寺堀は平林寺の境内を流れる。陣屋堀は、低地に土手を築いて、その上に水路を掘る築樋を設けて、大河内松平家の陣屋の周囲を流れる。なお、本流は平林寺の北方を流れ、引又宿(現・志木市)を通過して坂下で新河岸川に入る。

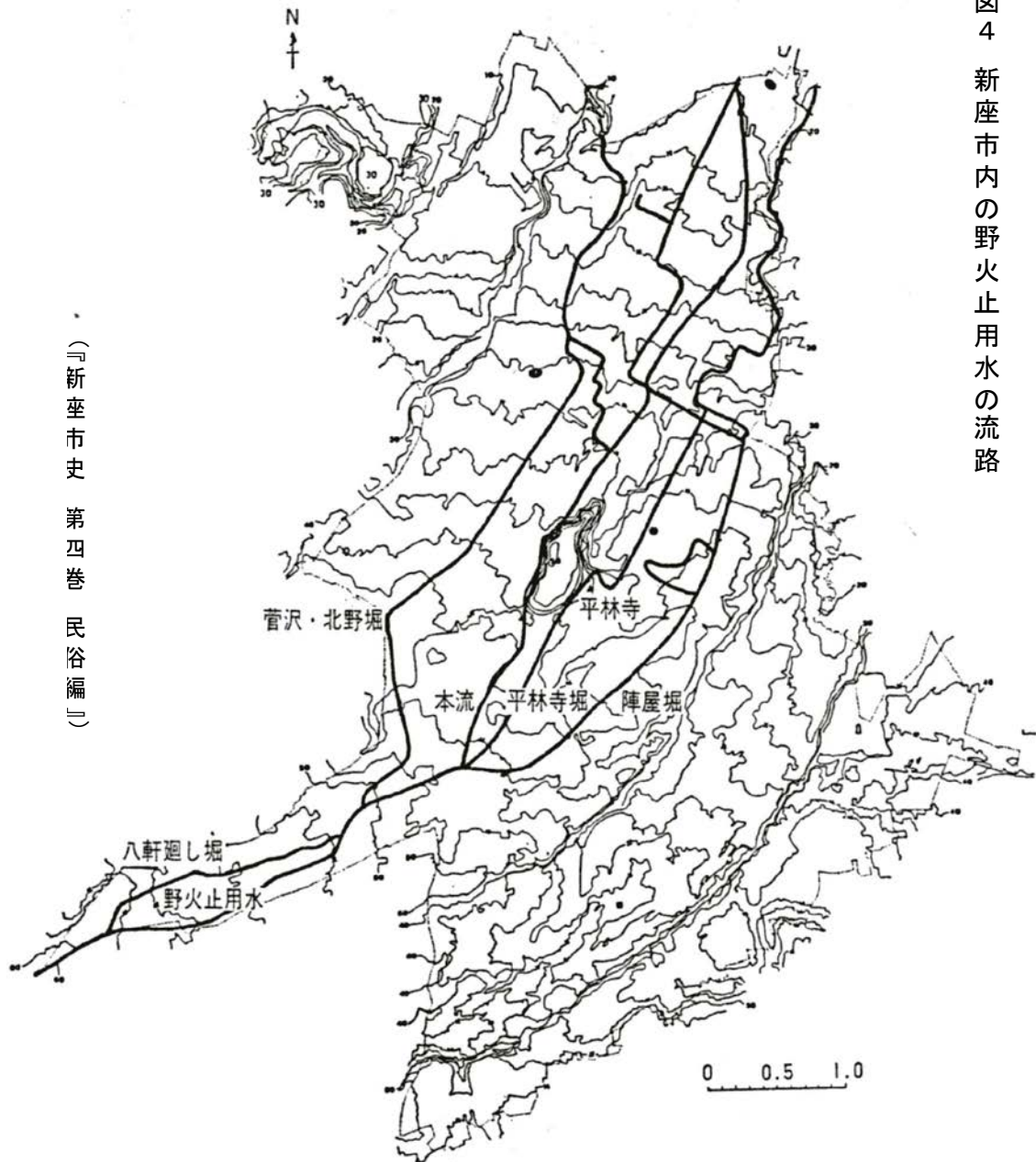


図4 新座市内の野火止用水の流路



上：平林寺 右：陣屋堀(築樋)

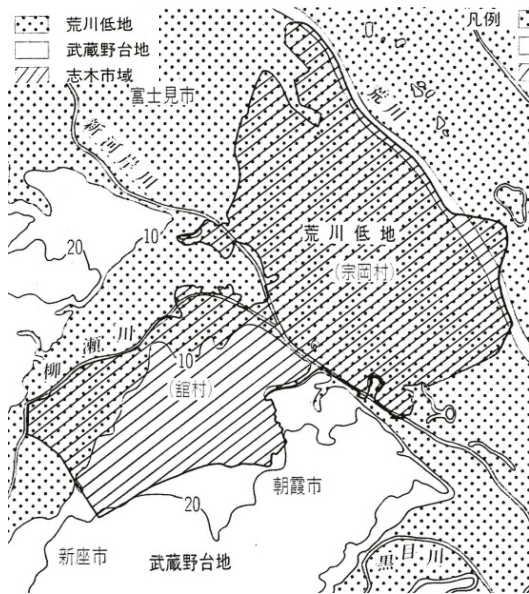


図 5 志木市の地形(『志木市史』)

図 5 に示したように館村(現・志木市)は柳瀬川と黒目川の間、武蔵野台地の突端にあり、近世は新座郡に属し、領主は野火止と同じであった。しかし、宗岡村(現・志木市)は新河岸川対岸の低地で、入間郡に属し、領主は館村とは異なっていた。

このように、宗岡村は低地であったが、灌漑用水が不足していた。そこで、同村を支配していた旗本岡部氏の家臣白井武左衛門は、当時、舟運が行われていた新河岸川の上に、図 6 のように掛け樋を設置して、野火止用水の水を利用することにした。この掛け樋の全長は 126 間(約 229m)余りで、幅 2 尺(約 61 cm)・長さ 2 間 4 尺(約 4.2m)の樋を 48 本つないで造った。このことから、いろは 48 文字にちなんで「いろは樋」と称したという。この掛け樋の水を対岸に送り込むため、図 7 のように引又の坂上から坂下までの長さ 58 間(約 105m)を幅 2 尺(約 61 cm)の埋樋(暗渠)にし、この間に大小 2 つの高枀を設置した。坂上の小枀に一旦水を溜め、河岸近くに設けた大枀に水を送り、勢いをつけて掛け樋を渡した。

このいろは樋の架設年については、「新編武蔵国風土記稿」⁽⁸⁾などでは万治 2(1659)年とし、「宗岡村いろは樋故事」⁽⁹⁾などでは寛文 2(1662)年としており、正確な年はわからない。

なお、「宗岡いろは樋故事」には、白井武左衛門は大・中・小の 3 つの高枀を設置したが、享保年間に中枀を廃止し、大・小の 2 つにしたとある。また、当初、冬は掛け樋を分解して納屋に保管し春に組み立てたが、享保年間に地味がよくなることから、年間掛けたままにして通水したという。

(8)『志木市史 近世資料編Ⅲ』志木市 1987 年 p.666。他に「安政 2 年正月用水口床下普請水増願入用割合帳」『志木市史 近世資料編Ⅲ』志木市 1987 年 p.51

(9)『新座市史 第 5 巻 通史編』埼玉県新座市 1987 年 pp.350～351

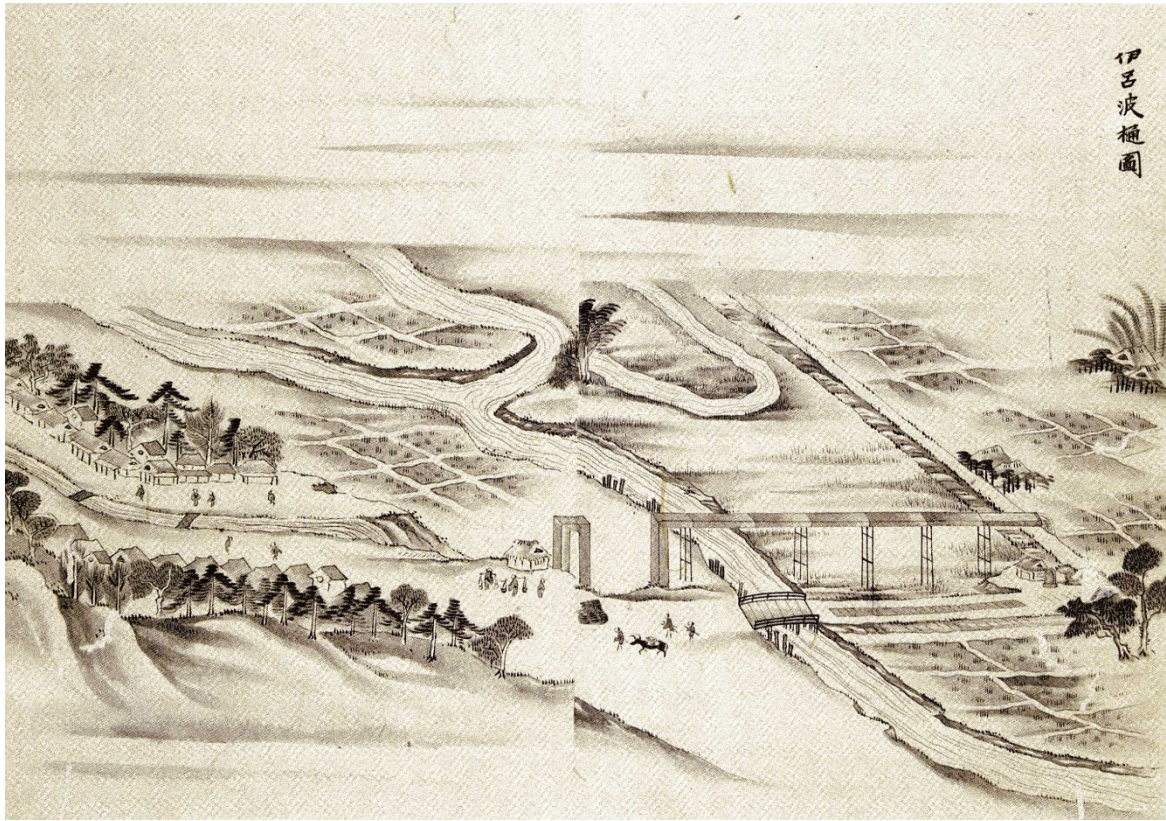


図 6 いろは樋(『新編武蔵国風土記稿』)



明治 31 年に作り直された大枡(志木市)



白井武左衛門供養塔(志木市)

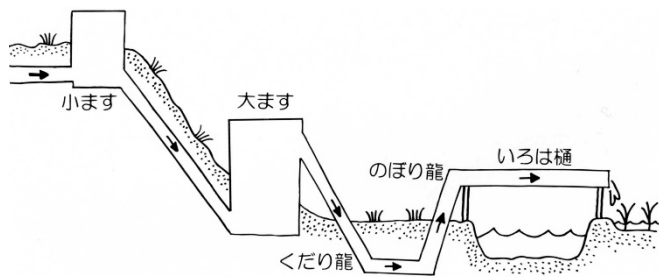


図 7 大枡・小枡の構造
(東村山ふるさと歴史館『野火止用水』)

4. 元禄 6(1693)年の野火止用水

「多摩川上水襍書」⁽¹⁰⁾によると、元禄 6(1693)年 9 月佐橋内蔵助等が江戸の水不足に関連して分水を調査したところ、野火止用水の分水口が広く大量の水を引き取っていることが判明した。ここは、延宝 2(1674)年頃、分水口を自由に広げないように兩岸を石垣にしたが、幅は 5 間で水深は 1 尺 5、6 寸～2 尺あった。そこで、松平家の了解を取

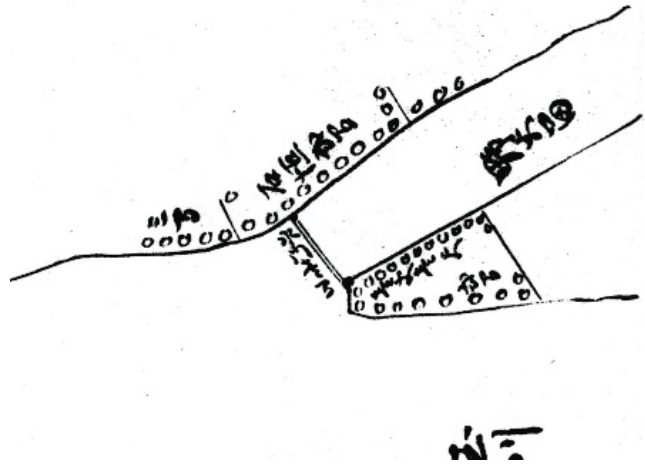


図 8 元禄 6 年 野火止分水口(都公文書館)

り、同年 10 月図 8 のように分水口の幅を 1 間(6 尺)にし、敷石を置く工事が行われた。さらに、上下 2 枚の戸(堰板)を作り、下の戸は分水口に常時入れ、野火止用水が水不足の時は外す、上の戸は野火止陣屋に預けることにしたという。

しかし、「玉川上水宗岡村用水路由来書」⁽¹¹⁾などでは、分水口の幅は当初から 6 尺(約 182 cm)で両側は石垣である。さらに、元禄 6(1693)年 4 月幅 6 尺の分水口が、土俵で 6 分塞がれ 4 分明きとされた。また、「用水口床下普請増水願入用割合帳」⁽¹²⁾からは、分水口の修理と堀浚いがされた後、取水制限が行われたようである。なお、野火止用水の堀幅は「口ニ而 6 尺、敷ニ而 4 尺」、左右の砂置場 4 尺宛あると言い、引又までが本流で、他の村々の分水は幅 3 尺、敷 2 尺、左右砂置場 2 尺ずつと記している。

5. 宝暦年間の管理

宝暦 8(1758)年以降と推定される「野火止宿明細帳」⁽¹³⁾によると、玉川

(10)「多摩川上水襍書」巻 8 東京都公文書館蔵。これは、明治 36 年 10 月市史編纂委員が砂川家文書を筆写したものである。

(11)前掲(8) pp. 15～16

(12)前掲(8) pp. 50～51

(13)『新座市史 第 2 巻 近世資料編』埼玉県新座市 1985 年 p.157

上水の増水などによる分水口の開閉を、町奉行や町年寄からの指示によって行い、分水口を差し塞ぐための人足や土俵、坑木などは野火止村から差出している。

しかし、宝暦 10(1760)年 11 月分水口は小川村にあり、距離があるので急な対応ができないことから、野火止村名主は小川村名主に分水口の管理を依頼している。その人足や土俵、坑木などの費用は、表 3 のように毎年 11 月末日に野火止用水を利用する村々から出金することにした。この表の合計より 105 文多い 3 貫 345 文を集めている⁽¹⁴⁾。この時の各村々の分

担が宝暦度に決めた割合として、後の工事負担の基準とされているが、安政年間など微妙な違いがある(表 6 参照)。

表3 宝暦10年取決め

	村名	金額(文)
1	野火止	524
2	西堀	342
3	菅沢	256
4	北野	114
5	館	128
6	引又	456
7	宮戸	280
8	上宗岡	380
9	中宗岡	380
10	下宗岡	380
	合計	3240

(旧大和田町役場所蔵文書)

6. 寛政年間の野火止用水

(1) 「上水記」に見る野火止用水

寛政 3 (1791)年頃、石野遠江守広通によって書かれた「上水記」巻 3 によると、野火止用水は承応年中(1652-1655)に願書が提出された。分水口は砂川村(現・立川市)と小川村(現・小平市)の村境にあり、野火止村(現・新座市)だけの利用であるが、他にも西堀村、菅沢村(以上、現・新座市)、館村、引又村、宗岡村(以上、現・志木市)、浜崎村、宮戸村(以上、現・朝霞市)の 7 カ村が利用した。長さは分水口から野火止村まで 4 里、野火止村から流末まで 2 里程、計 6 里程(約 24km)である。幅 6 尺(約 1m82 cm)、高さ 2 尺(約 61 cm)の 1,200 坪(1 坪は 1 寸四方から入る水の量)で、当時 33 あった玉川上水の分水の中で、最大の水量が配分された。同書巻 10 の明和 7(1770)年 7 月の調査(表 4)でも幅 6 尺、高さ 2 尺の 1,200 坪であるが、巻 3 の「分水口絵図」には 6 尺四方とあり、3 倍の 3,600 坪である。さらに、天保 15(1844)年 2 月村田阿波守の調査によると幅 6 尺、高さ 7 尺(約 2m12 cm)の 4,200 坪である。巻 4 の絵図によると、羽村から四谷大木戸までの分水の多くは、開渠で流れる玉川上水に分水口を設け、そこから

(14) 旧大和田町役場所蔵文書

取水した。分水口は、図 9 で示したように、玉川上水の川底に近い法面(のりめん)にあり、差蓋(さぶた)で水量の調節をした。この分水口に続いて木樋(埋樋)で土手をくぐり抜け、開渠となって流れた。

しかし、野火止用水の分水口は差蓋や埋樋はなく、流し樋のように分水したことから、玉川上水の水量によって流入量に変化したようである。なお、「新編武蔵風土記」⁽¹⁵⁾には「多摩川水道の水七分は江戸へかけられ、三分は川越領新田の養水に賜はり」とあり、野火止用水は 30%の配分と記されている。さらに、宝永 2

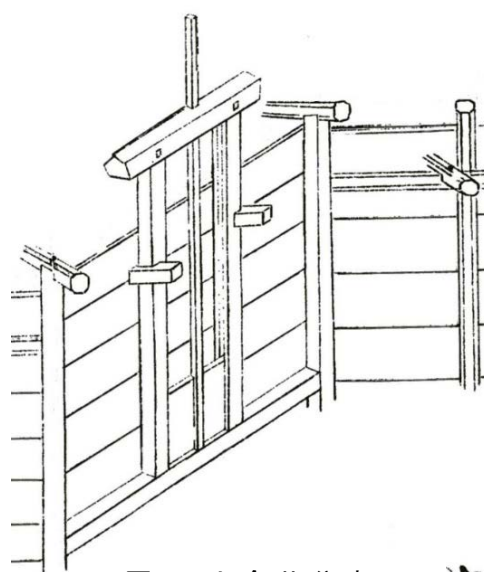



図 9 小金井分水口 
(東京都公文書館)

(1705)年「野火止宿明細帳」では、「6分江戸、4分野火止」⁽¹⁶⁾と野火止 40%になっている。しかし、「上水記」によると、明和 7(1770)年 7月羽村の一之水門では 9,000 坪が玉川上水に取水された。江戸へは約 46%の 4,107.75 坪、野火止用水は 13%の 1,200 坪、他の分水の合計は約 41%の 4,892.25 坪である。また、後述するように渇水期には水制限を受けた。

(2) 水料金

「上水記」によると、羽村から四谷大木戸までの玉川上水には分水口が 33 あった。このうち、大名屋敷への分水 3 を除いて水料を納めていたのは 15 分水、納めていないのは 15 分水であった。これは、上水担当者の間でも問題になり、明和 7 (1770)年全ての分水に、水料を賦課する方向で調査をした。その結果、明和 8 年 12 月には、次のことが判明した。

- ① 享保年間(1716～1736 年)に開発した武蔵野新田は、分水の工事費や養料金など、幕府が出金するほど困窮しているので水料は出していない。
- ② 井の頭池の水を元来使用していた村は、神田上水になっても水料は納めていない。
- ③ 入間郡宗岡村(現・志木市)は、引又川に流入していた野火止用水を掛

(15)『新座市史調査報告第 11 集 地誌』埼玉県新座市 1985 年 p.9

(16)前掲(13) p.131

表4 明和7(1770)年玉川上水の分水						
(「上水記」から)						
番	分水名	願濟年	坪数	金納	米納	備考
1	拝島村	玉川清右衛門掛の節	49	1両		
2	殿ヶ谷新田	享保5(1720)年	64			
3	柴崎村	元文2(1737)年	150			
4	砂川村	明暦3(1657)年	49	1両		
5	野火止村	承応年中(1652-1655)	1,200			
6	平兵衛新田	享保17(1732)年	60			
7	砂川新田		60			
8	小川村	明暦3(1657)年	100	1両		
9	南野中新田	享保14(1729)	60			3巻榎戸新田
10	上鈴木新田	享保19(1734)年	150			大長久保鈴木
11	国分寺村	明暦3(1657)年	100		1石5斗	
12	大沼田新田	宝暦年中(1751~64)	80			大岱
13	下小金井村南野中新田地内より		64			
14	田無村	元禄9(1696)年	16	1両		
15	鈴木新田	享保19(1734)	60			
16	関野新田	享保年中(1716~36)	64			
17	下小金井村	不明	64	1両	1石8升	下小金井村
18	小金井村		100		5斗4升	上小金井村
19	梶野新田	享保19(1734)年	64			上連雀村
20	千川用水	元禄9(1696)年	300	4両1分		千川善蔵 千川金七
21	境村	不明	100	1両		
22	品川用水	寛文9(1669)年	625			
23	牟礼村	延享2(1745)年	64		3石4升	無礼久我山
24	烏山村	不明	25		7石2斗	
25	上北沢村	不明	100		4石	
	(代田村)				2石	三田用水併用
26	下高井戸村	安永4(1775)年			6斗8升2合	
27	幡ヶ谷村	不明	4		3石7斗	竹樋
28	三田用水		900			
29	淀橋水車		169		8石	
30	原宿村	享保9(1724)年	9		6斗9升212	原宿村麻布
31	戸田家屋敷	元禄12(1699)年	42.25			戸田山城守
	合計			10両1分	32石4斗3412	

願濟年は3巻(寛政3年=1791)、他は10巻(明和7年=1770)。10巻には中藤、野中、鈴木の4新田と内藤、田安の2屋敷がなく、7と13がある。

け樋(いろは樋)で対岸に渡し、田用水として利用しているのので水料は出していない。

明和 7(1770)年の調査を、表 4 にした。それによると、原宿分水(1724年)や牟礼分水(1745年)の例外はあるが、享保期の新田村は無料で、それ以前の分水は水料を納めていた。金納は飲料水、米納は田用水で、米納は後にその年の張紙相場によって金納した。なお、野火止用水は玉川上水の分水の中では大量の水を使用し、一番古い開削にもかかわらず水料は出していなかった。

(2) 天明 8(1788)年の水車調査

「上水記」9巻には、天明 8(1788)年 12月江戸の水不足に関連して実施した玉川上水の分水の水車の調査報告を載せている。この調査には、表 5 に示したように、水車の使用水路、願い出や設置した年、水車が設置された村、所有者、搗き臼や挽臼の数、冥加永などが記されている。当時、分水には休業中や出願中も含め 32 台⁽¹⁷⁾の水車があり、一番古いのは宝暦 11(1761)年の下小金井村の水車で、全体的には安永 3(1774)年頃から増加する。野火止用水の水車も宝暦 12年に始まり、徐々に増えて合計 7 台になる。各水車は、小麦などを製粉する挽臼と米や大麦を精白する搗き臼を備えている。但し、挽臼は 1 個と共通しているが、搗き臼は 5~14 個と差がある。冥加永は挽臼 1 個・搗き臼 10 個と臼は同数なのに大岱村 175 文、菅沢村 500 文、引又村 1,000 文と差が大きい。但し、同様のことは玉川上水の他の分水でも見られる。なお、惣右衛門の水車は新田に設置したので、冥加永は出していない。忠吉の水車は大破し、廃止を検討している。

表5 天明8(1788)年 野火止用水の水車						
						(「上水記」)
	許可年	村名(現行市)	所有者	挽臼	搗臼	冥加永
1	天明2(1782)	大岱(東村山)	半次郎	1	10	175(文)
2	安永7(1778)	菅沢(新座)	忠吉	1	10	500
3	安永8(1779)	野火止(新座)	又八	1	5	500
4	天明6(1786)	浜崎(朝霞)	惣右衛門	1	5	免除
5	宝暦12(1762)	引又(志木)	太兵衛	1	14	750
6	明和7(1770)	引又(志木)	平右衛門	1	10	1,000
7	安永5(1776)	引又(志木)	勝五郎	1	10	1,000

引又に水車が 3 台と多いのは、宿場町として市が開かれ、さらに舟運の河岸があるなど交通の要所で繁盛していたからである。町中

(17)大沢村の藤兵衛水車は、野川なので含まれていない。

には宿屋や飲食店が多く、米飯の提供もあった。さらに、天明 5(1784)年には酒造業が 4 軒あり、酒米の精米にも水車が使用された。

(3) 寛政年間の水利用

寛政 4(1792)年 6 月玉川上水を管理していた普請役所の問い合わせに対する野火止村の名主常右衛門の報告⁽¹⁸⁾によると、野火止用水の水利用は次のようであった。

- ① 水車は 5 台あり、冥加金は 1 カ所金 2 分を領主に納めている。
- ② 飲料用の分水は 7 つあり、約 450 軒が利用している。
- ③ 松平右京亮陣屋では、17 軒約 50 人の飲料水として使われている。
- ④ 松平伊豆守の抱屋敷が 3 カ所あり、約 20 人の飲料水になっている。
- ⑤ 平林寺は 50 人ほどである。
- ⑥ 玉川上水の分水から秋元但馬守の領地宗岡 3 カ村の水田まで 5 里半余りを野火止用水が流れている。
- ⑦ 分水口は、伊豆守が拝領した時は、左右が石垣で 6 尺幅である。
- ⑧ 水料金は出していない。
- ⑨ 用水組合は、数十カ村で石高は合計 3,500 石余りである。
- ⑩ 飲料水、田用水とも家数 700 軒程で、合計 3,600 人程が利用している。

このように、分水口の幅は 6 尺(約 182cm)で両側に石垣があり、水料金は徴収されていない。水車が 5 台で「上水記」の調査時より少ないが、これは大岱村と浜崎村が含まれていないからである。また、冥加永については、普請役所とは別に、領主に金 2 朱を納めていたようである。なお、野火止用水には 7 本分水があり 450 軒の飲料水として使用し、陣屋、抱屋敷、平林寺でも計 120 人が飲料水としている。これを含めると思われるが、全体として 700 軒、約 3,600 人が利用した。なお、元禄 14(1701)年館村では 24 町余りの水田を灌漑し、これは天保 14(1843)年も同じであった⁽¹⁹⁾。

7. 文化元(1804)年の修理と上流部の管理

(1) 文化元(1804)年の分水口の修理

(18)小平市中央図書館『小平市史料集第 28 集 玉川上水と分水 6』小平市教育委員会 2002 年 p.82。pp.179~192

(19)『志木市史 近世資料編 I』志木市 1987 年 p.44、p.74。

「多摩川上水雑書」⁽²⁰⁾によると、享和4=文化元(1804)年9月野火止用水の分水口の石垣が一部壊れたことから、野火止陣屋と用水を利用してゐる村々は、次のような工事許可を普請役所に願い出ている。

- ① 分水口の両側の石垣は高さ6尺、長さ1丈2尺である。石垣下土台は概8寸角で朽損したので交換する。
- ② 分水口の敷石は幅6尺5寸で、長さ1丈2尺のうち7尺を修理する。
- ③ 玉川上水の沿い上流側の石垣の高さ6尺、長さ3間の修理をする。
- ④ 玉川上水沿いの下流側の石垣の高さ6尺、長さ1丈2尺の修理をする
- ⑤ 東側高さ3尺、長さ6間の石垣の修理をする。

つまり、分水口両側の石垣は土台が腐っているので取り換え、石垣は元の形に作り直す。他の石垣は補修する。なお、図10に示された分水口の

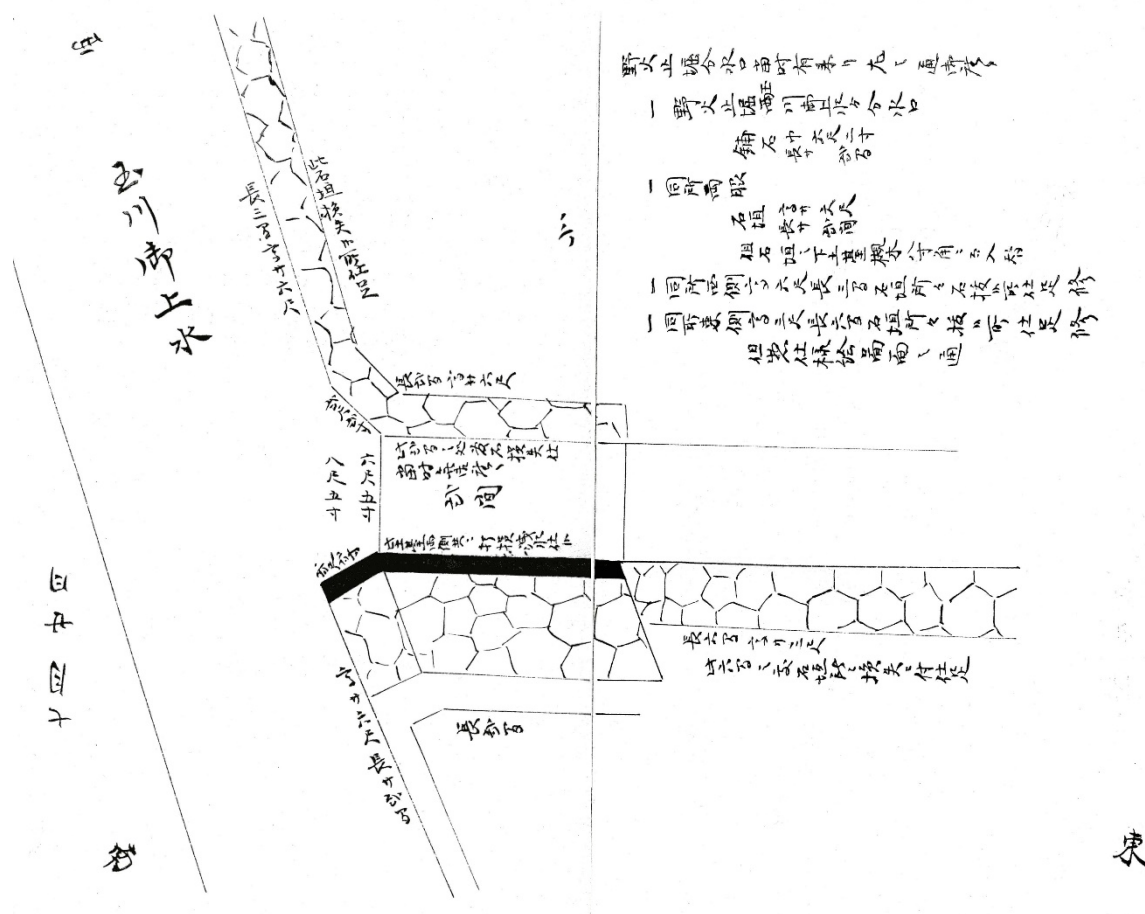


図10 文化元年 野火止用水分水口

(東京都公文書館)

(20)前掲(10)

敷石の幅は6尺5寸で、長さは2間である。従来、分水口の幅6尺と言われているが、「宗岡村用水路由来書」にも「分水口6尺四方、敷石台付分水堀幅敷6尺5寸口式間」⁽²¹⁾とあり、分水口に続く水路が幅6尺5寸と思われる。しかし、図10の書き込みには敷石幅6尺2寸とある。

また、下流側の石垣は2尺2寸余り玉川上水に「筋違いに仕出し」、敷石は玉川上水の川底より6寸高くすることで、野火止用水に入る水量の調節をしているという言い伝えが紹介されている。

同年9月25日には普請奉行所の役人と松平家の家臣、村役人が現場の実地踏査をした。工事中は、分水口の前を土俵で締め切り、上流から仮水路を掘って野火止村などには給水する計画を立てる。また、敷石については、流入量の関係から①当時、羽村の取水堰が仮堰であること、②玉川上水の分水口が多いことから取水制限の可能性が高いので、その工事をする必要の有無が検討された。さらに、工事完了後、10年ごとに堀浚いと土揚敷の草木の刈取りを行うことが記されている。

「用水口床下普請水増願入用割合帳」⁽²²⁾によると、分水口の石垣の高さは6尺、分水口の水門の幅も6尺であるが、下は7尺で「敷石差蓋付」とある。北側の石垣の長さは7間余り、南側は14間、玉川上水「表2間、堀副口1丈2尺、敷6尺5寸」とある。「上水方心得帳」⁽²³⁾には、文化元年「石垣修復水門口新規差塞」とあり、分水口の石垣の修理と、分水制限を受けたことが記されている。

さらに、「宗岡村用水路由来書」⁽²⁴⁾には、享和4年(1804)年4月分水口が埋まり、水行が悪

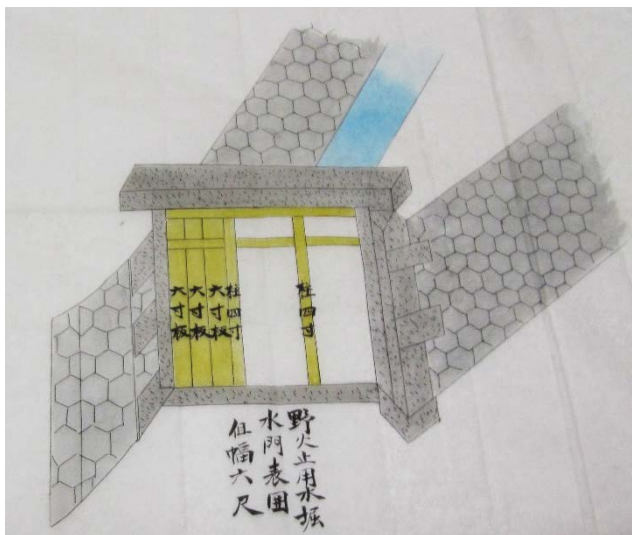


図11 野火止分水口(志木市金子家文書)

(21)『志木市史 近世資料編Ⅲ』志木市 1987年 p. 15

(22)前掲(21) p. 51

(23)東京都公文書館蔵 「文化6年調」とある。

(24)前掲(21) pp. 16~19

なくなったことから、野火止役所は普請奉行柳生主膳の許可を受けた上で、野火止用水の分水口に6尺(約182cm)四方の水門を建設し、下流の「いろは樋」の水の掛り方を見て、4分6厘明けに定めたとある。当時の水門の状態は不明であるが、図11からは、水門には中間に幅4寸の柱2本があり、差蓋1枚の幅6寸であった。通常4分6厘明きとすると6寸幅の差蓋4枚を入れ、柱2本で計3尺2寸が塞がれ(5分3厘余)、4分6厘余り明きであったと思われる。

この工事費は野火止陣屋が負担し、5里余りの堀の浚渫は、利用する村々が宝暦年間に決めた水利用の割合で出金した。さらに、野火止用水に関する願書は、直接普請役所に提出するのではなく、野火止陣屋を経由して提出した。なお、「上水方心得帳」によると、水不足の時には野火止役所に願い出て、同役所の添簡をもって村役人が羽村陣屋へ提出し、同陣屋が対応した。

(2) 大岱村の水車

大岱村(現・東村山市)の半次郎水車が野火止用水に建設された経過は、次のようである⁽²⁵⁾。天明2(1782)年9月小川村弥四郎が水車建設を計画したところ、半次郎が利兵衛橋下流に水車を建設したいと対談し、半次郎が引受人になる。水車は地域の用水を個人的に使用することから、地元の了解が必要であった。そこで、弥四郎は野火止用水の分水口の開閉に携わっていることから、野火止宿常右衛門に依頼して野火止陣屋や平林寺の許可を取った。さらに、支配役所と鷹場役所の許可を得た上で水車を建設し、同年から稼働させた。半次郎は、小川弥四郎に世話になったことから、毎年10月23日までに4両を支払う約束をする。

文化元(1804)年6月野火止分水口の修理と堀浚いの後、用水路に関する事項を改正した。半次郎の水車も下流の村々に影響が無いかが協議するように指示され、野火止宿と次の契約をする⁽²⁶⁾。

- ① 水車の使用は、文化元(1804)年から文化5年まで5年間とする。
- ② 今回の堀浚いについて、半次郎水車は野火止宿に人足代10両、その後には年2両差出し、他に出金しない。

(25)『東村山市史8 資料編』東京都東村山市 1999年 pp.533~537

(26)前掲(25) pp.539~540

③ 水車用水路口や野火止用水の堰などは、野火止陣屋の指示に従う。

その後、文化2(1805)年野火止用水沿いの村々は、堀浚いや土揚敷の草刈りを命じられた。半次郎は、野火止陣屋の許可は取ったが、大岱村の村役人に断りなく水車の前後の堀浚いを行ったことから問題となり、一時中断する。しかし、その後、半次郎は実地調査に来た野火止陣屋の役人から堀浚いを仕上げるよう命じられ、大岱村の村役人立会いのもと実施する。この時、村役人に悪口・雑言を浴びせる者が何人かおり、村内でトラブルになる。

8. 野火止用水の管理

(1) 野火止宿周辺の管理

平林寺の高札によると、野火止用水では次のことが禁止されていた。①用水内での殺生、②不浄・洗濯、③古草履・塵芥を捨てること⁽²⁷⁾、特に寺院内での高札であることから①が掲げられたと考えられる。しかし、延享3(1746)年9月19日野火止陣屋から領地に出された通達⁽²⁸⁾の中にも「郷(濠カ)堀小川殺生之事」とあり、用水の魚を殺すことを禁じている。②と③は水質の保全で、これは飲料水・生活用水に使われたことから、平林寺以外でも求められた。

天保8(1837)年「御用日記」⁽²⁹⁾によると、野火止名主庄右衛門は同年8月27日頃から雨天順延で野火止用水の草刈りや掃除をするという急廻紙を宮戸、宗岡、引又、館、北野、西堀、菅沢、西屋敷の8町村宛に出した。それには、村名の下に押印して次の村に回し、最終的に庄道衛門宅に戻すよう依頼している。これに続いて、同年8月25日には、8月27日に水を止め8月28日から作業に入るよう指示している。このように、野火止村の主導で、各村は決められた日に、決められた場所の掃除・草刈りをした。

陣屋堀の場合は、天明8(1788)年11月9日野火止陣屋から堀浚いと掃除をするので、朝五つ時(午前8時頃)大和田町から4人、館村3組(館4人、中野1人、引又1人)から6人、合計10人が鍬と鎌を持参し、作業するよう指

(27)前掲(9) p.457

(28)『志木市史 近世資料編Ⅰ』志木市 1987年 p.579

(29)『志木市史 近世資料編Ⅱ』志木市 1985年 pp.217～218

示された⁽³⁰⁾。このように、領内の農民を使役して浚渫や土揚敷の掃除をした。

なお、宝永 2(1705)年「野火止宿明細帳」⁽³¹⁾によると、野火止、菅沢、北野、西堀の 4 カ村が水番 3 人の給金 1 両 2 分を負担している。その預り金の利息によって、水不足の時には小川村の分水口まで調査した。但し、この水番の役目や担当場所は不明である。

(2) 上流部の管理

野火止分水口は現在の小平市と立川市の境にあり、新座市までの間の水利用は認められていなかった。その間、人家の少ない武蔵野を流れたが、管理がどのようになっていたのか、小平市の史料⁽³²⁾をもとに見ていく。

宝永 5(1708)年閏 1 月小川村の市左衛門の倅久兵衛が野火止用水沿いの松並木のうち 4 本を伐採し、罰金として 2 両差し出している。また、享保 7(1722)年 6 月分水口に杭を打って水を堰止める事件が起こった。野火止の領主松平右京大夫からは「江戸の上水の必要による分水口の差止めは仕方がないが、そうでなければ不届きである。今後、このようなことが無いよう」注意される。

享和 4(1804)年野火止用水の分水口の修理が行われ、これを契機に水路沿いの管理を確認したようである。一般に分水を浚渫した時に出る泥などは、水路の両側に置く。この土地を土揚敷といい、除地とされる。同年 2 月役場から、野火止用水の水路幅と土揚敷の幅、土揚敷の管理について問い合わせがあった。これに対し、上・中・下清戸の 3 カ村と野塩村⁽³³⁾は、野火止用水の水路幅は 1 間(約 1.8m)、両側に土揚敷が 1 間ずつあり、土揚敷に生える雑木や草は村で刈取っていることを報告している。

文化 10(1813)年 3 月土揚敷の雑木や草の刈り取りの報告を小川村弥四郎が代官所に行っている。その後、弥四郎と野口村(現・東村山市)勘兵衛は、松平右京亮から野火止用水の水見廻役を依頼される。小川村の分水口から野火止村まで月に 1、2 回土揚敷などを見回り、異変があった時は地元の村々と交渉し、分水口や水路の異変は普請役所に届けるよう依頼される。

(30)「公用日記留」前掲(29) p. 98

(31)前掲(13) p. 131

(32) 前掲(18) pp. 179~192

(33)4 カ村とも現・清瀬市。但し、野塩村は野火止用水沿いではない

これに対し、弥四郎は支配代官や普請奉行所の了解をとるよう依頼したようである。同年 5 月廻田村他 10 カ村は、川崎平右衛門役所に、勘兵衛は寛政年間に名主を退役させられている人物なので水見廻役は認めないよう願い出⁽³⁴⁾て、同年 8 月これが認められたようである⁽³⁵⁾。

安政 6(1859)年には 10 年に 1 度の野火止用水の大浚いの準備として、各村は地先の土揚敷の草木の刈り取りを 2 月下旬までにするよう命じられた⁽³⁶⁾。このような負担をすることから、野火止陣屋から小川村名主に中元として金 200 疋、歳暮として塩引鮭 2 本と金 200 疋が贈られている。

9. 文化年間の引又の水利用と「いろは樋」

近世後期になると「新編武蔵風土記稿」のように幕府による地誌の他に、グループや個人による地誌や名所記が刊行される。特に、武蔵野は江戸の近郊にあり、手軽に出かけられる場所であったことから、野火止を中心とした地域も「武蔵野話」「江戸名所図会」などで紹介されている。ここでは「遊暦雑記」の中から「新座郡引又宿のわたり樋」⁽³⁷⁾を取り上げ、野火止用水の水利用の様子を見ていく。なお、作者は十方庵敬順(1762～1832年)で、文化 11(1814)年頃にまとめたようである。

引股の宿ハ、南北の町長さ三町余、新宿、本宿、中宿、坂下町と次第して町幅広く穀問屋あり、酒楼、食店、商家、旅籠屋両側に軒をつらね、片鄙には都会の土地にして、例月三、八の日市のたつ事となん、扱又当処新宿の入口より、街の真中に大樋(ヲトヒ)を堀埋め、幅三尺余、深さ四五尺、新宿の方ハ高く、坂下の方ハ次第に低ければ、清流迸り来りて実にいさぎよし、此大樋の側にいたりて、市中の男女よろづのものをあらひすゞぎ飲水とす、元来此土地高みなれば水に乏しき場処なるに、斯潤沢に清流に富

(34)前掲(25) pp. 247～248

(35)『小平市史料集第 28 集 玉川上水と分水 6』小平市中央図書館 2002 年 pp. 185～186

(36)前掲(35) p. 192

(37)「十方庵遊歴雑記」江戸叢書刊行会『江戸叢書 第 3 巻』1980 pp. 429～430

(トム)事ハ、全く伊豆守三代目松平信綱が高智のいたす処にして、万宝の最上といふべし、此埋樋(ウヅミドヒ)の両側に、柿と梨との二樹を植る事凡弐町、頃は九月九日なれば梨柿ともに見事に熟し、重(ヲモ)たげに樹たハミ、枝垂れて、人の手おの々とどくといへども、児童たに狼藉せざるハ一品にして、土地にたくさんなる故ならんかし

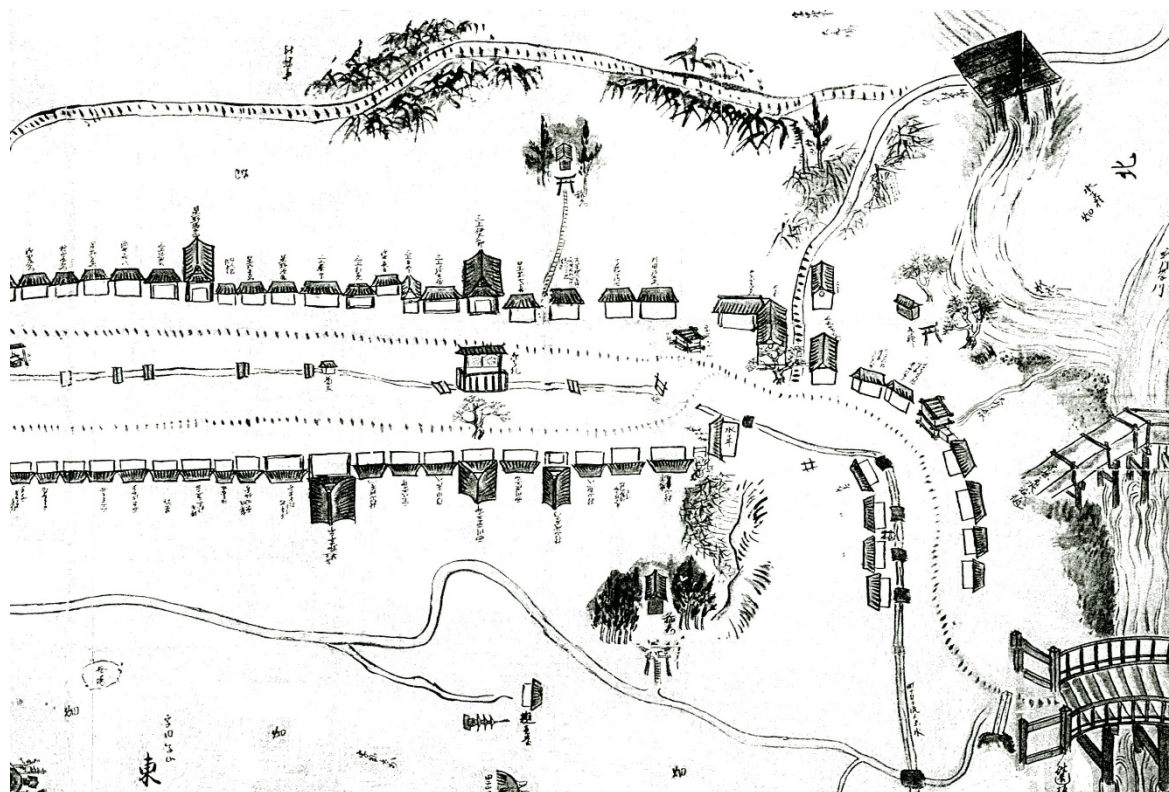


図 12 文化 12 年 引又町絵図 (志木市立郷土資料館)

ほぼ同時期の図 12 と合わせると、引又宿の賑わいと、野火止用水が幅 3 尺(約 90 c m)、深さ 4、5 尺(約 1 m 20 c m ~ 1 m 50 c m)で道の中央を流れ、同宿の飲料水・生活用水として使われたことがわかる。暗渠には梨と柿が植えられ、たわわに実っていることも記されている。

彼は、引又には「千貫樋(ドヒ)」、つまり「いろは樋」の評判が高いので、これを見に来たと言い、先の引用に続けて、その様子を次のように描いている。

埋樋に添て爪先さがりに段々と北の方へ行に、坂の下口左側に高柵(マス)

を堀埋たり、高さ凡五尺余幅凡三尺五寸四方、此処より坂を下りて、川端までハ次第に低くして、壱丈余も地面下るべし、此坂口より土橋まで凡壱里あまり、扱件の高柵より幅貳尺四方の樋(トヒ)を坂口に深く土中に堀込、内川の渚にいたりて、彼堀埋し樋を地上へあらハして、内川の上をわたり樋(トヒ)とす、内川の幅土橋にてこゝろみるに長さ拾七間、水面より渡樋(ワタリドヒ)の下面(シタヅラ)まで凡壱丈四五尺、此わたり樋の長さ貳間づゝにて継、都合六十継(ツギ)、百貳拾間とかや、此引股橋より南ハ新座郡にして、松平右京亮領分、又川より北ハ入間郡にして秋本左衛門尉領内、千六百石の田地へ引用水の樋とかや、既に川向入間郡棟岡村の堤の際にいたりて、水門にいたりて止、此処までわたり樋の長さ百貳拾余間、樋の大きき貳尺四方、此用水なかりせば数ヶ村の農民一切の仕付ものハ成がたかるべし

引又宿から、北の坂下口に高さ凡 5 尺余り(約 1m50cm)、幅凡 3 尺 5 寸(約 1m)余り四方の高柵があり、そこからさらに 2 尺(約 61cm)四方の木の樋を地面に深くに埋めている。坂口から川端までの高低差は約 3m、長さは約 1 里余りある。川の手前で埋樋が地上に出て(図 12 では右端)、川の幅は 17 間(約 20m)で、掛け樋(渡樋)の下面から川の水面まで 1 丈 4、5 尺(4m24cm~4m55cm)ある。掛け樋の長さは 120 間(約 218m)で、2 尺四方の木の樋が 60 本つないであると言っている。この材料は松、榎(トドマツ)、杉などで、厚さ 2 寸で屋根はないとして、四谷門外の高柵と比較している。

10. 分水制限と野火止用水

すでに見たように、明和 7(1770)年 7 月羽村の一の水門では多摩川の水を 9,000 坪取水し、上流部の分水の総量は 4,892 坪 2 合 5 勺で江戸への水量より約 785 坪も多い。そこで、夏に江戸が水不足にならないように、5 月初旬から武蔵野の全ての分水口を半分、もしくは 1/3 塞ぐという取水制限が行われた⁽³⁸⁾。

野火止用水以外の分水は、普請役所からの指示に従って村役人や水見廻

(38) 東京市役所『東京市史稿 上水篇第 1』臨川書店 1975 年 p. 406

役が立会いの上、差蓋の上げ下ろしをする。野火止用水の場合は、すでに見たように通常4分6厘明きで、水不足の時には野火止陣屋の添簡を持って羽村陣屋に届け、普請役人が対応した。このように、他の分水とは届出などがやや異なっていた。この具体的な状況を、「宗岡村用水路由来書」⁽³⁹⁾をもとに見ていく。なお、宗岡村の領主は野火止と異なり、川越藩や山形藩などである⁽⁴⁰⁾。

(1) 文政4(1821)年の水量制限

文政4(1821)年4月から同年7月中まで旱魃で野火止用水が減水したが江戸も水不足で分水口は通常4分6厘明きのところ、1分塞ぐ3分6厘明きになった。しかし、田植えができないので、増水願いを野火止陣屋に提出し、さらに6月に願書を再提出したところ、1分明きが認められた。しかし、旱魃で再度1分塞ぎになり、野火止村までは水は来るが、宗岡村までは来ないので組合隔番引き(番水)にした。この時、野火止陣屋の役人が、小川村の分水口から流末まで見回りをした。これを領主に報告したところ、領主から野火止代官に金300疋、徒目付へ金200疋、足輕3人に銭900文ずつ支給された。

(2) 天保6(1835)年の水量制限

天保6(1835)年4月玉川上水の水不足で4分6厘明きのところ、さらに1分塞ぐことになった。玉川上水は赤土(赤へな土)で水の流れが速く、野火止分水口は石土台で年数が経過し、水の入りが悪くなっていた。そこで、用水組村々は相談の上、増水願いを野火止陣屋から普請奉行へ提出した。これに対し、普請役所からは通常4分6厘明きと決めた経過について問い合わせがあった。そこで、天明7(1787)年2月26日普請下奉行森川八兵衛他5名が分水口から流末村まで絵図面をもとに実地調査したところ、分水3カ所の増加と大岱村半次郎の水車用水路の堰上げを発見され、問題となった。この件については、村々は嘆願書を出すとともに、代官も挨拶に出張し解決に当たった。同年3月普請役場は再度実地調査をし「いろは樋」登り竜口で水深6寸、精進場樋口で6寸5分とした。これを基準として分水口を4分6厘明きとした。このように報告したが、水不足への対応

(39)前掲(8) pp.16~20

(40)『志木市史 通史編上』志木市 1990年 p.271

は無かったようである。

(3) 天保 10 年から同 13 年の水量

①天保 10(1839)年の水不足

天保 10(1839)年 6 月旱魃で分水口の調整を、野火止陣屋を經由して普請役場へ提出したが、同年 7 月江戸も水不足で逆に 1 分塞がれる。この時領主から挨拶として野火止代官齋藤条左衛門へ金 300 疋、徒目付古谷宮助へ金 200 疋、足輕 3 人へ銀 12 文ずつが渡された。

② 天保 11(1840)年、同 12 年の増水

天保 11(1840)年 2 月分水口の水の流入が悪いことから、組合村々は増水の再願書を野火止役所に提出した。同年 10 月 23 日普請方下奉行森川小太夫、普請方改役尾原良平、普請方添役星野又四郎、普請方同心水上源兵衛、同心木曾又蔵、地割棟梁河合玄作が出張し、分水口から宗岡村の掛け樋まで見分した。その上で、10 月 26 日普請役人は幅 6 寸の堰板 3 枚を取り除き、3 分増水して 7 分 6 厘明きにした。これに対し、領主から普請役人に礼金が渡された。これは、下奉行へ長熨斗付き金 500 疋、改役と添役に切熨斗付き金 300 疋、同心と地割棟梁に切熨斗付き金 200 疋になる。

これとは別に、村々が負担したのは金 190 両と錢 303 文で、そのうち 40%を水車が、1 軒金 6 両 2 分で負担し、残金 114 両と永 27 文 8 分 5 厘を宝暦度に決めた割合で組合の村々が負担した。宝暦度の取り決めとは表 6 のように水永 3 貫 106 文を 7 カ村で割っている。「水永 100 文は永 367 文 7 分 4 厘」^(ママ)で、宗岡村は計算上 43 貫 356 文 546 になるが、43 貫 366 文 54 とされ賄不足分が加えられ、43 貫 470 文 4 厘を負担した。

また、表 7 のように宗岡村の水田は 83 町 6 反 19 分(表 5 の合計とは 70 歩異なる)あり、1 反につき永 51 文 9 分 7 厘を負担した。数字的には微妙なズレはあるが、野火止用水を使用した当時の宗岡村の水田の広さがわかる。

その後、天保 12(1841)年 3 月多摩川の水量が多かったようで、江戸の水量に特別の影響が無いことから水門差蓋残り 1 枚、幅 4 寸の立柱 2 本を取り払い、全開の 6 尺にした。しかし、1 年後の天

表6 宝暦度取決め

	村名	金額(文)
1	野火止	543
2	菅沢	264
3	北野	118
4	館	236
5	引又	473
6	宮戸	293
7	宗岡	1,179
	水永計	3貫106文

(『志木市史 近世資料
編3』49頁から作成)

保 13 年 3 月江戸が水不足になり、水道奉行から松平家上屋敷に連絡の上、5 分 6 厘明きにされた。

(4) 嘉永 5(1852)年の水不足

嘉永 5(1852)年宗岡村は野火止用水の水量が減り、稲作に支障が出たことから野火止役所に願い出た。同役所は、同年 7 月 3 日分水口から流末まで用水沿いの草刈りやゴミ浚いを命じたが、それでも水不足のため番水で灌漑した。この時、宗岡村は前例にならい、野火止役所と野火止村名主に挨拶をしてほしいと代官所に願い出、同年 8 月 4 日領主の川越藩から野火止役所の役人などに金が贈られている。

表7 天保11年 宗岡村の水田

	田反別	負担額(文)
上組	26町4814	13763.78
中組	28町4528	14790
下組	28町7007	14916.29
計	83町6419	43470.07

(『志木市史 近世資料編Ⅲ』50頁)

1 1. 安政 6(1859)年の敷下げとその後

(1) 安政 6(1859)年の分水口の敷下げ

安政 6(1859)年 1 月分水口の水の入りが悪いことがら水不足になり、分水口の敷下げを願い出て認められた。工事内容は不明であるが、その費用の負担を示した帳面⁽⁴¹⁾によると、徴収は 2 回行われた。前半は、主に 1 月、2 月の増水願いに関連し、水見廻役源五右衛門や小川村名主、野火止陣屋の役人への進物・賄い、会議費などが中心である。この合計は 161 貫 375 文で、40% 64 貫 550 文を水車 13 人、20% 32 貫 275 文を半次郎水車、40% 64 貫 550 文を組合村で負担した。当時、野火止用水を使用していた村々は表 8 のように 9 カ村で、1 回目と 2 回目の負担金額を記した。水車は表 9 に示したように 13 人で 1 人金 4 両 3 分 3 朱と 187 文(永 4 貫 965 文 4 分)を負担した。

2 回目は主に 3 月、4 月の費用で分水口の敷下げの工事費になる。石や木などの材料費、大工の手間賃、3 月 24 日～同月 26 日は普請役所人と水見廻役、他に野火止陣屋や川越藩の役人が工事の確認に来ている。その賄いなども含め、総額は 336 貫 500 文で、1 回目と同じように、水車 13 人で 40% 134 貫 600 文、半次郎 20% 67 貫 300 文、組合村々 40% 134 貫 600 文である。この時の半次郎を除く各水車の負担は 1 台金 11 両 1 分と 700 文(永

(41) 『志木市史 近世資料編Ⅲ』志木市 1987 年 pp. 20～53

領分	村名	1回目(文)	2回目(文)	合計(文)	使用
1 高	野火止村 (西堀村)	11,285.20	23533.6	34,818.80	飲用水
2 崎	新座 菅沢村	5,487	11441.7	16,929	〃
3	北野村	2,452.40	5114.1	7,566.50	〃
4 藩	郡 館村	4,904.80	10222.2	15,127.00	田用水
5	引又村	9,788.80	20413.1	30,201.90	〃
6 旗本	宮戸村	6,131	12775.3	18,906	〃
7 川	入 上宗岡村	8,167.80	17032.6	25,200.40	〃
8 越	間 中宗岡村	8,167.80	17032.6	25,200.40	〃
9 藩	郡 下宗岡村	8,167.80	17032.6	25,200.40	〃
	合計	64,552.60	134,597.80	199,150.40	

(『志木市史 近世資料編Ⅲ』26～42頁から作成)

村名	所有者名
1 野火止	庄右衛門
2 〃	豊吉
3 〃	喜兵衛
4 田島	幸八
5 北野	藤次郎
6 館	五兵衛
7 引又	半十郎
8 〃	鉄五郎
9 〃	重五郎
10 〃	権兵衛
11 〃	次兵衛
12 〃	武左衛門
13 〃	弥平次

(旧大和田町役場所蔵文書)

10 貫 354 文)になる。

同年 4 月初め、この敷下げ工事が完成したことを確認した上で、従来の 5 分 6 厘明きになった。しかし、同年 9 月には江戸が水不足になり、さらに 2 分塞ぎとなり、3 分 6 厘明きとなった。つまり、幅 6 寸の付板 2 枚が分水口に取り付けられ、2 尺 2 寸明きにされた。その時は、大雨で水嵩も増したので影響はなかったが、平水になるにつれ減水した。

(2) 文久元(1861)年の水不足

文久元(1861)年 5 月中旬から、野火止宿他 8 カ町村は旱魃で水不足になる。そこで同年 6 月中旬に野火止陣屋に付板 2 枚を外してほしいと願い出た⁽⁴²⁾。しかし、江戸の水不足で逆に 1 分塞ぎが命じられた。そこで、水田が継続できないとして、従来の差塞ぎに戻す願いを羽村普請役所に再度提出した。



野火止用水(新座市)

(42) 『新座市史第 2 巻 近世資料編』埼玉県新座市 1985 年 pp. 242～246

第 2 節 明治時代の展開

1. 明治 2 年 野火止分水口の様子

志木市や新座市の資料⁽¹⁾⁽²⁾をもとに、明治初めの野火止用水の分水口の状況を見ていく。

明治 2(1869)年 3 月玉川上水の川底が水流や浚渫で低くなってきた。しかし、野火止用水の分水口は敷石であることから、相対的に堀敷が高くなり、取水量が減少した。そこで、宗岡村は組合村々と相談の上、敷石を外し土樋にする願いを営繕司用水掛と大河内右京亮野火止役場へ提出した。この増水願の費用は、野火止宿他 8 カ村(菅沢村、北野村、館村、引又町、宮戸村、上・中・下宗岡村)と水車は、次のように決めた。

- ① 経費の 50%は用水組合村々で負担する。
- ② 残り 50%は、12 軒の水車と大岱水車(3 軒分負担)が負担し、計 15 軒分を出金する。
- ③ 出願に関わる事務費用は 1 日銀 25 匁として入用帳に記す。

これに署名したのは 9 カ村の名主と水車 10 台である。水車は、野火止村は文四郎と勇吉、北野村藤次郎、引又町は権兵衛と鉄五郎、武左衛門、半十郎、館村五兵衛、溝沼村幸八、大岱村(現・東村山市)半次郎になる。

同年 4 月野火止宿他 8 カ村は野火止役所に、次のように願い出る。近年玉川上水を数度浚渫したので川底が低くなり、ここ 3 年間野火止用水口から水の流入が悪い。雨天後は分水口で 1 尺余りの深さになるが、日照りが続けば枝堀の飲料水が不足する。また、田植えの時期を迎え、稲作に影響が出る。そこで、①分水口を約 18 間(約 33m)上流に移動し、①文化年間のように幅 6 尺とし、②玉川上水の堀敷と分水口敷を同じ高さの伏せ樋(埋樋)にしてほしい。

この願書は野火止役所から関係役所に提出され、実地調査の上、次のように対応された。

- ① 安政度の分水口の水乗りは 1 尺 9 寸、今は 1 尺 6 寸で多少の違いはあるが、分水口の場所替えは難しい。

(1)『志木市史 近世資料編Ⅱ』志木市 1988 年 pp. 440～442、449～452

(2)『新座市史第 2 巻 近世資料編』埼玉県新座市 1985 年 pp. 250～251

② 分水口の幅を4寸増やし、安政度のように5分6厘明きにする。

これに対し、明治2(1869)年11月野火止村他8カ村は、実地調査は玉川上水の水量が多い時期に実施された。冬から初夏の渇水期に調査すれば、分水の水不足が理解できるとして、再度願書を提出した。

2. 分水口の改正(統合)

(1) 分水口の統合

明治3(1870)年3月27日民部省土木司は、玉川上水の分水を使用している村の代表者を羽村(現・羽村市)に集め、分水口の改正を伝え、同年6月に実施した⁽³⁾。

この結果、江戸時代末に羽村から四谷大木戸間にあった34分水は半数の17に統合された。具体的に、左岸は上流から殿ヶ谷、野火止、小川、大沼田、野中、田無、鈴木、関野、千川、下高井戸、幡ヶ谷、神田上水助水、田安の13分水が、殿ヶ谷、北側元堀(現・新堀用水)、下高井戸、幡ヶ谷、神田上水助水、田安の6分水にされた。右岸は上流から福生、拝島、柴崎、砂川、平兵衛、中藤、南野中、上鈴木、国分寺、下小金井村、下小金井新田、梶野、境、品川、牟礼、烏山、上北沢、三田、原宿、戸田、内藤の21分水が、福生、拝島、南側元堀(現・砂川用水)、品川、牟礼、烏山、上北沢、三田、原宿、戸田、内藤の11分水にされた。

この統合の目的は「隠水ヲ防キ、東京掛水量ノ減縮ヲ防クニ在リタル者ノ如ク」⁽⁴⁾というもので、隠水(分水口の周囲に穴を開け、不法に多量の水を引き取ること)を防止し、東京の水量を確保することにあつた。しかし、この直前の明治3(1870)年3月11日から5日間、玉川上水の拡幅工事を実施している⁽⁵⁾。同時に、低い橋の架け替えや、玉川上水の両側3間の土揚敷の竹木の伐取りも行っている。このような大規模な拡幅は、同年4月15日から実施された通船の準備であつた。分水口の統合もその一環として行われた可能性は高い。少なくとも、地元の村々は「通船相成候上ハ在来分水口ハ御廃止ニ相成玉川南北江新井筋相立元水壺所より引入」⁽⁶⁾

(3) 東京市役所『東京市史稿 上水篇第2』臨川書店 1976年 pp.110~117

(4) 前掲(3) p.138

(5) 前掲(3) p.150

と、通船との関係でとらえている。分水口の統合により船は運行しやすくなることから、「分水口改正」は通船事業とは無関係ではなかった。

この通船事業は多摩地区の産物を江戸市中に運ぶもので、慶応3(1867)年10月砂川村名主の源五右衛門によって提出された。この計画は明治維新の混乱で延期され、明治3(1870)年4月に実施された。源五右衛門は自らも船を建造して通船事業に参加し、分水口の統合をはじめ玉川上水の拡幅などの計画作成や地元との交渉など、通船事業の推進に積極的であった。

従来各分水口の大きさに基準はなかったが、この時に基準を設け、それに従って大きさが決め直された。それは「呑水人員百人ニ付寸坪三坪、田用水は百坪以上、是迄三步明之水積、同以下之分三步明之水積江壺割増分水被下置」⁽⁷⁾つまり①飲料水は100人につき3坪(1坪は1寸四方の断面積の流量。以下同じ)、②田用水は、100坪以上はそれまでの3割の水量を給水する。但し、100坪以下は3割の水量に1割増すというものであった。飲料水は人口をもとに算定したが、田用水は田の広さではなく従来の水量をもとにした。この根拠は不明であるが、当時の水量は分水口の3分明きが定例で、これに基づいて実施した。

なお、分水口改正が発表される前の明治3年2月野火止と小川の2分水が合樋、大沼田から千川まで6分水が合樋と計画された。つまり分水口は2カ所の計画であった。



砂川源五右衛門

(『郷土たちかわ』より転載)

(6) 小金井市教育委員会・小金井市誌編さん委員会『小金井市誌編纂資料第19編』小金井市教育委員会 1988年 p.57

(7) 前掲(3) p.117

(8) 明治3年3月「玉川御上水御仕法替書付留」(旧大和町役場所蔵文書)

(2) 分水口の位置をめぐるトラブル

明治3(1870)年3月分水口の改正により、野火止は小川、大沼田、野中、田無、鈴木、関野、千川の7分水と分水口が一緒になる。この時、分水口の位置をめぐるトラブルになる。その経過を見ていく⁽⁸⁾。

明治3(1870)年3月27日土木司によって分水口の改正が伝えられた時、野火止村(高崎藩支配所)の名主文四郎が東京に出張中であつたことから、元組頭の勇吉が代理で出頭した。この時、土木司からは次のように指示された。

- ① 分水口は縦1尺3寸、横1尺5寸4分の200坪で、木の樋の厚さは2寸、長さ3間とする。
- ② 野火止用水から千川用水まで合樋にする。但し、野火止用水は在来の分水口から取水する。

①の分水量については、安政6(1859)年408坪とされたので、その約半分になる。②については、小川村(現・小平市)名主小川弥次郎と勇吉は、野火止用水口から小川分水口まで500間(約900m)余りも離れ、地形の高低もあって新水路を掘るには多人数が必要なことから、小川分水口から取水し、小川村内の小川分水から水路を作り野火止用水に繋げたいと示談した上で、願書(以下、「願書」とする)を提出する。

明治3(1870)年3月29日出張先から帰宅した野火止村の名主文四郎は、勇吉が独断で小川村の弥次郎と示談し、「願書」を土木司に提出したという報告を受け驚愕する。彼は、弥次郎に「願書」の取り下げに同意させるとともに、組合村と対応について相談を始める。

同年4月4日土木司から呼び出された文四郎は、勇吉等と土木司の出張先の小川村へ行く。2人の提出した「願書」は東京の役所で許可されたので、受書を提出するよう求められる。これに対し、同年4月5日文四郎は、入間郡宗岡村(前橋藩支配)名主民吉と連名で、次の要望を土木司に提出する。野火止用水は小川村より6里余りも離れ、流末の9カ村へは10の分水で配水し水争いもあるので、

- ① 野火止用水は従来通りとし、他の村と合併しない。
- ② 従来 of 分水口から取水したい。
- ③ 2人の提出した「願書」を差戻したい。

さらに、同様の願書を4月6日高崎藩野火止役所に提出する。これは東

京の役所へ送られたが、その間に土木司からの指示が出されたので、東京役所留まりになる。

同年 4 月 9 日土木司役人(永井土木少令吏)の出張先の境新田で、宗岡村名主民吉と野火止村組頭庄次郎に①「願書」の下げ戻し、②小川分水とは合樋しない旨が伝えられた。これを受けて、野火止用水関係者は安堵したと思われるが、明治 3 年 4 月 15 日には砂川村の出役先に呼び出され、絵図(図 13)をもとに次の 3 点が言い渡される。

- ① 在来の野火止分水口からの取水は廃止する。
- ② 小川分水口を北側元樋口(以下、元堀分水口とする)とし 530 坪を取水、その下流で 9 カ村に配水するための新分水路(現・新堀用水。以下、北側元堀とする)を掘る。
- ③ 野火止用水は、青梅橋往還の小川分水路から、新しく水路を掘って従来の水路につなげる。

これに対し、4 月 16 日文四郎、民吉は①小川分水口は在来の野火止分水口より約 10 町余りも下流で取水しにくい。②冥加として献金するので、明治 2 年に願い出たように在来の分水口の上流からの分水を認めてほしいと願い出る。さらに、4 月 16 日野火止村他 8 カ村は高崎藩野火止役所に分水口の上流移転の願いを土木司に提出してほしいと依頼する。

4 月 18 日文四郎と民吉は土木司に、野火止分水口の上流移転の願書を提出する。そして、上流の分水口から小川分水口までの新堀の工事費と小川分水から青梅橋までの新堀の工事費を差引き、増加分は野火止用水組合で負担すると申し出た。これは、野火止役所からも同様の依頼があったようで、同日認められる。つまり、次のように決定された。

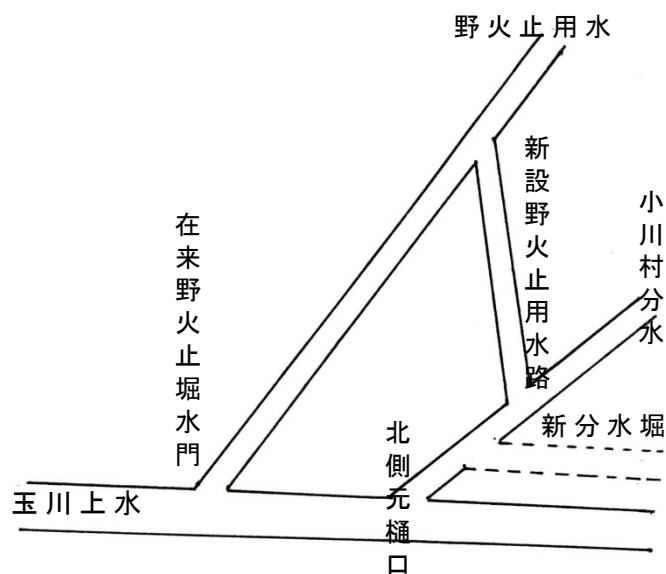


図 13 土木司が示した絵図
(旧大和田町役場所蔵文書から)

- ① 従来の野火止分水口の上流に、新しい分水口を設ける。
- ② 新分水口(元堀分水口)から従来の野火止用水までの新水路の工事費は野火止用水組合が負担する。

(3) 工事

分水口を統合する工事は、玉川上水の南北に沿って新堀をつくり、従来の分水は、その新堀から分水をした。これを地元では「又分水」、従来の玉川上水から直接分水することを「直分水」と称した。つまり「直分水」が「又分水」に変えられた。新堀は在来の分水路が利用できる場合はそれを使用し、できない場合は新たに分水路を掘って繋げた。

上水の北側の新堀(北側元堀)工事は、明治3年4月18日以降、6月までの間に行われた。明治8(1875)年10月北側元堀の長さは、分水口の樋尻から関前新田の分水口まで6,254間(約11,370m)になる⁽⁹⁾。このうち、工事の対象は表11によると、5,828間2尺2寸(約10,595m)で、小川村地内には2カ所、合計625間4尺2寸(約1,138m)の暗渠(胎内堀)が作られた。ここには、土揚の穴が設けられた。その数は小川橋上流45、小川橋下流9、新小川橋下流8、合計62である⁽¹⁰⁾。また、2つの暗渠の間には80間(約145m)の開渠が掘られた。さらに、小川村から廻り田新田まで長さ2,928間1尺(約5,323m)の開渠の浚渫、廻り田新田からは是政新田まで長さ794間(約1,443m)の在来の水路が使用された。その下流、是政新田から上保谷新田までは長さ1300間3尺(2,364m)の水路の浚渫をした。

この工事は、表12のように北側元堀を利用する村々が負担することになったが、表11と比べると水路の長さが一致しない。これは、表12が工事内容を表していると思われる。例えば水路を掘った後、川敷を調整する工事もしたようで、表12の3小川村担当「胎内出口～庚辛山中」の下に

	場 所	工 事	長さ(間)
		胎内堀	505.42
1	小川村	白堀	80
		胎内堀	120
2	小川村～廻り田新田	白堀	2928.1
3	廻り田新田～是政新田	在来堀	794
4	是政新田～上保谷新田	浚立	1300.3
	合 計		5828.22

(東京都公文書館文書から作成)

(9) 『小平市史料集第25集 玉川上水と分水3』小平市教育委員会 2001年 p.43

(10) 「小川水衛所保管の玉川上水実測図」1916(大正5)年10月水道歴史館

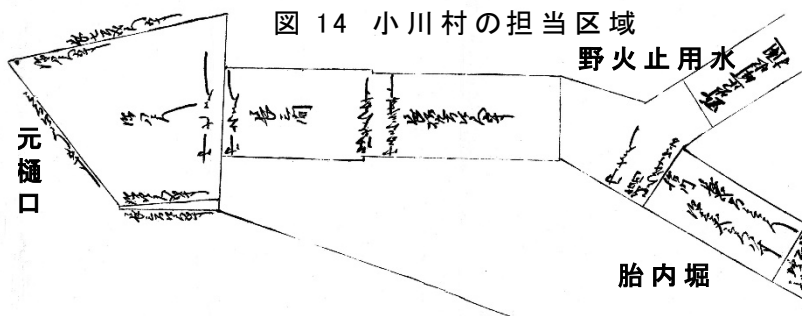


図 14 小川村の担当区域

★東方(右)で分岐した上の方が野火止用水、下の方が小川村他7カ村用水(現・新堀用水)の暗渠
(東京都公文書館)

表12 明治3(1870)年 北側元堀の工事

(『東京市史稿 上水編第2』)

番	担当村	工事内容	長さ(間)	土坪(坪)	賃銀(匁)	人足	備考
1	小川村	掘割、樋伏込み		46.114	1,628	132人	元樋口～胎内堀入口
		元樋口工事			612	大工51	樋伏立、樋伏方
		元樋口工事材料			1,088.90		木材・釘・銼
		小計			3,328.90		
2	砂川村	元樋工事、水の管理など			260	13	元樋伏下げ
		元樋工事			40	大工2	1人銀20匁
		元樋工事関係費			43.3		蠟燭、俵、釘、縄
		小計			343.2		
3	小川村 (野火止村)	元樋口～小川村胎内堀3尺四方	625.42		11262.6		小川橋周辺を含む
		上記の内、胎内堀200間	<200>		<3866.484>		胎内堀合計425.7間
		浚渫(元樋下取付、下流)	230	23.158	2,188.54		
		白堀深さ平均7尺6寸	254	196.96	2,188.54		胎内出口～庚辛山中
		白堀深さ3尺以下	2,077	401.54	4085.35		同続き
	水盛人足			180	18人		
小計		3,186.42		18,179.69			
4	大沼田新田	白堀浚渫、幅3尺5寸、深さ1.5尺余	360	55.723	668.676		庚辛山中～野中新田
5	野中・鈴木新田	白堀浚渫、幅3尺5寸、深さ2.1尺余	260	55.432	665.184		大沼田境～鈴木境
6	鈴木新田	白堀浚渫、幅3尺5寸、深さ1.3尺余	560	74.549	894.588		野中・鈴木境～田無
7	田無村	白堀浚渫、幅3尺5寸、深さ1.6尺余	580	93.983	1127.796		鈴木境～元関野境
8	元関野新田組合	白堀浚渫、幅3尺5寸、深さ2尺余	317.3	64.459	773.58		田無村境～小川新田
9	小川新田	白堀、幅3尺5寸、深さ3尺以下	517.1	125.7	1257		元関野境～廻り田境
		白堀浚渫、深さ2寸5分	35	0.826	8.26		元関野境～廻り田境
小計		2,629.40		1265.26			
10	廻り田新田	白堀浚渫、幅3尺、深さ3尺以下	80	16.667	166.67		小川新田～関野胎内
11	元関野新田組合	白堀浚渫、幅3尺、深さ約8寸	58	3.826	38.26		田無村境～小川新田
12	是政新田	白堀浚渫、深さ3尺以下	246	22	220		元関野新田組合の内
13	関野新田	白堀浚渫、深さ3尺以下	563	26.281	262.81		是政新田～境新田
14	境新田	白堀浚渫、深さ3尺以下	217	19.624	196.24		関野～上保谷新田
15	上保谷新田	白堀浚渫、深さ3尺以下	360	19.597	195.97		境新田～千川用水
		白堀敷下げ浚渫、幅4尺、深さ9寸	28	2.8	28		千川用水樋前
小計		1,552		223.97			
合計		7,367.82	1249.2	28,654.75			

長さの小数点以下は尺寸が単位になる。胎内堀:暗渠、白堀:開渠。

「同続き」として、小平村の字庚申山下流の長さ 2077 間が記されている。しかし、「庚辛山中」の続きは大沼田新田が担当している。このように、小川村が一度掘った後、川底の調整をしたようである。

さらに、表 12、図 14 によると、小川村は元堀分水口から胎内堀の入口までを大工 51 人と人足 132 人で行った工事負担をすることになる。この賃金は大工 1 人銀 12 匁、人足銀 11 匁である。また、砂川村は、元堀の使用には関係しないが、大工 2 人、人足 13 人が早朝から夜までかかって行った分水口の伏下げ工事の負担をする。これは長時間勤務であったことから、大工・人足とも 1 人銀 20 匁になる。

水路の幅は廻り田新田境までが 3 尺 5 寸、その下流は 3 尺になる。但し、浚渫は表 12 の 8 番までが 1 坪につき銀 12 匁、9 番から下流は銀 10 匁になる。水路の勾配は、開渠(白堀)は小川村の字庚申山下流で、長さ 20 間(約 36m)につき 1 寸(約 3cm)下りとしている⁽¹¹⁾。工区は、開渠は 20 間ずつに分け、浚う深さは工区ごとに決めている。例えば 2 番は 8 寸 5 分、3 番 1 尺 2 寸、4 番 1 尺 9 寸、5 番 1 尺 6 寸である。暗渠(胎内堀)の場合、工区は開渠の半分の 10 間ごとに分けている。特に、下流の暗渠は 1 から 24 番に分け、幅は全て 3 尺、深さは上流が深く下流は浅く掘っている。例えば、4 番の深さは 2 尺 3 寸、15 番は 1 尺、23 番は 2 寸である。なお、野火止用水は、在来の堀の上流に元堀分水口の設置を望んだことから、暗渠 625 間 7 分のうち 200 間の費用銀 3 貫 866 文 4 分 8 厘 4 毛を負担することになった。残りの暗渠の費用は、北側元堀を使用する全村で、水積(分水口の広さ)に応じて負担することになった。

この工事費は各村の負担であったが、「工費ハ会計官及民部省所轄中国庫ヨリ支出、追而水賦金取立返納之見込、東京府ニ於テ専ら取調ト雖モ、追々遷延、民部省ヨリ数度督促中、廃省トナリ、終ニ国庫ノ支弁ニナル」⁽¹²⁾ と、最終的には国が支



新堀用水(小川橋上流北側の胎内堀)

(11) 東京都公文書館文書

弁したようである。

明治 3(1870)年 6 月工事が完了し、北側元堀から野火止、小川、大沼田、野中、田無、鈴木、関野、千川の 8 分水が取水することになり、関係する村々は次の主旨の請書を羽村役所に提出した。

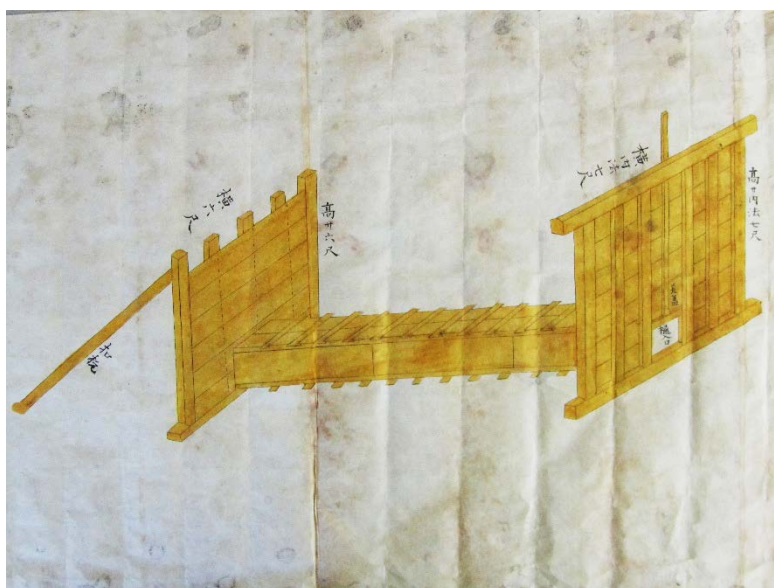


図 15 野火止分水口(西川家文書)

① 水路に修繕が必要な時は、砂川村水見廻役が添え書きをし

て提出し、その費用は水積に応じて負担する。

② 分水口が砂川村にあることから、破損などの場合は砂川村が組合村々に連絡する

なお、野火止分水口は図 15 のように、それまでの石垣に戸をつけた分水口から、埋樋に変更された。右に北側元堀があり、木樋の上が土で覆われ、左が野火止用水路になる。

3. 水賦金

(1) 水賦金の徴収

江戸時代、市中の玉川上水の修理など維持管理費は、原則的に受益者に負担させた。水料は上水組合を中心に納めたが、明治維新の混乱で組合が十分機能しなくなった。明治 4(1871)年 5 月東京府は水税取立規則を布達したが、明治元(1868)年から明治 5(1872)年まで水税は徴収できなかった。そこで修理は官費(国庫金や交付金)で賄ったが、不足分は明治 5(1872)年 8 月東京府が大蔵省の許可を得て民間の旧町会所積金(七分積金)を充当した。

明治 7(1874)年 2 月 23 日東京府は上水賦金を、遡って明治 6(1873)年度

(12) 東京市役所『東京市史稿 上水篇第 2』臨川書店 1976 年 p. 15

分から徴収することにした⁽¹³⁾。その概略は次の通りである。

- ① 東京市街は、間口(土地の幅、表口)に応じて賦課する。
- ② 玉川上水の分水は、水積(分水口の断面の広さ)に応じて賦課する。
- ③ 神田上水は、田の反別(面積)に応じて賦課する。

玉川上水の諸経費は 5 年分を平均して 1 年間に 1,000 円であった。これを総水積

5,272 坪 5 合 9 勺で割り、1 坪当たり 18 銭 9 厘 6 毛 61 糸を水積に応じて賦課した。なお、東京市街分は 2,302 坪 5 合、そのうち四谷大木戸 1,935 坪、神田上水助水 367 坪 5 合、分水の総量は 2,970 坪 9 勺であった。明治 6(1873)年分は明治 8 年 1 月、同 7 年分は明治 8 年 3 月までに集金することにした。

(2) 北側元堀の水賦金

明治 7(1874)年の水賦金は、当初 1 坪当たり 18 銭 9 厘 6 毛 61 糸と伝えられたが、その後、明治 8(1875)年 1 月金額は 1 坪当たり 17 銭 7 厘と修正された。しかし、北側元堀の各村の実際の負担額は表 13 に示したように 22 銭 9 厘であった。これに比べ、南側元堀の場合は 1 坪当たり 17 銭 5 厘である。

この違いは、次の理由による。北側元堀の場合、分水口は縦 1 尺 2 寸、横 3 尺 6 寸が 2 口で、864 坪であった。しかし、北側元堀を実際に使用する村々の合計は 668.086 坪である。約 196 坪の差額も村々が負担したことから多額になり、1 坪当たりの負担は 23 銭 3 厘となった。しかし、明治 8(1875)年 8 月 7 日東京府は明治 6・7 年分が全て徴収した段階で再確認したところ、北側元堀の村々の過金が判明し 1 坪につき 4 厘を返金したことから、22 銭 9 厘になった。なお、当時北側元堀を使用している村は、表 14 のように熊谷県、東京府、神奈川県に跨っていた。明治 6・7 年分の水賦金は、各府県で取りまとめ東京府へ送金したが、明治 8(1875)年分からは

表13 北側元堀の水賦金

水積1坪当たり(銭)	
年	金額
明治6(1873)年	22.9
明治7(1874)年	22.9
明治8(1875)年	30.18703
明治9(1876)年	30.56277
明治10(1877)年	31.56277
明治11(1878)年	33.02

(『小平市史料集 第28集』から作成)

(13)前掲(12) pp. 334~337

表14 明治8(1875)年 北側元樋の水賦金					
	分水名	水積(坪)	水税(円)	所属	備考
1	野火止村	200	46.6	熊谷縣	
2	小川村	55.95	13.036	神奈川県	
3	大沼田新田他	93.955	21.892	神奈川県	鈴木・野中新田が使用
4	田無村他8ヶ村	188.04	43.813		他8ヶ村が使用
	内訳	96.24	22.424	神奈川県	
		40	9.32	熊谷縣	
		51.8	12.069	東京府	
5	鈴木新田	71.44	16.646	神奈川県	
6	鈴木新田他村々	6.701	1.561	神奈川県	他4ヶ村通水路
7	関野新田	9	2.097	神奈川県	
8	田無新田	12	2.796	神奈川県	
9	上保谷新田	6	1.398	熊谷縣	
10	関前新田	25	5.825	神奈川県	
	合計	668.086	155.664		

(新座市・旧大和田町役場文書から作成)

分水口のある村が集金して東京府へ納めることになった。つまり、野火止用水では、明治6・7年分は熊谷縣から東京府へ送られ、明治8年分から小平村で集め、神奈川県から東京府へ回金された。

また、明治10(1877)年それまで12月と3月に納めていた水賦金を6月、12月に徴収することになった。さらに、上水掛吏員の給料は府庁定額金から支給されていたが水賦金から支給、また修理のための人足賃も水賦金から支弁した。

(3) 野火止用水の水賦金

明治7(1874)年東京府から熊谷縣を通して野火止村に、水賦金が1坪当たり18錢9厘6毛61糸になると伝えられた。江戸時代、野火止用水は水料を納めていなかったが、分水使用者は寸坪割で全てに賦課するという東京府の方針に従わざるを得なかった。

野火止用水は、表15のように分岐し、同じ分水で2ヶ村が利用したり、所々で合流したりして複雑であった(図2参照)。そこで、合流分は加味せず、200坪を飲料水は100人につき1坪とし、2,164人で64坪9合2勺、水田は1町につき1坪1合1勺507とし、121町1反4畝2分で135坪8勺と分けた。つまり、200坪の約32%を飲料水、その約2倍の68%を田用水として、具体的には表16のように水賦金の合計を永3貫445文(実際の

分水口	場所	水量(坪)	使用村、目的
上堀分水口	西堀村稲荷山	7.62	西堀村飲料水
菅沢村分水口	西堀村地先	8.13	菅沢村分
	12坪	3.87	野火止村上宿飲料水
分水口	西堀村地先	8.1	野火止村飲料水
	24.16坪	2.25	西堀村内西屋敷
		13.81	宮戸村
北野村分水口	野火止村地先	1.23	野火止村
	3坪	1.77	北野村本村飲料水
本流使用		10.95	野火止・北野 飲料水
出口分水口	志木宿出口	10.42	旧館村 田用水
		10.35	旧引又村 田用水
		93.5	宗岡村 田用水

(旧大和田町村役場文書G6から作成)

村名	水積(坪)	金額(文)
野火止	31.5	543
西堀	19.84	342
菅沢	15.31	264
北野	6.84	118
館	13.68	236
引又	27.32	471
宮戸	17.11	295
上宗岡	22.8	393
中宗岡	22.8	393
下宗岡	22.8	393
合計	200	3448

(旧大和田町役場所蔵文書)

合計は3貫448文)として、水銀高永100文につき、5坪4合8勺699として、分配する計画を立てた。

また、水賦金の賦課に伴って、使用戸数や人数、田反別の調査が数回行われた。明治4(1871)年2月と明治7年9月野火止用水のデータを、表17とした。200坪は8カ村(明治7年9月引又村と館村が合併し志木宿となる)が使用し、飲料水としての利用は6カ町村で、明治7年は691軒で3,625人になる。田用水としての使用は4カ町村で、明治7年190町歩で、一番水田が多いのは宮戸村になる。明治4年と同7年はわずか3年の違いであるが、飲料水は約800人増加、水田は約37町歩増加している。

村名	1871(明治4)年2月			1874(明治7)年9月		
	戸数(軒)	人口(人)	田反別(町)	戸数(軒)	人口(人)	田反別(町)
1 野火止村	130	759		151	952	
2 西堀村	56	329		62	365	
3 北野村	20	105		21	127	
4 菅沢村	40	271		43	284	
5 館村	157	664	47.2502	194	1,078	47.3102
6 引又町	120	700	9.2724	220	819	43.6501
7 宗岡村			83.844			14.7912
8 宮戸村			12.3823			84.3112
合計	523	2828	152.763	691	3625	190.0627

明治4年田反別の計算上の合計は152.7489

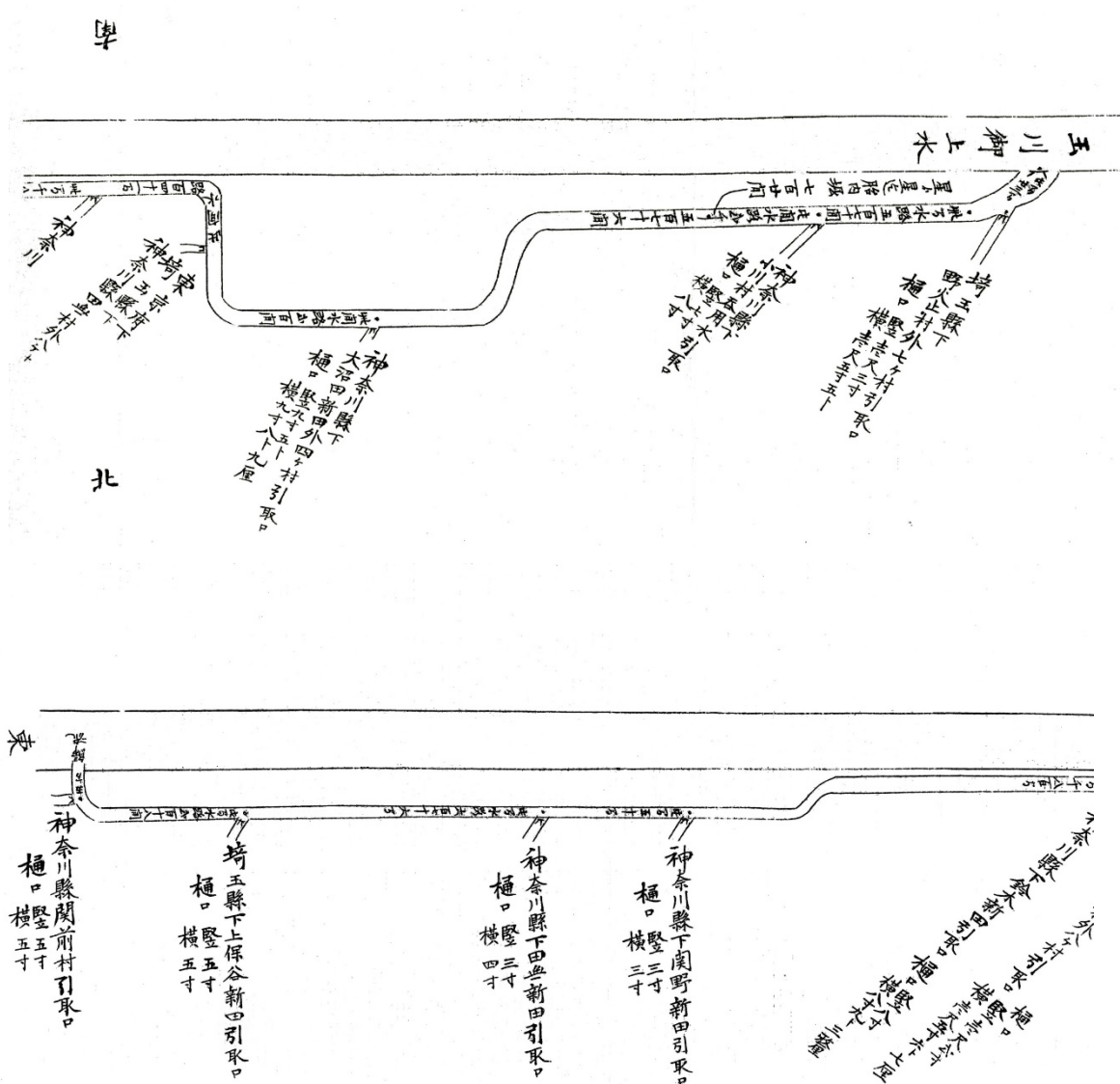


図 16 北側新井筋の村々(埼玉県公文書館文書)

4. 明治 8(1875)年 北側元堀の水争い

北側元堀には、図 16 のように 9 分水があり、野火止用水は最上流に位置していた。野火止用水を使っていた野火止村他 7 カ村(以下、野火止側とする)とその下流、8つの分水を使っていた小川村他 18 カ村(以下、下流側とする)との間では明治 8 年から水争いが起こる。それについては、既に『武蔵野台地南部の水利用の歴史』⁽¹⁴⁾で明らかにしたが、さらに新しい

(14) 拙著『武蔵野台地南部の水利用の歴史－玉川上水と分水を中心に－』とうきゅう環境浄化財団 2006年 pp.84～90

資料⁽¹⁵⁾も加えて見ていく。

(1) 原因

明治8(1875)年2月29日水賦金は水積に応じて賦課したことから、その確定のため東京府吏員が各村の戸長等が立会いのもと、現地調査を始めた。この結果、明治4(1871)年千川用水が独立したにもかかわらず、その水量が北側元堀を流れていることが判明した。そこで、明治8年3月元堀分水口864坪から千川用水206坪4合分を塞ぐ工事をした。その後、同年3月東京府営繕担当が回村し、北側元堀の水冠が平等になるよう協議を求めた。これを受けて、同年5月から分水関係者が数度協議したが野火止用水関係者が不公平を表明して不調に終わった。

明治8(1875)年6月26日北側元堀の水量が減少したので調査すると、野火止分水口が約1尺5寸敷下げられ、多くの水量が流入していた。そこで、同年7月13日下流側は各分水口の水冠が公平になるよう確定してほしいと、野火止側を神奈川県に訴えた。明治8年8月13日田無分水を利用して第8大区8小区の関村他6カ村(上・下石神井村、下土支田村、田中村、上・下練馬村)も同様の訴えを東京府に提出し、野火止側と下流側の水論が始まった。

(2) 経過

① 1回目の議定－分水口の高さ－

明治8(1875)年8月16日神奈川県は、下流側の訴えを受けて、野火止用水が無断で敷下げられた回答を熊谷県(現・埼玉県)に求めた。熊谷県の尋問に、野火止側は次のように弁明した。

明治8(1875)年3月中、千川用水分を差止めた後、下流側が野火止用水下流の北側元堀を無断で掘下げたので、野火止用水の流入が悪くなり、流末まで水が届かなくなった。そこで、同年5月田無の田丸屋で協議したが示談が成立しなかった。やむを得ず野火止用水口を敷下げた。

明治8(1875)年9月7日神奈川県と熊谷県の担当官は、関係村役人と現

(15)埼玉県西川家文書、「見沼代用水・玉川上水路ニ関スル沿革書類」(埼玉県公文書館)、旧大和田町役場所蔵文書「玉川上水一件綴書」(新座市)、『武蔵国土支田村小島家文書』(練馬区教育委員会 1993年)、『小平市史料集第24集 玉川上水と分水2』(小平市中央図書館 2000年)など

地調査の上、双方に過失があるので和解するように説得した。それを受けて、関係諸村は水冠を平等にする工事の実施を前提に、概ね次のように議定した。

- ① 帰流分を元堀分水口から減らす工事費は、各分水が水積に応じて出金する。
- ② 各分水口の伏替え工事費は、各分水で負担する。
- ③ 北側元堀は3年間浚渫をしない。やむを得ず実施する時は、各村の立会いのもと費用分担を決めて実施する。但し、野火止用水は、北側元堀の胎内堀(暗渠)口下流の費用負担はしない。大破の時だけ相当の分担をする。
- ④ 東京、神奈川、熊谷の1府2県の村々の代表を年番として各1名選出し、元堀分水口などの修繕費などを取り扱う。
- ⑤ 年番総代は、1カ月に1人順番で北側元堀から各分水の流末まで見回る。
- ⑥ 北側元堀には、従来の水車3台の他は新設を認めない。各分水の水車新設は、水路の障害の有無など、管轄の総代一同の立会いの上で決める。
- ⑦ 年番総代3名の調印を受けないで、管轄官庁に出願しない。
- ⑧ 関野新田分水は水税も納めているので通水するが、水冠などは、その時に各村と協議する。
- ⑨ 玉川上水の水量が減少して、下流の分水が水不足になった時は、総代が確認した上で、上流の分水から補助をする。

さらに、明治8(1875)年9月10日水冠を平等にするため、分水口を伏替える工事の実施手順などについて、次のように決めた。まず、元堀分水口が「敷上場」より水冠2尺6寸(約78.8cm)の時、表18のように各分水口の「敷上場」からの水冠を決めた。これによると、上流部の水深は70cm前後、下流部は40cm以下である。

- ① 野火止用水側と下流側は、9月21日各村が立会って測量し、木杭を打つなどの準備をする。工事費は水積に応じて出金する。
- ② 9月7日元堀分水口の「敷上場」よりの水冠2尺6寸を基準として、前日各村が立会って敷板上場よりの水冠、地上面から敷板上場までの長さを確認し、9月25日分水口の伏せ替え工事を実施する。竣工後、各村が立会いのもと検査する。

分水名	分水口の大きさ			9月7日		11月16日	
	分水口(寸)		水積	敷上場より水冠		敷上場 より水冠	甲蓋板下場 より水冠(尺)
	縦	横		(尺)	(cm)		
元堀分水口	12	60	720	2.6	78.8	2.6(尺)	
元堀筋水深						2.7	
野火止筋水深						2.9	
1 野火止他7カ村	13	15.4	200.2	2.74	83	3.2	1.9
2 小川	7	8	56	2.14	64.8	2.8	2.1
3 大沼田他4カ村	9.5	9.89	93.955	2.354	71.3	2.5	1.55
4 田無他8カ村	12	1.57	188.04	2.64	67.9	1.6	0.4
5 鈴木新田	8	8.93	71.44	2.24	67.9	1.87	1.07
6 田無新田	3	4	12	1.123	37.1	1.15	0.85
7 上保谷	4	6.25	25	1.223	37.1	0.92	0.52
8 関前	4	6.25	25	1.223	37.1	1.5	1.1

(東京都公文書館文書から)

③ 各管轄で年番総代を1人決め、10月1日から見回りをする。

④ 元堀分水口、帰流樋、各分水口や北側元堀、各分水路の長さについて10月15日までに明細帳を作成し、各村が立会って確認する。なお、この明細帳は各管轄官庁に1通提出する。

以上については、年番総代ではなく、総代6人が取り扱うことにした。

その後、議定通り工事し、野火止用水の分水口は5寸04厘敷上げをし、他の分水口も伏替えをした。しかし、明治8(1875)年11月16日流末まで水が届かないことから、元堀分水口下から暗渠(胎内堀)と野火止分水口の分岐までの浚渫を行った。

② 再議定－野火止用水口の敷上げ－

明治9(1876)年2月24日田無村の下田半兵衛は熊谷県に次のように訴えた。分水口の水冠等について議定し工事をしたが、流末村々まで水が来ない。水冠が多い野火止用水へ3寸、野中分水に2寸の板を付けたところ流末に水が届くので、野火止側に分水口の敷上げの交渉をしたが、議定した上での苦情は不行届きであると主張するだけである。付け板は一時的な処置に過ぎず、野火止分水口の敷上げか別樋を願い出た。

これを受けて、明治9(1876)年4月2日熊谷県が野火止側を説得した結果、野火止側は今回限りの対応として分水口を5寸04厘敷上げる再議定に応じ、村々立会いのもと同年5月1日に実施した。

③ 流し樋

明治 10(1877)年 3 月 3 日田無村が埼玉県に増水願いを提出するが、他村に影響が出ると断られる。同年 4 月 17 日 1 府 2 県の田無用水を除く北側元堀を使用する村々(以下、新井筋とする)から東京府に、関前村、上保谷、境、関野の 3 新田と田無村字上・下向台は飲料水が不足することから、水量を公平にするため、①元樋分水口の修理が必要である。そこで、野火止用水と別樋にし、②各分水口を甲蓋無しの流し樋にしたいと願書が出された。また、野火止側が応じない時は、分水口に境界を建てることも提案された。

明治 10(1877)年 5 月野火止側は、度重なる増水願いには応じられないとして、流し樋は拒否するが、別樋は拒否しないと回答する。同年 6 月 26 日 1 府 2 県の吏員が実地調査を行い、田無、上保谷、関前の 3 新田の分水口に水流が無いことを確認した。そこで、別樋にすることも含め測量を始める。その一方で、臨時の処置として、上流の分水から下流に補助することにし、同年 6 月 28 日から 9 月 30 日まで野火止分水口から鈴木分水口の 5 分水に各水積の 1/20 の付け板をした。

④ 田無分水の水量減少

明治 10 年 6 月この増水願いの最中、田無村他 8 カ村(以下、田無側とする)が使用している田無分水の水量のうち 56 坪 5 合が止められた。これは、明治 4 年 5 月東京市の飲料水が不足した時には水量を止めることを条件に、新田開発用に 130 坪増水されたものである。同時期に許可された福生分水、殿ヶ谷分水、砂川用水、深大寺用水も半減される。

これに対し、明治 10(1877)年 6 月 12 日田無側は、次のように願い出ている。同水路の長さは 8 里余りあり、使用村新田は 1 府 2 県に跨っている。明治 8 年から、最下流の下練馬村まで水が流れない。水量が半減されれば流水の無い村が増え、今までの労力や費用が無駄になる。また、明治 8 年 8 月から水論が起こり、水不足で田植えに影響するので、田無用水を別樋にして玉川上水から直接取水したい。しかし、明治 10 年 6 月 1 府 2 県の官吏が実地調査をし、現在測量中なので別樋が可能かどうか不明である。とりあえず水路の修理などをするようにと返答した。

なお、明治 10(1877)年は大旱魃で、同年 7 月 11 日田無用水を利用していた関村他 8 カ村は助水願いを出す。さらに、同年 7 月 23 日田無用水を

使っていた下土支田村(現・練馬区)では用水に横堰をして、田用水を畑に入れて、水見廻番に見つけられ詫び状を入れる事件が起きている。

明治10年10月19日水路測量が終了し、東京府では①野火止側と下流側の村々とは距離があり、所管も異なることから協議がしにくい、②野火止用水は分水口が最上流で「自然水量多分流入」することから、下流側から苦情が出されると分析し、下流側の村々が納得すれば別樋も検討することにした。しかし、これには水見廻役の砂川源五右衛門から別樋を認めれば東京への水量が減少し、明治3年に実施した分水口の統合の主旨に反すると反対意見が提出された。

明治10年12月17日東京府は、次のように水論の解決の方針を立てる。分水口の角度や水冠を決めて伏せ樋にすれば水量の問題はないが、野火止側と田無側は、野火止、田無、新井筋の3つを別樋にすることを望んでいる。しかし、これを認めれば、南側元堀からも別樋の願いが提出される。大きな分水口を小分けにすれば水量が減少するだけでなく、管理が徹底しないことから、明治3年分水口統合を実施した意味が無くなる。そこで、野火止用水だけを別樋にするという方針で村々を説得することにする。

明治11(1878)年2月野火止側は、野火止用水だけ別樋にする願書を提出する。これに対し、同年3月田無側も田無分水を別樋にする願書を提出した。3月15日新井筋は流し樋を再願し、田無側もこれには異存がないことを表明する。

明治11年4月新井筋は、野火止分水口を元堀分水口で境界を立て流し樋にすることを決め、野火止村側も同意した。しかし、1府2県は分水口の角度や水冠を決定するまで別樋を許可しないことを申し合わせる。

このようなトラブルの最中、同年4月元堀分水口の土囲いなどが破損する。この修理に関連して田無側は田無分水を別樋にするよう東京府に求めた。同年4月30日1府2県が協議した結果、①必要に応じて現地に出張し、水争いの起きないように対応する、②田無分水の別樋は認めないので、願書は下げ戻すことにした。

明治11(1878)年5月10日1府2県の吏員は現地に出張し、次の2点に関する各用水組合の聞き取りをする。①野火止、小川、大沼田の3分水は従来の北側元樋から取水し、田無から下流5分水を別樋にする。②各分水口を甲蓋なし流し樋にする。

野火止側は、次のように答えた。①野火止と小川の2分水と、野中から下流6分水の2つにする。②は、これまで数度議定してきたが長続きしないので、承認できない。これに対し、新井筋は次のように答えている。①は苦情が多い。②流し樋を希望する。田無側は①に異議はないが、示談が成立しないであろう。②水上から順次歩合を定めて流末まで補助するのなら流し樋でもよい。つまり、三者三様であった。

明治11年5月元堀分水口は①縦1尺2寸、横3尺6寸の水積432坪と②縦1尺2寸、横1尺4寸9厘2毛の水積169坪1合、計601坪1合から取水していた。しかし、測量の結果、①縦1尺2寸、横3尺8寸4分6厘の水積461坪5合2勺、②縦1尺2寸、横1尺5寸の水積180坪、計641坪5合2勺であったことが判明した。つまり、40坪4合2勺が過分であった。そこで、1府2県は協議して、①各分水口を甲蓋なし流し樋にし、②水不足であることから北側元樋の過分は据え置く、③過分の水賦金は遡って明治6年分から徴収する。

明治11年5月29日野火止側は埼玉県庁に召喚され、①流し樋に応ずるが、②北側元堀にある水車は差止め、③水漏れ箇所の修繕を求めた。その上で、同年6月21日関係諸村は、次のように了承する。①明治10年4月出願のように各分水口を甲蓋なし流し樋にし、流末まで水が届くよう公平に配分する。②流末の水が不足するので、過分40坪4合2勺の水賦金は負担する。

明治11年11月元堀分水口が破損し、12月4日1府2県の官吏が小川村に出張し、関係諸村の代表立会いの上で修理工事に着手し、4月8日工事が完了した。工事費は70円63銭1厘で、側板1枚交換、甲蓋は半分交換、元樋柱はそのまま、土抱板は半分交換、残りは修理が行われた。

さらに、明治13年4月14日元堀分水口前の修理をし、明治16年5月にも修理をしている。この時は合計58円66銭3厘かかり、当時村々が使用した水積は592坪で割って1坪につき9銭9厘09の割合で負担した。野火止の負担は19円81銭9厘になる。なお、明治13年3月田無側は明治10年6月半減された56坪5合を回復してほしいと願い出るが、認められなかった。

明治14年5月野火止、小川の分水口に水漏れがあることから、同月7日小川村で協議し、水路調査をした上で、同月12日、13日水を止めて、

北側元堀の浚渫をした。

5. 用水組合

(1) 水利土功会

玉川上水からの分水は自然流下の用水路で、決められた村々だけが使用した。その利用に当たっては、共同で浚渫をしたり、分水口の工事費を出したり、村内や他村と協議して使用規則などを作ってきた。いわば、名主や村役人を中心とした水利用組合を作り、共同で維持・管理を行ってきた。

ところが、明治 13(1880)年 4 月水利土功に関して区町村会で協議して規則を作成し、府県知事の裁定を受けることを定めた。つまり、水利が慣行のみによるものではなく、公共のものとして町村行政に所属することを確認した。しかし、実際には区町村などの行政区域の他に、役割の異なる水利組織を温存した。

明治 17(1884) 年区町村会法は改正され「水利土功会」を制度化した。水利土功会は町村会に準じ、府県令の監督に服することを定めた。しかし、施設の維持管理、水利の配分秩序等に関する実質的な規定には及んでいない。つまり、水利に関して国—府県—郡役所という地方行政機構に編入したが、直接の管理主体である村や村落連合組織を積極的に改変する意図はなかったようである。また、同年灌水反別や排水反別による組合費徴収を原則とした「水利土功会規則」が定められた。

(2) 野火止用水の状況

水利土功会規則と野火止用水の関係は不明である。しかし、志木町では明治 20 年 7 月 19 日水利委員の設置を決めた。臨時水利委員として 2 名を「町会ニ於テ本町公民中ヨリ之ヲ撰挙ス、職務取扱ノ日ハ日当拾五銭ヲ給ス、旅費ハ一里ニ付五銭ヲ給ス」さらに、その権限は「玉川上水ニ関スル件ヲ担任スル者トス、其権限ハ契約書又ハ水車新設等ノ書面ニ署名捺印スルトキハ町長ノ委任状ヲ請クベキ」⁽¹⁶⁾と町長の下に組み込まれた。

大和田町では、水賦金の納入は用水総代が行っていたが村役場で行うことにし、明治 20 年 8 月 31 日水賦金と事務取扱を次のように決めた。

① 用水総代人は宗岡村 2 名、志木宿 2 名、宮戸村 2 名、野火止村 2 名、

(16) 旧大和田町役場所蔵文書 以下、同文書

西堀村 1 名、北野村 1 名、菅沢村 1 名、水車総代 2 名、計 13 名とし、主務者は水車を除き 2 名とし、任期は 4 年間とする。

② 水賦金は各戸長役場に連絡し、大和田戸長が徴収して納める。

③ 臨時の修理や土揚敷

の草刈りなどは町長主務者が原案を作成し、各村の総代人を召集して協議の上、決定する。

④ ③について、従来とは異なる方式で実施する時は、議員一同協議の上で実施する。

⑤ 水車新設は、大和田町長や主務者に届出をする。水車には、水賦金や水路に係る費用は賦課する。

⑥ 主務者の日当は 1 日 30 銭、総代人は 24 銭とし、旅費は 1 里ごとに 5 銭とする。

その上で、明治 20 年 9 月 5 日総代人が集まり、選挙の上、小見野喜平治が総代人に選ばれ、同年 9 月から同 23 年 8 月まで 3 年間担当することになる。水賦金は、明治 19 年 1 坪につき 63 銭 8 厘 01 で、前半は 5 月 25 日、後半は 10 月 15 日までに小川村役場へ提出する。

明治 21 年 9 月表 19 のように収支予算書を作成した。収入は水車 50%、人口割 50%とし、支出は議員や総代人の会議費、出張費が中心になる。

表19 明治21年度 収支予算書			
	金額	事項	説明
収 入			人口割5分
	27円20銭		水車割5分
支 出	5円	議員弁当料	25人1日1人20銭
	12円50銭	用水総代人日当	5人1日1人25銭
	6円	用水総代人旅費	120里分
	2円	日滞在費	1泊20銭、10泊分
	1円	会場費	
	40銭	書記給料	1人1日20銭、2人分
	30銭	小使給料	1人1日15銭、2人分
	計27円20銭		
(旧大和田町役場所蔵文書G5から作成)			

6. 境界を設置した別樋

(1) 発 端

明治 10(1877)年 4 月小川村他 18 カ村(以下、下流側とする)は、大和田町他 1 町 2 カ村(志木町、内間木村、宗岡村。旧野火止村他 6 カ村。以下、野火止側とする)の野火止用水と北側元堀は別樋にし、境界を建てて流し樋にすることを依頼した。これは、明治 11 年 5 月 29 日埼玉県官吏の説諭により野火止側も了承したが、その後の協議は、野火止側が消極的で延引

された。

下流側の主張によると、明治19(1886)年10月野火止側は樋尻を5寸程敷下げ、約6、70坪の水を取水したので、明治21(1888)年春から夏の旱魃時は、鈴木新田より下流に水が流れなくなった。2番小川～4番田無村まで付け板をした⁽¹⁷⁾。同年7月別樋について野火止側と示談を始めたが、交渉が進まない。そこで、東京府に次の依頼をした。

- ① 北側元樋の分水口が大破(明治22年3月)して修理が必要である。
- ② これを機会に、境界を立て流し樋にすれば、今後水論も起きないので、野火止側を説諭してほしい。

これに対し、明治22(1889)年5月野火止側は次のように主張した。明治19(1886)年10月分水口が腐り洩れ水があるので修繕をただけで、樋尻は下げていない。これについては、新座郡役所が実地調査をしている。野火止用水は、元来松平信綱が将軍より頂いたもので、村々の特権である。下流側は、営利のため水車を設置したので減水した。北側元堀の水不足は、水車を止めず、洩れ水を塞がないことによる。しかし、①元堀分水口の破損修繕は必要であり、②流し樋は、明治11(1878)年に承諾した通り、協議の上で着工するのに異議はない。

(2) 約定と工事

明治22(1889)年東京府や埼玉県の中介もあり、同年6月19日野火止側と下流側は田無町で協議する。別樋については、野火止側は簡単な構造を望み、下流側は堅固な構造を望んだことから、協議は成立しなかった。しかし、7月30日次の約定書を交換した⁽¹⁸⁾。

- ① 元堀分水口改良敷下げの請願については、野火止側と下流側から相互に委員を選定する。
- ② 野火止用水口を廃止し、分界相立て本流より別樋にする。
- ③ 明治11年据え置きになった助水40坪4号2勺を明治11年3月15日の仮約定にもとづいて、野火止側3分、つまり12坪1合2勺6才、下流側へは7分、つまり28坪2号9勺4才に分ける。
- ④ ②の元堀分水口の工事費は、総水積で割る。樋表中央突き出し境界と

(17) 明治22年春から玉川上水が減水し3分塞ぎになり、各分水とも3分通り付け板をしている。

樋尻境界土抱中真
の北側は野火止側
の負担とし、土抱え
樋表扇板および境
界南側の分は北側
新井筋の負担とす
る(図 17)。

明治 11 年 3 月 15 日
の仮約定書は次の通
りであった。

① 野火止用水の水量を決め、元堀分水
口尻より在来埋樋

までの水中に分界を
立て、川幅は水量を

見て定める。在来の水路を丈夫にする。過分の水量は野火止側 3 分、下
流側 7 分とする。

② 水中の分界の坑木や板は、北側は野火止側、南側は下流側が負担する。
人件費は半分で割り、工事には双方が立会う。

これは、明治 11 年 2 月 16 日下流側が流し樋、野火止側が別樋をそれぞれ主張していた。しかし、埼玉県の説諭によって元堀分水口に境界相立別口になることを野火止側が了承した時に作成された。さらに、明治 22(1889)年 8 月次のように協議し、東京府に願い出ている。

① 原樋で寸積の割合で改造、伏替えをする。

② 玉川上水の川敷が流れで下がり、明治 8 年 3 月の調査と比べ水冠が 8、9 寸下がっている。

そこで、分水口を下げる許可も願い出る。同年 9 月 2 日これに対し、東京府は次のように回答している。

① 明治 22 年 8 月 7 日願の坎樋改造は許可する。

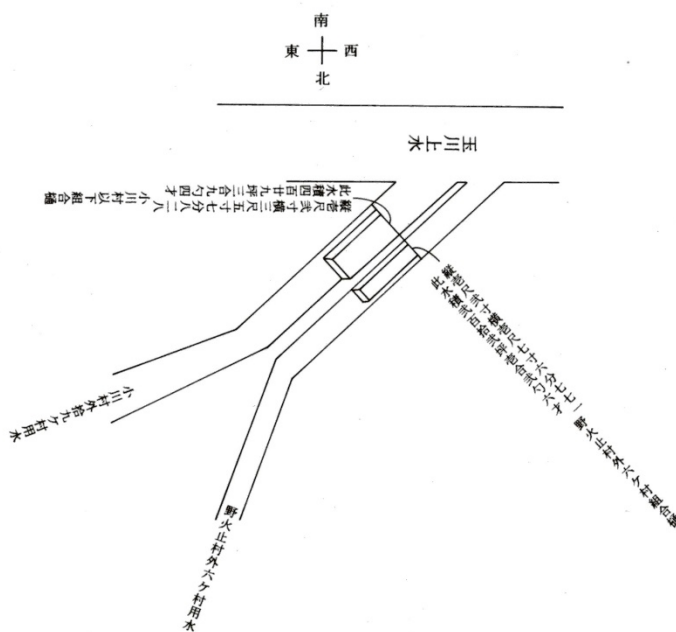


図 17 北側新井筋改良略図(『小平市史料集第 24 集』)

(18) 『小平市史料集 第 24 集 玉川上水と分水 2』小平市教育委員会
2000 年 pp. 199~203

② 分水口の敷下げは認めない。

③ 工事費 239 円 51 銭 4 厘は東京府に納める。

明治 22 年 10 月 19 日東京府は表 20 の工事仕様書を示して入札を地元で行うことにした。1 は図 16 の小川村外 9 カ村用水、2 は野火止村外

場 所	工事仕様	
1 坎樋長3間	内法 縦1尺2寸 横3尺5寸7分818	木厚3寸
2 坎樋長3間	内法 縦1尺2寸 横1尺7寸6分771	木厚3寸
3 同戸前水門	内法高8尺5寸	横1丈1尺5寸
4 同樋尻	内法高8尺5寸	横2間
5 同樋前土持板	幅1丈2尺5寸	高平均7尺7寸
6 同樋後土持板	幅1丈3尺	高平均7尺7寸
7 樋表土抱板	長8間5勺	高平均9尺
8 同土抱板	長3間3尺	高平均5尺
9 川表板柵	長4間	高平均5尺
10 鉈切	長5間 幅3尺	高6尺

(『小平市史料集 第24集 玉川上水と分水2』から作成)

9 カ村用水になる。この工事費用は、207 円 84 銭 8 厘かかり、それを水積 642 坪で分け、下流側は 429 坪 6 合で 139 円 8 銭 3 厘負担し、野火止側は 212 坪 4 合で 68 円 76 銭 5 厘負担した。この工事がいつ行われたのか不明であるが、落札後は準備 20 日、工事 8 日間で仕上げるよう指示され、明治 22 年 12 月 19 日下流側の各分水は甲蓋無流し樋にし、王子村製紙会社を組合同様とする仮契約を結んでいる。明治 22 年 12 月 22 日には工事費の精算書を作成していることから、同年 11, 12 月実施されたようである。

(3) 野火止用水の水配分

野火止用水の水積は 200 坪であったが、過分 12 坪 126 が増加された。しかし、用水内での配分はなかなか決定できず、明治 23 年 2 月東京府や小平村から数回問い合わせがあり、明治 23 年 2 月 25 日表 21 のように分配した。4 の西屋敷は明治 3 年西堀に含まれたが、明治 23 年野火止に含まれた。なお、志木町 43.462 坪のうち、旧引又町は 28.96 坪、旧館村分は 14.502 坪になる。

7. 野火止用水の各分水口

野火止側が下流側の村々と元樋で境界を設けた別樋にする協議中、野火止側内では水配分をめぐる、次の

単位:坪				
	村名	明治3年	増加分	明治23年
1	西堀	15.316	0.919	16.235
2	菅沢	15.31	0.919	16.229
3	野火止	31.5	2.173	38.196
4	(西屋敷)	4.523		
5	宮戸	17.111	1.026	18.137
6	北野	6.84	0.41	7.25
7	志木	41	2.462	43.462
8	宗岡	68.4	4.217	72.617
	合計	200	12.126	212.126

(旧大和田町役場所蔵文書から作成)

ような事態が起こっていた。それを旧大和田町役場所蔵文書や志木町役場所蔵文書、埼玉県西川家文書などから見ていく。

(1) 分水口の大破

明治 21(1888)年 6 月 11 日野火止用水で水車営業をしていた島村辰五郎他 8 人は、次のように大和田町に依頼している。

野火止用水の分水口の多くが破損している。特に、北野分水は明治 20(1887)年 12 月頃大破したため減水し、流末の水車は休業状態である。そこで、明治 21 年 1 月 31 日大和田町役場に出頭し、用水組合村々が水の分配について協議するよう依頼した。最近、北野分水路を掘下げたので、一層減水した。費用は水車が負担するので、分水口を修理してほしい。

この分水口の修理は水配分に関係し、水車営業ばかりではなく、水田の所有者にも影響した。明治 21(1888)年 7 月宗岡村の水田所有者総代と宗岡村の用水総代 2 人は、明治 3 年以降、組合村々で水配分について協議してきたが決着しない。西堀村の分水口が大破し他の分水口も壊れ、水路の管理が徹底しないので、まず水配分の見直しを求めた。

その後も、水配分をめぐる協議は行われた。例えば、明治 22(1889)年 1 月 19 日宗岡村は分水口の配水について入間高麗郡へ上申書を提出する。これを受けて、同郡から北足立郡新座郡を経て大和田町に照会があり、同年 1 月 21 日各宿村用水総代が協議したがまとまらなかった。さらに大和田町長が 1 月 23 日郡役所に召喚され、事情を説明した。当時の野火止用水の分水口は、西堀で流し樋の幅 1 丈(10 尺)のうち幅 6 尺が宗岡村及各村々、宮戸堀は幅 2 尺、平林寺堀も幅 2 尺、宗岡村は幅 6 尺と決められていたが、宮戸村や宗岡村の配分に関して意見がまとまらなかった。その後も数回協議をしたが、この間の明治 22 年 3 月 27 日元堀分水口が大破し、野火止用水と下流側を、境界を設けた別樋にすることが緊急の課題となり、用水総代人はその対応に追われた。しかし、明治 22 年 6 月 1 日宗岡村から入間高麗郡に分水口改良の上申書が提出された。

(2) 仮修繕の約定

明治 22(1889)年 9 月 24 日菅沢分水口と野火止字南側分水口、志木町出口分水口は大破し、特に明治 21 年春から南側分水口は水路妨害人もいて本流の水車は休業状態であった。分水口の見回りの際、水車営業人が不慮の負傷をしたこともあり、水車営業人は 2 町 2 村(大和田町、志木町、内

間木村、宗岡村)に修理を願い出ている。

これを受けて、明治 22 年 10 月 2 日大和田町、志木町、内間木村(以下、2 町 1 村とする)用水総代人が各分水口を実地調査し協議を重ね、同年 10 月 7 日 2 町 1 村からも北足立新座郡へ野火止用水の検査願が提出された。その趣旨は、組合各町村の分水口が大破し修繕したいが、宗岡村からは水配を判然とした上で修繕を求める上申が出された。そこで、検査の上で分水口を確定したいというものである。

しかし、野火止用水口が境界を設けた別樋によって増水することから、水配が確定するまで仮修繕することにし、同年 10 月 16 日北足立新座郡、入間高麗郡から係官が出張し実地検査の上、2 町 2 村は次のように約定する。

- ① 水車用水路(廻し堀)の引入口の原形が無い水車は堰枠を作り、本流に支障のないようにする。
- ② 町村が使用する各分水口は従来の通り仮修繕をし、水配が公平であることを確認してから確定する。本流と分水の 20 間以内の水底へ土囲木を置く。
- ③ ①は各町村長が水車に連絡し、直ちに実行させる。もし従わない時は、処分を願い出る。
- ④ ②は 10 月 25 日より 15 日間の間竣工させる。

なお、各町村の分水口の水量を確認するための仮修繕の材料見積は大和田町助役が担当した。また、予算は北側新井筋元樋(元堀分水口)改造 210 円、各分水口仮修繕費 40 円とし、出金は各分水使用者 50%、水車 50%とした。さらに、②は各水車にすぐ連絡をし、10 月 24 日～26 日水車用水路口への堰枠設置を水車営業人が了承し、修理した。また、明治 22 年 10 月 25 日志木町は北足立新座郡役所へ、分水口が原形を失っているのに、約定書に基づき従前の通り幅 1 尺で仮工事を執行したいと願い出た。これが許可されたどうか不明である。

(3) 分水口破壊事件

明治 23(1890)年 2 月境界を設置した別樋によって増加した水量の配分(表 21)も決まったので、これに基づき仮修繕をすることになった。同年 4 月 9 日用水総代や戸長の立会いの下、志木町が利用している出口分水口(大和田町字野火止)の修繕を実施した。しかし、4 月 10 日午後 2 時頃、こ

の工事に不満をもつ志木町の用水利用者数十名が同町役場へ来て、苦情を申し立てた。そこで、現場で町長や助役、さらに担当の大和田町助役も加わって、各町村の約定による仮修繕で、不都合があれば手直しできると説明した。しかし、水行の不足を理由に、図 18 に示す分水口を破壊した。これに対し、志木町は駐在所に届け出、さらに 4 月 12 日大和田警察署に上申書を提出し協議した後、4 月 17 日大和田町、内間木村、宗岡村は妨害人の出訴を決める。これに対し、志木町の三枝伝十郎と杉山栄三郎が示談を申し出、5 月 24 日協議をするが成立せず、出訴する。一方、三上喜四郎と石塚伝次郎は、大和田町長を浦和始審裁判所へ出訴した。

(4) 2つの裁判

明治 23 年 10 月 16 日浦和軽罪裁判所で、次のような判決が出された。明治 23 年 4 月 9 日助役新井文五郎が 2 町 2 村の議定に基づき、その委任を受けて出口に堰枠を設け水閘の修繕をした。これに対し、被告達は自村に流入する水量を減少させたと苦情を言い、4 月 10 日午後 5 時頃多人数で堰枠や竹杭を取り除いて水閘を壊した。自己の便益を図るため水閘を壊したとの公訴は証拠不十分で 4 人は無罪放免、3 人は自己の便宜を図るため、水閘を壊したことから禁固 5 カ月、罰金 10 円。しかし、明治

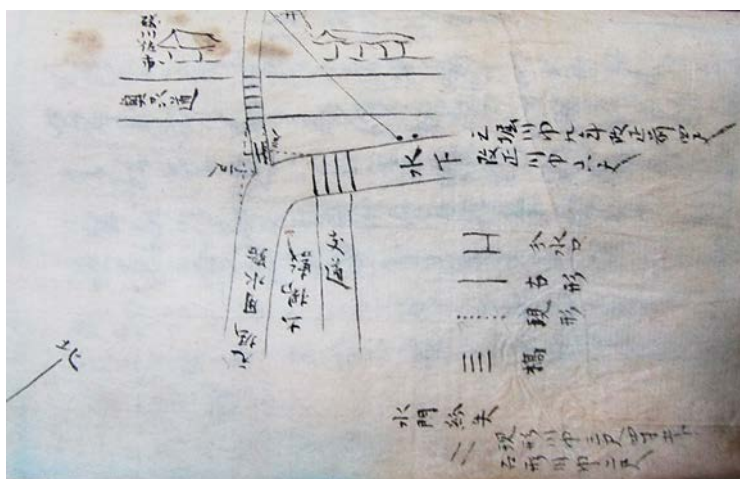


図 18 出口分水口の破壊(志木町役場文書)

23 年 12 月 18 日東京控訴院で無罪放免となる。一方、明治 24 年 2 月 7 日大和田町長に関する判決も出される。志木町大字館の住民は大和田町長が水路の旧形を壊し、分水口を狭くする改築をしたというが、大和田町長は公の手続きに基づいて工事を実施しており、2 町 2 村の用水路共有者一同の委嘱を受けて、関係町村長とともに仕様書に準拠して分水口を修繕したもので、請求は認められないとされた。

(5) 分水口の改築まで

明治 26 年 5 月 19 日各堰の工事の仕様帳を表 22 にした。これによると、

在来のままは 5 号分水口、修理をしたのは図 19 の 3 号分水口、他の 4 分水口は新たに作り直した。この材料も記されているが、ここでは 1 号分水口の材料を、表 23 にした。第 1 号分水は、元堀川岸より 2 尺を引いて水門を伏せ込むと工事の方法も記されている。

しかし、この工事は、なかなか実施されず、北足立新座郡からは、明治 26 年 9 月 30 日までの期限が指示された。しかし、分水口の堰枠の大きさなどが不明なこと

から仮修繕の後、水行を見て確定することにし、1 週間の延期を申し出て、そのままになる。さらに、明治 27 年 11 月 15 日から工事の実施を決めるが、実際に工事が完了したのは、明治 28 年 11 月で、2 町 2 村は北足立新座郡と入間高麗郡に各分水口見様工事の検査を依頼している。

8. 水車の設置と宗岡村

(1) 水車設置を認めない宗岡村

宗岡村は野火止用水の最下流にあり、田用水に使用した。同村は、水車

表22 明治26年 分水口 水門仕様帳

号	場 所	工事概要
1	西堀字稻荷山	幅1尺
2	菅沢用水口	幅2尺
3	西堀	修繕
4	野火止清水勘三郎裏	元堀より2尺を引く
5	野火止成田文良地先	有形のまま
6	野火止字志木出口	幅1尺

(志木町役場文書から作成)

表23 第1号分水口 水門の材料

材料の材質や規格		用 途
栗4寸角	長4尺 2本	水門男柱
栗4寸角	長2尺 2本	水門土居木
坑木4本	末口3寸 長6尺	
松板4枚	厚8分 幅1尺 長6尺	水門前後土抱
松8寸角	長2間 2本	元堀土居木

(志木町役場文書から作成)

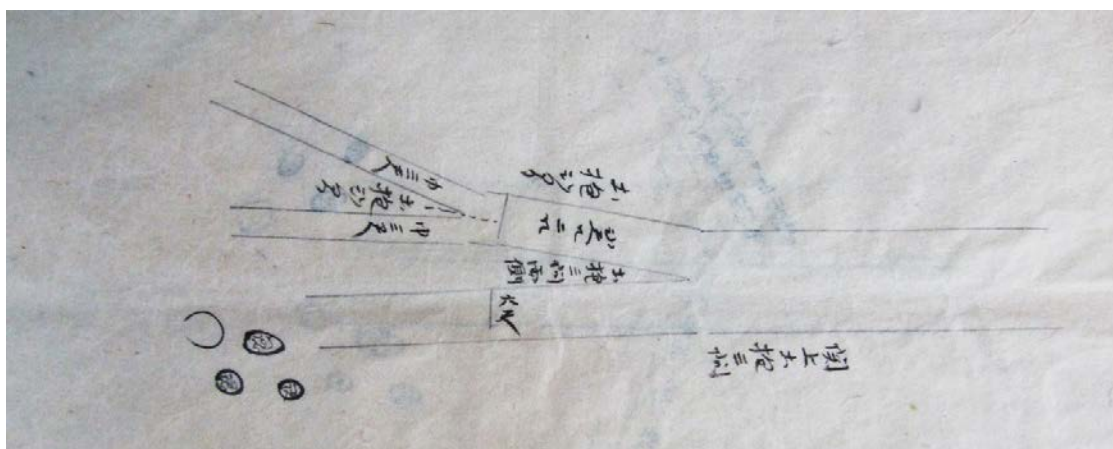


図 19 第 3 号分水口(志木町役場文書)

は堰を使うことから水勢がそがれるとして、水車の設置を認めなかった。村内ばかりか、上流の水車設置にもクレームをつけた。その様子を、旧大和田町役場所蔵文書や志木町役場所蔵文書から見ていく。

明治 20(1887)年 8 月 23 日宗岡村総代人 4 名と田持総代 2 人は、次のように埼玉県に申し立てている。明治 19(1886)年 12 月 27 日宗岡村は、野火止村小見野喜平次の水車設立に対して、田用水不足を理由に承認しなかった。さらに、明治 20(1887)年 7 月 13 日実地調査に来た担当官に、用水組合の許可のないことを具申した。それにも拘らず、小見野水車ばかりではなく、宗岡村の依頼によって取り壊した北野村の藤宮水車も設立が許可された。これに対し、宗岡村は明治 16(1883)年 9 月本県甲第 89 号、同 19 年 12 月県令第 37 号水車設立規則には水路組合の承諾を得なければ水車は設立できないはずで、規約違反ではないかと申し立てた。

一方、明治 20(1887)年 12 月 8 日西堀村の渡宮初五郎他 3 名は水車新設を出願したが、宗岡村は奥書の調印をしなかった。渡宮は①願書には「水行の妨害になる時は、休業はもちろん、官の都合で撤去が必要ならすぐに実施する」と明記した。②また、野火止村小見野水車等が出願した時も調印が無かったが、許可を得ている。として、大和田町連合戸長役場から宗岡村連合戸長役場に水車設置の許可を依頼した。同様に明治 20(1887)年 12 月 3 日、野火止村田中幸三郎他 4 人、野火止村宮藤政五郎他 5 名、西堀村小糸仲次郎が水車を出願するが、いずれも宗岡村からは田用水不足を理由に水車設置は承諾できないという返答であった。

明治 21(1888)年 2 月宗岡村は、大和田警察署に次の用水路妨害始末上申書を提出している。田用水が年々減少している折、明治 19 年 8 月北野村の藤宮力蔵が水車を新築したので、流水の妨害になることから許可を得て取り払った。しかし、明治 20 年 1 月中、宗岡村の承諾なしに水車を再建したので、取り払うよう願い出た。さらに、この水車が使用する北野分水口の梓木を切り壊し 2 尺余りも敷下げ、水を多く取水している。宗岡村の用水に影響するので、現場の調査を依頼した。また、明治 21(1888)年 2 月 22 日宗岡村は、田用水の上流に野火止村小見野喜平次が水車設立を出願したので、調査するよう埼玉県知事に依頼している。

さらに、明治 21(1888)年 7 月宗岡村は、明治 19 年 12 月 27 日の野火止村小見野喜平次の水車新設に関する組合規約違反と、北野村分水口を切取

り 2 尺敷下げした妨害について埼玉県に具申している。

なお、明治 20 年 12 月 26 日北野村の藤宮水車は、水量の関係で野火止村の同業者島村辰五郎とトラブルになる。島村水車の雇人によって、分水口が塞がれたり、杭を打たれたりした。水路の妨害は法律で禁じられているとして、対処を大和田町連合戸長に願い出ている。

(2) その後の対応

明治 26(1893)年 10 月大和田町の島村辰五郎他 8 名から水車営業年期継続願が出され、大和田町、志木町、内間木村は了承した。しかし、平林寺外 4 名の水車営業年期継続と新設願については、水路が宗岡村に関係したようで、同年 10 月 12 日宗岡村長は、次の理由で承諾できないとしている。

- ① 宗岡村の田用水が不足している。
- ② 野火止の小見野水車と北野の伊藤善吉水車(元・藤宮水車)は、宗岡村では調印していないのに、明治 21 年 8 月休業解除を入間高麗郡に出願し、許可されたものである。さらに、北野分水口を壊し、水量を引き入れたことがあり、田用水が不足した。
- ③ 志木の伊東キク水車は、野火止用水の水配が確定するまで、水車の新設は認めない。
- ④ 野島水車と平林寺水車は、宗岡村が承諾した水車ではないので調印できない。

伊東キク水車は、明治 28(1895)年 10 月 26 日隣接する志木町の畑の所有者から水車新設のために土俵を積み上げて堀敷を上げていくが、畑が冷え収穫ができなくなるので、従来の形に戻してほしいと町長に上申が出された。さらに、明治 29(1896)年 5 月田用水に影響することから、北足立郡から営業差止めになり、水路は元に戻して新設しなかった。この他の水車については、不明である。



水車の寄齒(よせば)齒車(平林寺)

9. 上水水料賦課規則と水賦金

(1) 上水水料賦課規則の制定

明治 22(1889)年 4 月明治政府は市制及町村制を公布し、市は府県、町村は郡を通して府県に包括された。この過程で東京は府の下に市を設け、知事・書記官が市長・助役を兼ねた。東京市の範囲は旧 15 区であるが、市役所も市職員も置かれなかった。明治 22(1889)年 5 月水道事業は東京府から東京市へ引き継がれ、東京市会は水道会計を特別会計にすることを決め、同年 7 月 26 日東京市上水水料賦課規則⁽¹⁹⁾を定めた。このうち、分水に関係する部分を記す。

第二條 水料ノ課出方法ハ、其年度内ニ於テ、水源水路樋柵等ノ改造維持其他ニ要スル費用ノ内、宮内省下附金、海軍火薬製造所出金、水汲場・水船水料、及雑収入ヲ控除シ、其残額ヲ賦課スルモノトス。其負担割合、左ノ如シ

一分水ニハ水源水路費ノ十分ノ 8.4373 ヲ負担セシム。其水料ハ神田ニ依リ、之レヲ賦課ス。但飲料専用ノ分水ハ、普通分水ノ三倍以内ヲ増課ス。
(以下省略:小坂)

上水路ニ於テハ灌漑地ノ反別ニ依リ、玉川上水路ニ於テハ分水口ノ寸積
第三條 水料は毎年四月十月ノ両度ニ、其半年度分ヲ所在地区役所ニ於テ前収ス。但市外ニ係ルモノハ本文ニ依リ各管庁ニ委託シ徴収ス。

第五條 水源水路又ハ樋柵等ノ改造修繕ヲ要スル為メ、一時水量ヲ減シ、若クハ給水ヲ停止スルコトアルモ水料ハ減額セス。

第六條 水料ヲ滞納シタルトキハ其給水ヲ廃止ス。

つまり、分水の水料は、その年度内の水源水路費のうち、宮内省下附金や海軍火薬製造所出金などを除いた額の 84.373%を負担する。それを神田上水は田反別、玉川上水は分水口の寸積(面積)で賦課した。さらに、明治 22(1889)年 10 月 24 日には「上水使用規則」⁽²⁰⁾を制定し、玉川・神田上水を使用する上水井、滝、分水坎樋、水車、水汲場等の新設・改造・修

(19)東京市役所『東京市史稿 上水篇第 3』臨川書店 1976 年 pp. 45~47

(20)前掲(19) pp. 60~62

繕・廃止、水積の譲渡は東京市に届け出ることを義務づけた。

明治 23(1890)年 4 月東京市は上水水料賦課規則にもとづいて明治 23 年度の上水賦金は 1 坪につき 1 円 35 銭 7 厘になると各郡役所に通知した。分水の水賦金は、すでに見たように明治 6(1873)年度から玉川上水源入費として 1 年間の見積額を 1,000 円とし、分水口の水積に依じて徴収してきた。しかし、この金額は年々増加し、明治 16 年(1883)頃には 1,600 円余り⁽²¹⁾と明治 6 年の約 1.6 倍になった。各分水組合は水税の負担がさらに増加することを恐れ、明治 17(1884)年東京府に金額の据え置きを陳情した。そこで、明治 19(1886)年以降は 1 坪当たり 59 銭 5 厘で徴収することになった。

しかし、明治 22(1889)年東京市が公布した「上水使用規則」に基づいて、約 2.3 倍の金額が賦課されたのである。これに対し、神奈川県・埼玉県の村々は、同年 7 月 10 日東京府知事宛に、今回の賦課法は市街に軽く、郡村に重いとして、従来通りの 1 坪につき 59 銭 5 厘を願い出る。これには、神奈川県・埼玉県の玉川上水使用者総代として熊川村石川弥八郎、神代村富沢松之助、小平村野中善平が署名した。

最終的には、これらの請願が認められて、明治 23 年 9 月 15 日改良水道が供給されるまで、明治 22(1889)年度の金額、つまり 1 坪当たり 59 銭 5 厘で徴収することになる⁽²²⁾。

(2) 野火止用水の対応

明治 23 年 5 月、増額された水賦金(1 坪につき 1 円 35 銭 7 厘)に加えて取扱費(1 坪につき 1 銭)を含め、前半(4 月～9 月)分 144 円 98 銭 9 厘を、5 月 25 日までに各村から東京府庁へ直接納めるように、大和田町に伝えられた。それまでは分水口のある小平村で集金し、神奈川県庁から東京府に回金していた。

これに対して、明治 23 年 5 月 7 日北側元堀を使用していた水路惣代人は、水賦金の減額を求めて小平村字小金井橋際柏屋で集会をし、さらに 5 月 11 日野火止用水を使っていた町村長と委員が大和田町役場で協議した。その後も、6 月 9 日羽村から四谷大木戸までの分水利用者が、水賦金の

(21)『武蔵野国土支田村 小島家文書』練馬区教育委員会 1993 年 p. 855

(22)前掲(19) p. 438

減額について田無町や武蔵野村字境で協議した。野火止用水関係町村も他の分水利用町村と共同で請願運動を行った。請願が認められた後の同年11月4日、代表者から請願費用1坪につき16銭6厘の負担を求められ、水車50%、利用町村50%で負担した。

10. 水利組合会の成立

(1) 水利組合条例

明治22(1889)年市制町村制が施行され、近世以来の村落行政組織が再編された。これにより、町村団体の法的性格や町村との住民との権利・義務関係が制度化された。それに関連して、明治23(1890)年6月20日「水利組合条例」が公布された。水利土功に関する事業で、関係市町村の区域と一致しない場合、もしくは2市町村以上に関係し、市町村もしくは町村組合の事業とできない場合は、水利組合が設置できることになった。これにより、土地を所有する地主と自作農は、利水のために普通水利組合、治水のために水害予防組合を設置し、行政機構とは別に地域の水の管理が可能になった。つまり、これまでの村から、土地を所有する個人を構成員とする原則が明確化された。同時に、これらの組合の管理者は市長村長または郡長とされ、その運営も郡長、府県知事の監督下に置かれた。このように内務大臣を頂点として府県知事、郡長、さらに市町村長と水利機構が一本化すると同時に、その支配体制が確立した。また、農業用排水に関する事業費は原則として土地所有者の負担とした。

明治24(1891)年1月1日東京府では、伊豆七島・小笠原島を除く市町村に水利組合条例を施行した。これを受けて、同年中に普通水利組合を設置した玉川上水の分水は、東京市に近く人口が増加して都市化が進行し始めた荏原郡が多い。例えば、品川用水や三田用水である。この他、北沢分水や烏山分水も水利組合を結成した。

(2) 野火止用水の管理－小島水車の許可に関して－

当時の野火止用水の管理事務がどうなっていたのか、小島水車の許認可をめぐるトラブルを例に見ていく⁽²³⁾。

明治27(1894)年、小島啓助は、東村山村大字野口向台に水車新設を東京

(23) 志木町役場文書

府に願い出、同年 10 月許可される。この水車は野火止用水から取水し、80 間余りの水車用水路を開削して、流末を同用水に戻す計画であった。これに対し、明治 30(1897)年 12 月野火止用水を利用していた大和田町他 1 町 2 村(以下、用水組合とする)は、①関係町村の調印が無いこと、②水車用水路は元斃馬捨場にあたり、衛生的ではないこと、③導流堰による湛水は水田の水不足になること、この 3 点を理由に撤去を求めた。明治 31 年 4 月水車用導流堰は川敷より 6 尺を埋め立てる設計であったが、工事は中止になる。その後、明治 33 年 4 月 3 日小島啓助、比留間国之助、比留間清十郎から、水車 3 台が出願され、用水組合は実地調査の上、次の条件で許可することを決めた。

- ① 2 千円を賠償金として提出する。これは水積 10 坪を買収する費用に充てる。
- ② 水車の位置は地引地図や土地台帳により詳細に記す。
- ③ 水車用水路の取入口と流末の水面の差は 8 尺を限度とする。導流樋設置は、現在の水面から 2 尺 5 寸以内とし、組合町村の指示を得る。
- ④ 堀敷の掘削は、組合町村の承諾が必要である。
- ⑤ 治水、もしくは公衆の利益に妨害ある時は、営業停止、または自費で水車を撤去する。
- ⑥ 分水水料や用水路費を負担する。

明治 34 年 6 月小島啓助の水車用水路は場所を変えることで示談したが、その後水車設置を取り下げている。それ以前の明治 33 年 12 月村山水車合資会社の小島証作他 2 名から水車設置の願書が提出された。これに対して、明治 34 年 6 月大和田町大字野火止・北野の用水関係人民 150 名総代小見野喜平次他 12 名から次のような請願が埼玉県に提出された。

- ① 大和田町町長が小島証作に水車設置許可を与えたが、これは町会の決議や常設委員にも諮問していない越権行為である。
- ② 元斃馬捨場およびその前後 2 カ所に水車を設置する予定であるが、極めて不浄である。

これに対し、大和田町長は次の上申書を埼玉県に提出する。

- ① 用水組合の責任者は町村長にあり、組合長村長の協議で執行し、町会の決議は必要ない。
- ② 小島証作の水車用水路は、斃馬捨場に関係しない。

この一件に関して、明治 34 年 7 月 5 日北足立郡から野火止用水の管理がどのようになっているのか、用水組合に問い合わせがくる。

- ① 野火止用水の管理は関係町村長に委任されているのか。
- ② 水路に関する権利・義務、常設委員の職務権限、水路に関する修理保存法はどうなっているのか。
- ③ 東村山村大字久米川字堀内に設置する導流堰(木造で幅 6 尺、高さ水底より 4 尺 5 寸)に対する各町村会の意見はどうか。

これに対し、明治 34 年 7 月 7 日用水組合は、次のように答えている。

- ① 水路の管理は町村長に委任され、町村会には付議しない。
- ② 利害関係者の野火止用水に関する権利・義務は、町村制第 6 条第 2 項による一部の権利と負担の分担の義務、同制第 99 条による費用の負担がある。常設委員の職務権限は勸業土木衛生に関する行政事務を分掌し施行するが、主務は町村長が担当する。但し、内間木村と宗岡村に常設委員を置く規定は無い。用水路の修理・保存は 2 町 2 村の町村長の協議決定によるもので、現在は大和田町長が総代を委嘱されている。
- ③ 修理保存法について、関係町村会で話し合ったことは無い。

明治 34 年 8 月 2 日埼玉県から関係町村の水車新設に対する意見が必要であるという連絡を受け、志木町では臨時町議会を開き、水車用水路の堰を框構造にすれば問題は無いとしている。これを受けて、同 36 年 2 月 2 日小島証作の水車は許可される。

このように、2 町 2 カ村の長が用水組合を管理運営し、大和田町長が総代を務めていたが、その関係はそれほど密接ではなかった。また、委員との関係もそれほど明確ではない。例えば、明治 23 年 5 月 11 日委員と町村長が集会し①水賦金の金額、②水賦金の納税法について協議している。しかし、明治 34 年 2 月 26 日の玉川上水分水野火止組合会会議には町村会長もしくは代理のみの出席である。このような状況であったことから、用水組合結成に向けて動き出す。

(2) 野火止用水組合会

分水が農業用水として使用されても、地主団体化する必要がない場合、または用途が混在している場合は普通水利組合ではなく町村組合、任意組合として設置した。野火止用水は、2 町 2 村が、用水に関する事務を共同で執行したいと埼玉県知事に願い出て明治 36(1903)年 5 月 13 日町村制第

資料1 埼玉県北足立郡大和田町外1町2ヶ村組合設置規約書

第1章 総則

第1条 本組合ハ此規約ニ遵ヒ玉川上水分水野火止口用水路ヲ使用
スル大和田町ハ飲用水志木町内間木村宗岡村ハ田用水ニ供スヘキ
事務ヲ共同処分スル為メ町村組合ヲ設置ス

第2条 本組合ノ名称ハ埼玉県北足立郡大和田町外1町2ヶ村組合ト
称ス

第3条 本組合用水ノ使用区域ハ左ノ如シ

北足立郡大和田町大字野火止大字北野大字菅沢大字西堀一円

同郡志木町一円

同郡内間木村大字宮戸一円

入間郡宗岡村一円

第2章 組合会議ノ組織

第4条 本組合ニ組合会ヲ置ク

第5条 組合会議員ハ12人トス

第6条 組合会議員ハ組合各町村会ニ於テ其議員中ヨリ互選ス其員
数左ノ如シ

大和田町4人 志木町2人 内間木村2人 宗岡村4人

第7条 組合会議員ノ任期ハ6年トス組合会議員ニシテ町村会議員
ヲ辞シ又ハ退職シタルトキハ其資格ヲ失フモノトス

第8条 組合議員ニ欠員ヲ生シタルトキハ其都度補欠選挙ヲ行フス
シ

補欠議員ハ前任者ノ残任期間在職スルモノトス

第9条 組合会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

1 本用水路ノ管理方法ヲ定ムルコト

2 組合費ノ予算ヲ定メ及決算報告ニ関スルコト

3 組合費及夫役現品ノ賦課徴収方法ヲ定ムルコト

4 組合ニ属スル財産ノ処置ニ関スルコト

5 義務ヲ負担シ及権利ノ取得又ハ棄却ヲナスコト

6 其他必要ナル事項

第10条 組合会ハ管理者ヲ以テ議長トス

管理者故障アルトキハ其所属町村ノ助役ヲ以テ之ニ充ツ

第 11 条 組合会ハ管理者之ヲ開閉ス

第 4 章 事務管理

第 12 条 組合ニ関スル共同事務ハ埼玉県北足立郡大和田町長之ヲ管理執行スルモノトス

第 13 条 事務執行城助手ヲ要スルトキハ組合管理者ヲ予算ノ定ムル所ニ依リ臨時雇員を任用スルコトヲ得

第 14 条 本組合ハ管理者ニ於テ事務執行ノ為メニ要スル実費弁償ノ外相当ノ報酬ヲ与フルコトヲ得
但其報酬額ハ組合会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第 15 条 本組合会ノ出納事務ハ組合管理者所属ノ町村収入役ヲシテ之ヲ管掌セシムルモノトス

第 16 条 本組合規約ニ掲ケサル事項ハ渾テ町村制ノ各条ヲ適用ス

第 5 章 費用分担

第 17 条 本組合ノ費用ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ分賦ス

大和田町 3 分 8 厘

志木町 1 分 8 厘

内間木村 0 分 9 厘 1 毛

宗岡村 3 分 4 厘 9 毛

右之通町村制第 116 条及第 117 条ニ依リ協議決定セシヲ以テ茲ニ署名捺印スルモノナリ

明治 36 年 5 月 5 日

埼玉県北足立郡大和田町長

協議委員 渡邊文太郎㊞

同県同郡志木町助役

協議委員 高野武兵衛㊞

同県同郡内間木村長

協議委員 須田幸一郎代理助役

高橋佐太郎㊞

同県入間郡宗岡村長

協議委員 金子熊吉㊞



野火止用水(史跡公園)



平林寺堀

116条にもとづいて認可された。正式名称は北足立郡大和田町外1町2ヶ村組合で、管理者は北足立郡長と入間郡長になる。

この組合の規約書の全文を資料1⁽²⁴⁾として示した。これによると、野火止用水を大和田町は飲料水、志木町と内間木村、宗岡村は田用水に使用するための事務を共同処分する組合で、町村会議員の中より互選して大和田町4人、志木町2人、内間木村2人、宗岡村4人の12人で組合議員を構成し、任期は6年であった。なお、明治39年8月志木町の野火止用水の用途は、旧館村は田用水、旧引又町は飲料水として利用していたことから、第1条に志木町「ハ田用及飲料水」を加えている。

これに関連して、明治中・後期の志木町の水配分・利用を見ていくと、表24のように、明治23年に決めた水配を、明治25年には皮屋下への水量を減少するよう変更している。旧引とは、以前から給水されていた地区を指すものと思われる。

また、表25のように水田の調査も行われた。明治26年58町4628の水田が同31年には59町2202に増えた。用水系統は2つあり、第1分水は久保山用水で皮屋下、小荷田、島附、原田の一部、第2分水は4流あり、佐平下用水は神明下、島附、原の一部、神明下用水は神明下、原田、清水の一部、清水用水は清水、亭ノ下の一部、中野下用水は湧水と一緒に中野下を灌漑した。

なお、明治31年の志木町の飲料水としての利用は、市場、上野、陣馬、直路の4地区で220軒1,300人が利用した。その後、明治40年には志木町全体として水田72町6反8畝07歩と増加している。また、飲料水としての利用は361軒、3,372人で、人口では同31年から約2,000人も増加して

場所	明治23年	明治25年
皮屋下	10(坪)	7.462(坪)
出口	30	30
旧引	3.462	6
合計	33.462	36

(志木町役場文書から作成)

地名	単位:町	
	明治26年	明治31年
皮屋下	6.9103	6.9103
島附	7.7414	7.7414
小荷田	7.1125	7.1125
原田	9.3414	9.3414
神明下	3.8126	3.8126
清水	7.8106	7.8106
亭ノ下	2.0908	2.0908
宮田	4.6203	4.6203
高橋	3.3706	3.3706
味場	5.4923	5.4923
中野	0.132	
富士前		0.8824
合計	58.4628	59.2202

※計算上の合計は明治26年58町4348
31年59町1852になる。(志木町役場文書)

(24)埼玉県立公文書館文書

いる。水車は 8 台台が使用した。

(3) 第 1 回大和田町外 1 町 2 ヶ村組合会の議事

明治 36(1903)年 8 月 11 日に行われた組合会の議事録によると、出席議員は 12 人で議題は次の 5 件で、提案は管理者の大和田町長渡辺文太郎である。

- ① 大和田町外 1 町 2 ヶ村組合会々議細則議定
- ② 正親善平出願の水車による水路使用
- ③ 使用料
- ④ 組合の基本財産として 2,000 円を編入する。
- ⑤ 明治 36 年歳入出総計予算

①は組合会の議事進行上の規定で、第 1 号提案である。②は正親善平の水車設置で、彼が議員であることから審議中は席を外した。③組合条例第 1 号として、使用料を決めている。毎年納めている水賦金 26 円 22 銭、分水口や下流の分水の堰の工事、その他事務取扱費などで、その半額は町村負担、残り半額は水車が負担する。④小島証作の水車設置の承諾時に、他の分水の不要な水積を買収し、増水するための担保金 2 千円を預かった。明治 36(1903)年水車新設に着手したことから預金を組合の基本財産とし、同年 6 月までの利子を含めた 2,134 円 17 銭は 2,100 円を年 5 分 7 厘で定期預金にし、残金 34 円 17 銭を分水口修繕費や事務取扱費とする。以上①～④までは異議なく認められたが、⑤は修正の上、郡へ提出された。この組合費は各町村の徴収期に合わせ、給料・旅費の支給は大和田町役場の支給細則によることを決めた。なお、平林寺とその水車は料金免除された。この予算書は、明治 37 年 2 月監督官庁から訂正を求められ、次のように修正した。

- ① 歳入第 1 款使用料を削除し、前年度繰越金とする。
- ② 歳入第 2 款各町村及水車分賦金とし、組合町村負担と水車負担とする。その後、数度修正され、最終的には表 26 のようになる。これにより、組合会最初の予算・決算書の項目がわかる。明治 21 年の表 8 と比べると、形式上は近代化された。

その後、明治 38 年 4 月議員の数や資格などについて、次のように改定している。

- ① 水賦金の負担を元に、議員を野火止・北野 3 人、菅沢 1 人、西堀 1 人、

志木町 3 人、宗岡村 4 人、宮戸 2 人の計 14 人とする。

② 町村会議員の互選ではなく、使用権のある住民から公選する。

③ 議員の任期を 6 年から 4 年にする。

また、組合長村会が管理していた共有金 2,385 円(第 3 回国庫債券 2,100 円、定期預金 785 円)を組合会に編入することを決めている。

1.1. 明治後期の組合会の活動

明治 38(1905)年以降の組合会の活動については、旧大和田町役場所蔵文書をもとに見ていく。

明治 43 年度「組合事務報告」⁽²⁵⁾によれば、組合共同事務は規約により大和田町長の管理のもと、出納事務は所属町収入役が担当した。組合会は 4 回開かれ 13 件を議決、通常予算は郡長に報告した。支流分水堰改修工事の他は大きな事業はなく、公有土地水面利用水車継続や水車出願など水車関係が多い。

(1) 歳入

表 26 によると、歳入は主として組合町村と水車で 50% ずつ負担した。この費用配分は、資料 1 で見たように大和田町 38%、志木町 18%、内間木村 9.1%、宗岡村 34.9% であった。この根拠は明確ではないが、従来の慣行を踏まえたものと推定される。

明治 36(1903)年度は予算書が監督官庁から返戻されたことから、水車負担は 50% ではなく約 28%、水車 1 台当たりの平均 93 銭しか徴収できなかった。同 37 年度にその不足を補おうとしたようで水車負担は約 65%、同 38, 39 年は約 55% と大きく、同 40, 41 年は約 50% に戻っている。同 39 年～41 年は各年度の予算書通りの賦課になる。

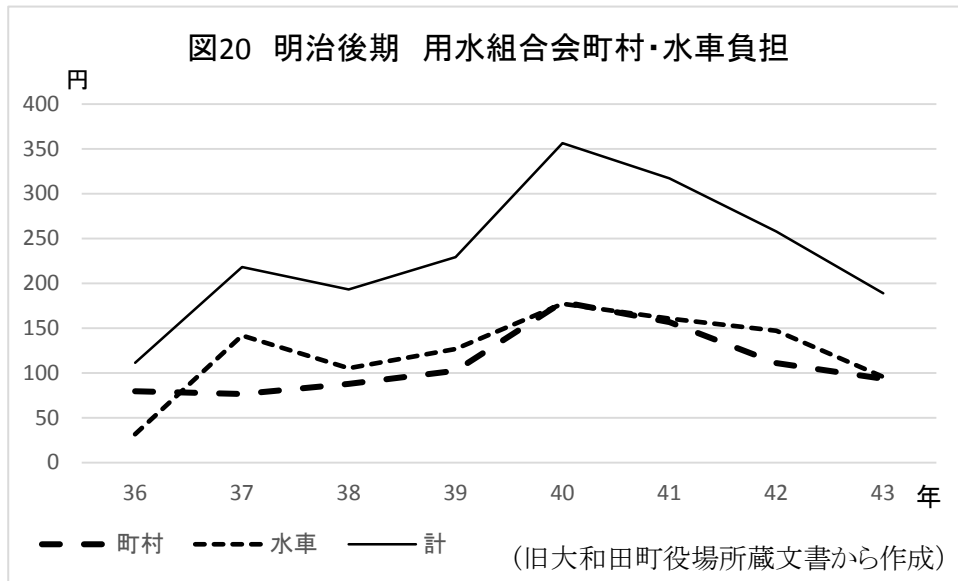
(2) 歳出

歳出の中で 1 番変化が大きいのは玉川分水路修繕費(以下、修繕費とする)になる。これは、分水堰や水路の修理に当てられた。例えば、明治 39 年度修繕費の予算は 63 円(当初 24 円 212)で、小平村小川にある分水口 5 円、西堀稻荷堰 10 円、同山中堰 3 円、寺堰 24 円、野火止中堀堰 12 円、西屋敷通水路 9 円の修理に配当された。その後、83 円 84 に補正されるが、

(25) 旧大和田町役場所蔵文書

表26 明治36年度 大和田町外1町2ヶ村組合歳入出決算表				
歳入				単位:円
科目	本年度 決算額	本年度 予算額	附 記	
第1款 前年度繰越金	30.462	30.462	玉川用水事務元取扱費残引継額	
第2款 各町村及 水車分賦金	111.345	111.35		
1 組合町村負担	79.735	79.735	大和田町外1町2ヶ村ヨリ徴収額	
2 水車負担	31.61	31.61	水車34ヶ所 93銭徴収額	
合計	141.807	141.81		
歳出				単位:円
科目	本年度 決算額	本年度 予算額	附 記	
第1款 事務取扱費	18.86	35.16		
第1項 給料	4.4	8.1		
1 附属員給料	4.4	8.1	管理者町属収入役手当金4円也	
第2項 雑給	11.75	22.52	8ヶ月分助手1日金40銭	
1 旅費	2.78	5.43	陸路14里車馬賃此金1円68銭2日分日当金50銭 1泊料金60銭	
2 報酬	8	9	管理者報酬8ヶ月分	
3 実費弁償額	0.97	6.89	陸路6里分金72銭1日分金25銭弁償額	
4 雇人料	0	1.2		
第3項 需用費	2.71	4.54		
1 備品費	1.5	3	書籍箱1ヶ代	
2 消耗品費	0.91	1	半紙35帖代	
3 通信運搬費	0.3	0.54	郵便切手代	
第2款 会議費	19.832	28.171		
1 議員実費弁償額	11	13	開会延22日分弁償額	
2 書記給料	12	20	延3日分書記料	
3 雇人料	0.9	1.5	雇上人夫3日分	
4 筆耕料	4.2	7.371	議案210枚筆耕料	
5 消耗品費	1.392	2	鉛筆12本此金21銭手紙10帖此金26銭木炭92銭2厘	
6 通信運搬費	1.14	1.8	郵便切手代	
7 雑費	0	0.5		
第3款 土木費	0	10		
第1項 水路費	0	10		
1 玉川分水路 修繕費	0	10		
第4款 諸費及負担	63.11	63.11		
1 玉川上水々料 寸積割	63.11	63.11	本年度後半期分	
第5款 予備費	0	5		
合計	101.802	141.44		
超過金50円5厘 (旧大和田町役場所蔵文書から)				

決算では 74 円 022 になる。その内訳は、総計金額となるが、堰樋修繕材料 38 円 452、土工手間 29 円 75、木工手間 5 円 32、出張費 0.5 円になる。また、臨時工事の場合は、寄附などで賄うこともあった。例えば、明治 39



年 4 月管理者と組合会議員 5 名が分水口の実地調査をしたところ、分水口の樋尻の砂利が判明し、早急に浚渫や樹木・雑草の刈り取りが必要なことから同年 7 月水車や議員が 20 円 84 銭を寄付した。

また、臨時工事の場合は、寄附などで賄うこともあった。例えば、明治 39 年 4 月管理者と組合会議員 5 名が分水口の実地調査をしたところ、分水口の樋尻の砂利が判明し、早急に浚渫や樹木・雑草の刈り取りが必要なことから同年 7 月水車や議員が 20 円 84 銭を寄付した。

図 20 によると、用水組合会町村負担と水車負担が一番多いのは明治 40 年である。明治 39(1906)年 8 月 22 日元樋尻の小川用水路との境界の修繕の必要があることから、明治 40 年組合会では 50 円を予算に組んでいる。この工事を含め、明治 40 年度修繕費の予算は 126 円 63 で、同 39 年の予算 63 円の約 2 倍に増加した。しかし、これは決算書によると出張 25 回の実費弁償費で、他年度の工事材料などとは異なる。

(3) 予算書に見る水車

明治 38(1905)年決算書によると水車は 32 台あり、1 台平均 3 円 77 銭強の徴収であるが、実際には表 27 のように、水車で動かす器械や臼数に賦課した。臼は小麦を粉にする挽臼、米や大麦を精白する搗き臼、特に後者は大きさによって 3 斗以上と 3 斗未満に分けている。3 斗張(3 斗入る)未満の搗き臼が多いことから、近隣の農家相手に営業をしていたようである。水車台数は 37 年 34 台、38・39 年 32 台、40 年 28 台である。

種類	明治38年度			明治39年度			明治40年度		
	1個当り	個数	合計	1個当り	個数	合計	1個当り	個数	合計
器械運転	0.9円	5	4.5円	1.107円	7	7.749円	4.76円	7	33.223
挽臼	0.86	57	49.02	1.107	44	48.708	1.36	44	59.845
搗臼(三斗以上)	0.25	65	16.25	0.332	65	21.58	0.408	65	27.746
搗臼(三斗未満)	0.17	221	37.57	0.222	214	47.508	0.272	214	58.212
総計			102.8			125.55			179.03

※明治40年度などの合計は計算上異なるが、そのまま掲載（旧大和田町役場所文書から作成）

表 27 によると、明治 38 年は臼数の合計は挽臼 57 個、搗臼 286 個で、平均挽臼 1 個に搗臼 5 個である。江戸時代

表28各種製粉の供給割合

(明治)	水車	機械	輸入
29年	89%	4	7
31	88	6	6
33	78	6	16
35	76	8	16
37	57	10	33
39	59	12	29
41	41	49	10
43	41	54	5
45	36	60	4

『日本製粉株式会社70年史』

『日清製粉株式会社70年史』



製粉用の挽臼(峯岸水車)

の平均的な臼数は挽臼 1 個、搗臼 10

個であったので、製粉に重点が置かれた。しかし、明治 35 年には関東地方にロール製粉機を使用した機械製粉の工場が 5 つ作られ、安価ではなかったが、粒子が細かく仕上がりがよいことから広まる。表 28 のように、明治 40 年には供給量が水車製粉を追い越す。この結果、武蔵野台地南部の水車は、この機械製粉の影響を受け、挽臼数を減らしていく。

しかし、野火止用水にあっては、明治 39 年には 57 個から 44 個と数を減らす、39 年から 43 年までは 44 個(但し、明治 39 年は 39 個)のままである。

明治 40 年志木町にある製粉業は 4 軒、職工数 6 人で、2 万 500 斤、1,050 円を生産している。このうちの 1 軒である志木町 264 番地の村山啓三郎の水車は明治 35 年 1 月に創業し、明治 44 年には男子従業員 2 人を雇って、年間 8400 貫、3,000 円を製造した⁽²⁶⁾。大正 8 年には 11,122 円の製造額が

(26) 『志木市史 第 3 巻 近代資料編』 志木市 1988 年 pp393～395

資料 2

命令書

第 1 条 使用ヲ免許スル公有水面ノ位置ハ武蔵国北足立郡志木町字神田用水路筋面積 3 歩にして願書添付図面ニ記載セル区域内トス

第 2 条 使用ノ目的ハ導流堰トス故ニ当初ノ目的以外ニ転用スルコトヲ得ス

第 3 条 使用期限ハ明治 42 年 2 月ヨリ明治 47 年 1 月迄トス

第 4 条 使用料ハ 1 ヶ年金 6 銭ト定ム其納期ハ納入告知書ニ指定スルニヨリ其期日迄ニ完納スヘシ

第 5 条 使用免許権ハ当庁ノ許可ヲ受クルニアラサレハ担保貸付ニ供シ又ハ他ニ移スコトヲ得ス

第 6 条 使用期限中ト雖公害ヲ生シ若クハ法律命令ノ施行ニ依リ又ハ公益上行政庁ニ於テ必要ト認メタルトキハ何時ニテモ本命令書ノ条項ヲ増減変更シ本件水面ノ使用ヲ差止ムルコトアルヘシ

第 7 条 使用者ニ於テ本命令書ノ条項ニ従ハサルトキハ之ヨリ生シタル損害ヲ賠償セシムヘキハ勿論本件水面使用ノ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第 8 条 本件水面使用ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスルコトアラハ使用者ノ費用ヲ以テ之ヲ除カシメ又ハ予防セシムルコトアルヘシ若シ之ヲ怠リタルトキハ行政庁ニ於テ之ヲ執行シ其費用ハ使用者ニヨリ徴収ス

第 9 条 第 6 条又ハ第 7 条ノ処分ニ依リ本件水面ノ使用免許権ヲ失ヒ又概件ノ行使ニ変更ヲ来シタルカ為メ使用者ニ於テ何等ノ損失アルモ行政庁ハ其賠償ノ責ニ任セス但使用免許権ヲ失ヒタル場合ニ於テハ該水面ニ現存スル使用者ノ物件ハ使用者ノ費用ヲ以テ行政庁ノ指定シタル日限内ニ之ヲ除去シ原形ニ復スヘシ若シ之ヲ怠リタルトキハ行政庁ニ於テ之ヲ之ヲ為シ其費用ハ使用者ヨリ徴収ス

使用期限満了又ハ使用者ノ都合ニ依リ該水面ノ使用ヲ止メタル場合ニ於テハ原形ニ復シ其旨直チニ届出ツヘシ

あり、粉を 3 種類に分け生産し、生産過程で排出される小麦の皮の麩(ふすま)も肥・飼料として利用したようである。近代的な機械製粉の影響は少なく、水車製粉はコストが低廉で麵製造に適したこともあり、旧来の市場が存続したようである。なお、水車は組合会の負担ばかりでなく、埼玉県からは営業税雑種税を賦課された。明治 39 年度の場合、機械を動かす水車は 7 円、挽臼 1 個 2 円、搗臼 1 個 3 斗以上 60 銭、3 斗未満 40 銭が賦課された⁽²⁷⁾。

資料 2 は明治 42 年 6 月志木町三上権兵衛が公有水面を継続使用が許可された時、埼玉県から出された命令書⁽²⁸⁾になる。これには、公有水面使用の場所、目的(導流堰)、使用期限(5 年間)、使用料(年 6 銭)、使用权の担保貸付や移譲の禁止、公益上の妨害、他の障害になる恐れがある時は免許取り消しもある。その場合の撤去費用は使用者が負担し、原形に戻すことが決められている。

12. 別樋⁽²⁹⁾—北側元堀の分離—

野火止用水と北側元堀(現・新堀用水)は合樋になっていることから水論が起こり、長さ 40 間余りの板柵で中仕切りとした。この樋尻は激流なので度々破損し、洩れ水もある、また、樋口も老朽化し、監督官より再三改築を請求されていた。そこで、大和田町外 1 町 2 ヶ村組合(以下、野火止側とする)と玉川上水分水北側新井筋組合(以下、下流側とする)は、改造工事を実施することにし、明治 40 年 5 月野火止側と下流側は協議する。下流側は元堀分水口の改築に際し、①野火止用水と北側元堀を分離する、②水路移転工事の半額を負担することを主張し、野火止側は①分水口的位置は従来のみままでよい。②水路移転は組合会で協議したいとした。野火止側は、北側元堀との中仕切りの工事を希望していた。

下流側には、次のような事情があった。淀橋浄水場を使う東京市の近

(27)前掲(26) p. 392

(28)旧大和田町役場所蔵文書

(29)北側元堀関係は『小平市史料集第 24 集』小平市中央図書館 2000 年 pp. 301~329。『小平市史料集第 27 集』小平市中央図書館 2002 年 pp. 130~144

代水道は、明治 31(1898)年 12 月から部分的に給水が開始され、生活上の便利さや消火に有効であることから需要は増加した。この原水の確保が緊急の課題となり、東京市は分水の水積を買い上げることにする。これに応じ、明治 40 年 6 月北側元堀の鈴木新田田用水他 89 坪 7 合 9 勺 4 才を東京市に 1 坪 490 円、計 44,100 円で譲渡することにし、その工事費は譲渡関係者の負担にした。さらに、工事費補助を東京市に求め、この資金をもとに野火止用水との間に 6 尺以上の距離をとり、関係を断とうとした。これに対し、野火止側は北側元堀の位置変更は問題ないとした。

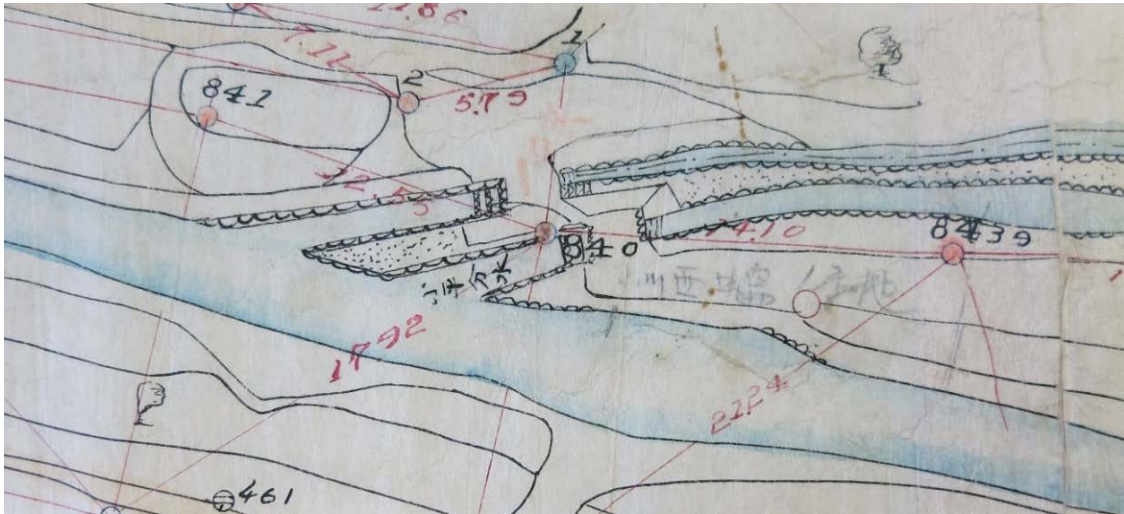
明治 40 年 10 月 7 日下流側の要望は、原水を確保したい東京市参事会から認められ、分水口改良補助として 1,300 円を交付される。同時に分水口の改造概要が示された。それによると、分水樋管は石造で、分水口前後の中仕切りと両護岸は丸石積み、分水口下流は結成石敷で、岸に板柵を設置する。野火止用水も、これに準じたと思われる。

明治 40 年 8 月野火止側は分水口改造の予算 843 円を、木材から鉄板にし 956 円とする。さらに、同年 9 月淀橋浄水場から、次のように指示される。

- ① 北側元堀の分水口と野火止用水の分水口の間の中間の堤塘突尖部は玉川上水の右岸と平行になるよう設置する。
- ② 護岸の石垣は水流に影響が無いよう工事をする。
- ③ 護岸工事費は、東京府が北側元堀口に補助を出すことから、出費については下流側と協議する。

なお、北側元堀の分水口の縮小・改造工事は明治 40 年 12 月に実施され、野火止用水の分水口の工事は明治 41 年 3 月のようである。同年 4 月元樋の表に「明治 41 年 3 月改造」裏に「野火止口樋管」と彫ることにした。

その後、図 21 のように、同年 5 月下流側は 5 人から土地を購入し新水路を掘り、同年 7 月土手の再築立をした。野火止側は、この費用については臨時の予算・決算をした。表 29 によると第 3 回国庫債券を売却し、中井銀行に預けた 489 円 15 を払い戻し、工事費用に当てた。また、分水口の工事費として 961 円 9 を東京市に納めている。歳出の工事費で、省略したものは写真代や出張旅費などである。なお、この工事には東村山の水車、当麻勸一や小島証作から約 150 円が寄付された。



上: 図 21 大正 5(1916)年 8 月
野火止用水と北側元堀(小平
分水)(東京都水道歴史館蔵)



野火止分水口と小平分水口
(新堀用水) (『こだいら郷土写
真写真展図録』)

表29 玉川分水原樋改造費収支決算表

収入				
	科目	決算額	予算額	附記
第1款	雑収入	1440.15円	433.150円	
1	公債払代	951	944	組合財産第3回国庫債券額面千円券売却金
2	繰入金	489.15	489.15	組合財産現金中井銀行浦和支店ヨリ戻入繰入額
合計		1440.15	1433.15	
支出				
経常費				
	科目	決算額	予算額	附記
第1款	原樋改造費	1280.330円	1300	原樋改造工事費東京市へ納付額961円90銭樋吐口中仕切片側護岸改修費金127円也同樋管鉄扉取付用縁石及字堀石工事金10円也原樋水盛手伝人夫賃及図面仕様料金5円20銭鉄棒代取込及運搬人夫賃金3円84銭(以下省略:小坂)
1	玉川分水 原樋改造 工事費	1280.33	1300	
第2款	公債費	80.7	97.66	
1	一時借入金 利子	80.7	97.66	元金300円二対スル銀行利子
		1361.03	1397.66	

収入支出比較収入超過金79円12銭

(旧大和田町役場所蔵文書から)

1 3 . 志木町の耕地整理(水田)

(1) 耕地整理法

日清戦争(1894 - 1895) 後、資本主義の進展に伴い、小作人や零細農民は都市に流入して工業労働者や都市生活者になった。このため、米穀需要が増大し、米の商品化が拡大した。さらに、軍事的な食糧自給の要求も加わって、食糧増産が政府の重要な課題となった。米の生産を効率よく行うために、耕地整理が必要とされた。その前提として土地の所有権と水利権を明確にする必要があった。そこで、政府は明治 29(1896) 年民法と河川法の制定を行い、その上で明治 32(1899) 年耕地整理法を制定し、1901 年から施行した。その事業目的は、耕地の利用を増進するため区画を整形し、畦畔や溝渠を区画と関連付けて配置し直すことにあった。明治 38(1905) 年灌漑排水改良(農業水利)が追加、明治 42(1909) 年地目交換や開墾(農地開発)が追加され、全文が書き換えられた。さらに、事業主体として耕地整理組合の設立が認められた。

なお、「河川法」では、河川が公的な管理の対象であることを法的に明示したが、それまでに利用されていた農業用水は河川法上、許可を受けたものとした。つまり、慣行水利権として位置づけた。

(2) 志木町の耕地整理⁽³⁰⁾

志木町の柳瀬川を挟んで大和田寄りを館耕地、宗岡寄りを中野下耕地と言った。この水田は区画状ではなく屈曲しており、用排水や耕耘に不便であった。この灌漑用水は野火止用水の分水で、第 1 分水は久保山分水、第 2 分水は佐平下、明神下、清水、中野下と 4 流になって灌漑した。しかし、小水路は用排水兼用なので、排水の機能が十分ではなく、また低地の水田は大雨が数日続くと荒川が増水し、その支流の柳瀬川に逆流し、被害を受けることが多い。さらに、東京に近いことから商工業の発達とともに、農業従事者が都会に流出して減少している。そこで、細かく錯綜している耕地を整理し、畜力や大きな農具を利用しやすくして、労力の節約を図りたいとして、明治 42 年耕地整理組合を組織した。明治 44(1911) 年 3 月から大正 5(1916) 年 10 月まで、館と中野下の耕地整理を行った。総工費は 6,965 円、整理後の反別は 89 町 6 畝 29 歩で 6 町 7 反 5 畝 11 歩増えた。

(30) 前掲(26) pp. 282~285

水中に壁状の溺堰を設ける設計であったが、分水関係者との紛議を避けるために堰板で水位を調節し、他は固定する堰堤を設けた。また、周囲を厚さ3分のモルタルで舗装し、堰の上下や両岸はコンクリートブロックで貼り詰めた。この工事は、大正13(1924)年3月村山貯水池への通水が始まった直後の同年8月に着手し、翌14年3月に完成した。具体的には、福生、熊川、拝島と殿ヶ谷、立川と砂川、源五右衛門、野火止、千川、品川の8カ所に堰を設置した。昭和40(1965)年頃、淀橋浄水場の移転に伴って牟礼、烏山と北沢下高井戸にも堰を設け、分水に従来の水量が確保できるようにした。

(2) 玉川上水の川底の埋立て

明治29(1896)年4月野火止・新堀用水(旧・北側元堀、小平用水とも言う)の元樋口尻の中仕切りの修理工に関連して、玉川上水の川底が水流で削られていることが判明した。分水への取水量が減少することから、玉川上水の川底を埋立てるか、元樋口を敷下げるかを野火止と小川の2つの組合が協議をし、前者で願い出る。つまり、図23のように野火止用水の分水口と新堀用水(小平分水)の分水口の下流の玉川上水の川底を埋める工事を計画した。その後同年5月13日東京市水道改良事務所の現地調査があり、同年11月許可され、工事資金30円80銭を前納した。しかし、玉川上水の水量が増えたためか工事は実施されなかった。

村山貯水池への給水によって水量の減少の危惧もあり、大正8(1919)年12月大和田町外3町村用水使用組合(大和田町外1町2ヶ村組合から改称。以下、用水組合とする)は取水量が減少したことから、その対策に

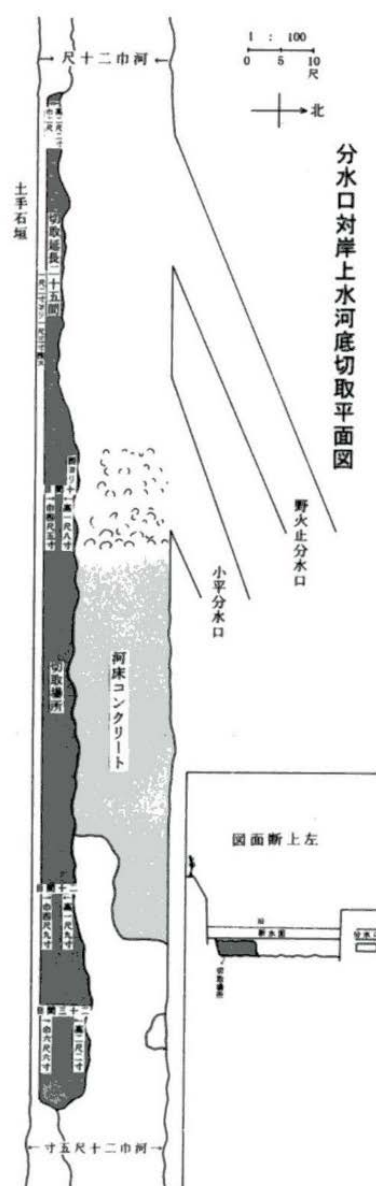


図23 玉川上水の川底埋設工事
(小平市『玉川上水と分水1』)

ついて用水組合で話し合い、大正9年1月小平用水組合会と協議し、東京市と相談、実地調査をする。その上で、大正9(1920)年3月用水組合と小平用水組合会は、玉川上水の川底を埋める工事の許可を願い出る。これは認められ同年4月東京市から工事計画書⁽¹⁾が示される。玉川上水の川底をコンクリートで埋め、その上にモルタルを塗る設計で、材料費の購入を含め工事は東京市が実施、大正9年7月28日落成する。同年6月工事費(見積)450円を支払うが、実際は449円90銭で10銭が返還される。この間、工事による断水の通知や役員の立会いもあって、2つの組合は緊密に連絡を取り合っている。

その後、分水口前の玉川上水の工事を行っている。この内容は不明であるが同年9月工事の実施を決め、12月6日野火止と小平の用水組合会の代表、淀橋浄水場、水車総代が現場を視察している。そして、12月19日断水を利用して工事を実施している。この工事費247円56銭は1坪44銭8厘6毛の割で野火止と小平で負担した。なお、この断水は羽村取水口の下流の定期砂利浚渫作業で、大正9年の場合11月25日から15日間、隔日午前7時から午後5時まで実施された。

(3) 大正11(1922)年の分水調査

大正11(1922)年12月末東京市水道拡張課は、村山貯水池への通水を目前に玉川上水の分水を水道の原水として使用できるか調査し、翌12(1923)年「玉川上水所属分水流域第1次調書」⁽²⁾にまとめた。これを表30にしたので、分水の水利用を概観する。

まず、分水は5つの水衛所に所属していた。上流から、福生、熊川、拝島殿ヶ谷、柴崎、砂川の6分水は熊川水衛所、源五右衛門、野火止、小川の3分水は砂川水衛所、千川上水、千川用水、品川用水は境水衛所、牟礼、烏山、北沢、下高井戸の4分水は久我山水衛所で、以上の16分水が、和田堀より上流で村山貯水池の影響を受ける分水である。幡ヶ谷、火薬製造所、三田原宿、千駄ヶ谷、植物御苑の6分水は和田堀水衛所の管理で、淀橋浄水場への新水路の下流の旧玉川上水路にあることから、給水量は少ない。

① 分水数は22で、明治3(1870)年の17から増えている。

② 最上流の2分水(福生、熊川)は酒造が主で、他に雑用、防火用、灌漑用

(1)旧大和田町役場所蔵文書

(2)東京都水道歴史館

水に使用された。

- ③ 飲料水としての利用は源五右衛門を除く 8 分水(拝島、殿ヶ谷、柴崎、砂川、野火止、小川、千川、品川)で、約 24,770 人が使用している。武蔵野台地は地下水位が深く、水道が敷設されていない地区が多かったことから、江戸時代から引続き分水の水を飲料水として使用した。しかし、明治 3(1870)年の調査では飲用水として使用したのは約 12,790 人で、約 2 倍も増えた。これは、工場での使用や用水周辺の人口の増加による。
- ④ 田用水としての利用は 16 分水で、その合計は約 1,239 町になる。100 町歩以上あるのは、小川、野火止、千川の 3 分水で、次いで品川、烏山、砂川で中流域が多い。また、牟礼分水から下流も灌漑用として使用しているが、原宿、千駄ヶ谷、植物御苑分水は灌漑の利用はない。
- ⑤ 水車使用は 12 分水で 209 台になる。一番多いのは小川で 51 台、次いで砂川、野火止で、中流域での使用が多い。
- ⑥ 水車で使われる搗き臼は大麦や米の精白用である。そのうち 3 斗張以上の搗き臼が多いのは小川、三田、砂川、品川、千川で、人口が急増する東京市とその周辺へ白米などを出荷する一方、農家相手の賃搗きも行った。3 斗張以下の搗き臼が多いのは砂川、小川、野火止、千川、品川で、野火止を除くと 3 斗張以上の搗き臼の多い分水とほぼ重なる。つまり、中流域では出荷用と農家相手の賃搗き用として精麦・精米に水車がよく使用された。
- ⑦ 挽き臼は小麦の製粉用で、直径 1 尺 5 寸以上は砂川、小川、野火止の 3 分水で 20 個以上あり、東京市への出荷を行った。直径 1 尺 5 寸以下は砂川、小川が 10 個以上で、主に農家の賃挽きを行った。
- ⑧ 押麦機は砂川と小川で 11 台、割麦臼は砂川、野火止、小川、拝島である。割麦の方が押麦の 2 倍以上あり、農家の主食が割麦と白米を混合した麦飯であった。
- ⑨ 水車は穀類の精白・製粉用ばかりではなく、製糸用として生糸の揚返しの器械を動かすのにも使用された。この水車は馬力で表わされ、拝島、砂川、野火止、小川、千川で使われた。
- ⑩ 小川用水、千川用水、三田用水や品川用水などの下流(主に、現在の区部)では宅地化の進展に伴って組合員が減少、用水の維持・管理のために工業用水や庭園などへの給水を行うようになり、多目的化している。つまり、1 つの分水が飲用、雑用・消防用、灌漑用、工業用として使われた。

表30 大正11(1922)年12月末 玉川上水の分水								
(「玉川上水所属分水流域第1次調査」)								
	分水名	利用村	坪数	工場	庭園	田反別(町)	水車	飲用人口
1	福生分水	福生、熊川村	45.85	0	1	20.8722	8	0
2	熊川分水	熊川村	75.06	0	2	3	5	0
3	拝島分水	拝島村	28.56	1	0	9.5427	18	200
4	殿ヶ谷分水	砂川村	24	0	0	0.5729	0	600
5	柴崎分水	立川村	50.475	0	0	15	7	200
6	砂川分水	砂川、国分寺、小平他4カ村	352.3	0	2	73.5022	38	7,450
7	源五右衛門	砂川一平	16	0	1	2.45	0	0
8	野火止用水	大和田、志木町他4カ村	212.125	0	0	268.5312	34	4,048
9	小川分水	小平、田無村他6町9村	339.6	4	1	393.5518	51	6,770
10	千川上水		96					
11	千川用水	保谷、井荻村他2町8村3カ所	310.31	3	1	160.4719	10	4,000
12	品川分水	品川、大崎町他3町5村	206	6	0	94.5907	14	1,500
13	牟礼分水	三鷹村	26	0	0	19	0	0
14	烏山分水	千歳村、世田谷町	80	0	0	86.9519	7	0
15	北沢分水	世田谷町、松沢村	80	0	0	48.6109	5	0
16	高井戸分水	高井戸村	5.46	0	0	4.35	0	0
17	幡ヶ谷分水	代々幡町	12	0	0	6	0	0
18	海軍火薬庫		100					
19	三田分水	品川、大崎町他1区3町「	291	7	15	25.0408	12	0
20	原宿分水		12.25	1	0			
21	千駄ヶ谷分水	徳川頼倫	11	0	1			
22	新宿駅分水		81					
23	植物御苑分水		64	0	1			
	合計		2518.99	22	25	1238.9902	209	24768
分	九カ村用水			0	0	144.4627	12	0
水	野川			0	0	97.0729	11	0
余	妙正寺川			0	0	80.7403	1	0
水	石神井川			0	0	176.1104	2	0
	計			0	0	498.3863	26	0

この表は一覧表ではなく、各分水の内訳をもとに作成している。特に、田反別の合計は一覧表の方が砂川、千川、北沢、品川は0.007町歩、小川は0.021町歩多くなっている。分水口の大きさは縦×横。

- ⑪ 工業用水の主な用途は製紙、火薬製造、製薬、鉱業、電気、ビールなどの会社や工場で、これらの中には、ろ過池や沈殿池などを自社で作し、飲料水やボイラー、材料の漂白などに使用した。
- ⑫ 庭園の利用は、上流では旧名主など分水利用に力を有した家、下流は華

族などの邸宅になる。特に、三田用水は 15 と庭園の利用が多い。また、和田堀から下流の旧玉川上水路から取水している分水沿いは宅地化が進み、三田用水の他はほとんど機能していない。

- ⑬ 新宿駅分水は蒸気機関車への給水などであるが、役目は終了している。
- ⑭ 江戸時代は、目前を分水が流れていても公的に定められた村以外の使用は認められなかったが、この頃になると組合外関係村として認められるようになった。具体的には野火止用水では東村山村(現・東村山市)・膝折村(現・朝霞市)、品川用水では三鷹村(現・三鷹市)、神代村(現・調布市)、千歳村、駒沢町(以上、現・世田谷区)、碑衾(ひぶすま)町(現・目黒区)がを利用するようになった。つまり、分水利用の区域が拡大した。
- ⑮ 分水の流末は、拝島分水や柴崎分水のように多摩川に再度流れ込んでいるものもあるが、野川や妙正寺川、石神井川など中小河川に流入し、その水量を増加させて灌漑用水として使用されるとともに、東京都の地下水を涵養した。

(4) 大正 11 年野火止用水の水利用

野火止用水の水利用は江戸時代から変わらず、上流では飲料水、下流では灌漑用水として利用された。表 31 から、飲料水の利用は大和田町と志木町で約 3,900 人である。特に、大和田町は地下水位が低い所が多く、井戸を掘っても水が出なかった。志木町では飲料水としての利用は減っているが、生活用水としてはよく利用された。灌漑用水としての利用は、宗岡村が主で約 64%になる。宗岡村は荒川沿いであるが、用水の引込みが困難なことから、野火止用水を志木町北端の新河岸川の上に渡した鉄管で導入している。

水車は、宗岡村を除いて 34 台になる。水車では、大麦や米を搗臼で精白し小麦を挽臼で製粉する。表 31 によると、3 斗張(3 斗入る)以下の搗臼が多いことから農家相手の賃搗きをしている。しかし、挽臼は直径 1 尺 5 寸以上としているが、組合会では直径によって分けていないので、1 尺 5 寸未満も含まれた可能性がある。なお、押麦機がないことから、大麦を搗臼で精白した後は割麦にして米と混ぜて食していたことがわかる。

水車は精米・製粉用の他に大和田町に 5 馬力 2 台、3 馬力 2 台の 4 台の伸銅水車があり、内間木村には 0.5 馬力の撚糸水車 1 台があった。伸銅業については、大正 12 年管内工場法適用工業別工場数⁽³⁾によると、大和田町には鎮鍬パイプ製造をする小林工場(小林喜一郎)、製線をする増田工場(増田八重蔵)

表31 大正11年 野火止用水の水利用								
町 村	飲 用 人	水 田 町	水車 台	搗 臼		挽臼(直径) 1尺5寸以上	割麦臼	他
				4斗張	2斗張			
大和田町	2,898	3	19	2個	96個	16個	3個	伸銅4
志木町	1,000	74.73	8	4	60	0	2	
内間木村	0	18	4	2	5	2	1	撚糸1
宗岡村	0	172.8012	0	0	0	0	0	
東村山村	100	0	2	20	0	2	0	
膝折村	50	0	1	3	9	1	0	
合計	4,048	268.5312	34	31	170	21	6	

(「玉川上水所属分水流域第一次調書」)

玉川製線工場(島村亀吉)、共進伸線工場(中里萬蔵)がある。この4工場は水車を動力にした可能性が高い。なお、伸銅水車については、大正5年9月13日『国民新聞』⁽⁴⁾によると、膝折村、大和田町、志木町、片山村では第1次世界大戦後、生産額500万円と言われ、工場は30あったと言われる。主な生産物は針金、釘、鋳電線などで前途有望な産業であることを伝えている。なお、野火止用水の組合外の利用として東村山村と膝折村で飲用150人、水車3台が利用した。



伸銅製品(奥住伸銅株式会社)

2. 用水組合の活動

(1) 大正11年度用水使用組合歳入歳出決算書

大正11(1922)年度用水使用組合歳入歳出決算書⁽⁵⁾を表32とした。明治36(1903)年度の歳入出決算書(表26)と比べると、歳入は前年度繰越金と

(3)『新座市史 第3巻』埼玉県新座市 1985年 p.398

(4)前掲(3) p.390

(5)新座市成田正子家文書

表32 大正11年度用水使用組合歳入歳出決算							
歳入							
決算				決算説明			
科 款	目 項	決算額	種目	本年度 決算額	本年度 予算額	○△ 増減	附 記
1財産ヨリ 生スル収入		173750			158000		
	1基本財産収入	173750					
			1公債利子	5000	5000		5分利公債100円 1ヶ年分利子
			2預金利子	168750	153000	○15750	中井銀行預金利子金 132円88銭橋本銀行 預金利子金35円当座 円預金利子87銭
2繰越金		143330			165000		
	1前年度繰越金	143330					
			1前年度 繰越金	143330	165000	△216704	大正10年度残余金
3分賦額		469990			450000		
	1町村分賦額	224960					
			1大和田町 分賦額	85480	86000	△520	総額ノ3分8厘
			2志木町 分賦額	40500	40000	○500	総額ノ1分8厘
			3内間木村 分賦額	20460	20000	○460	総額ノ9厘1毛
			4宗岡村 分賦額	78520	79000	△480	総額ノ3分4厘9毛
	2水車分賦額	245030					
			1水車 分賦額	245030	225000	○20030	器械運轉水車3ヶ所糸 撚器械4ヶ所粉名臼24 ヶ割臼6ヶ搗臼3斗以 上38個及3斗未滿266 個県税金1円ニ付87銭 2厘此金222円69銭大正 10年度未納金22円34銭
4繰入金		200000			300000		
	1繰入金	200000					
			1基本財 産繰入金	200000	300000	△100000	組合基本財産ヨリ 繰入金
歳入合計		987070		987070	1073000	△85930	
歳出 經常部							
決算				決算説明			
科 款	目 項	決算額	種目	本年度 決算額	本年度 予算額	○△ 増減	附 記
1組合役場費		177670		177670	117000		
	1報酬	26700					
			1管理者 報酬	17700	18000	△300	月額1円50銭11ヶ月分 金16円50銭日割額金 1円20銭月額75銭12ヶ 月分
			2管理者 代理報酬	9000	9000		管理者代理月額 1円此金12円
	2給料	13500					

			1会計吏員 給料	13500	14000	△50000	月額金1円12銭5厘 12ヶ月分
	3雑給	132520					
			1費用 弁償額	110920	30000	○80920	管理者及代理者並ニ 委員費用弁償額
			2旅費	3600	8000	△4400	書記出張旅費
			3諸雇給	9000	13000	△4000	使丁1人月額金60銭12 ヶ月分金7円20銭筆耕 料金1円80銭
			4賞与費	9000	9000		管理者及代理者 会計吏員年末賞与
			5慰勞金	26000	40000	△14000	前管理者慰勞金 10円故議員慰勞 金10円減水防止 功勞者へ金6円
	4需用費	4950					
			1消耗品費	3500	9000	△5500	帳簿用紙及半紙代
			2通信運 搬費	1450	5000	△3550	郵便切手及 葉書代
			3雑費	0	2000	△2000	
2会議費		79390			111000		
	1費用弁償額	66000					
			1議員費 用弁償額	66000	87000	△21000	議員出席延55人弁償 額
	2雑給	5400					
			1書記給	3600	4000	△400	会議書記延6人1日1 人金60銭
			2諸雇給	1800	2000	△200	臨時使丁延6人1日1 人金30銭
	3需用費	7990					
			1消耗品費	960	8000	△7040	雜記帳及鉛筆代
			2印刷費	6030	5000	○1030	予算決算及議案調製料
			3通信 運搬費	1000	3000	△2000	郵便切手代
			4雑費	0	2000	2000	
3土木費		1850			75000		
	1用水路費	1850					
			1分水口 浚渫費	1850	20000	△18150	大字野火止中堀分水 口修繕費
			2水路 修繕費	0	30000	△30000	
			3堰場 修繕費	0	23000	△23000	
			4雑費	0	2000	△2000	
4水税負担金		126210			127000		
	1負担	126210					
			1上水々 料寸積割	126210	127000	△790	分水料寸積割東京市 へ納付額
5基本財産 造成費		173750			158000		
	1基本財産 造成費	173750					
			1基本財産 造成費	173750	158000	○15750	5分利公債利子金5円 基本財産預金利子 金169円75銭

6予備費		0					
	1予備費	0					
			1予備費	0	82000	△82000	
合計		558870		558870	670000	△111130	
臨時部							
決算			決算説明				
科 款	目 項	決算額	種目	本年度 決算額	本年度 予算額	○△ 増減	附 記
1視察費		39600			53000		
	1費用弁償額	39600					
			1議員費 用弁償額	39600	53000	△13400	議員視察費延9人分
2図面調整費		226020			350000		中井銀行預金利子金
	1図面調整費	226020					
			1土地調 査費	48920	50000	△1080	土地調査出張旅費金4 6円42銭其他金2円50銭
			2図面調 製費	177100	300000	122900	図面調整費
臨時部合計		265620		265620	403000	○137380	
歳出合計		824490		824490	1073000	△248510	
							(成田正子家文書)

分賦額(町村分賦と水車分賦)の他に、「財産ヨリ生スル収入」として、公債と預金の利子が計上され、組合基本財産の繰入金も記載されるなど、持続的な経営を目指している。

歳出は、經常部と臨時部に分かれ、經常部では管理者と管理者代理に報酬、吏員に給料が支払われている。また、雑給には賞与費と慰労金が設けられている。会議費は7項目から3項目に減っているが、消耗品費や印刷費などは需用費の中に入っている。土木費をみると、大正11年度には分水口浚渫費として中堀分水口の修理が行われ、水路や堰場の修理も実施された。さらに、基本財産造成費を設け、安定的な経営を考えている。

臨時部は視察費と図面調整費で、視察は村山貯水池への送水による分水量の変化の有無を調べる流量調査と官有土地用悪水路土揚敷譲与申請に関するもの、図面調整費は官有土地用悪水路土揚敷譲与申請に関わるものと思われる。これについては、次の項で述べる。

(2) 大正12年度の組合会の活動

大正12(1923)年度の組合会の活動について見ていく。組合会の開会は1回で、大正12年度の予算と組合費についての検討になる。大和田町長が管理者で、助役が代理者、収入役が会計を担当している。事務は文書などの取り扱い40件で水路の修理などは無かった。

これに比べ大正 11 年度は、大正 10 年度と大差ないとして、次のように報告している。組合会の開催は 7 回で、主な内容は次の通りである。

- ・大正 10 年度の追加予算と決算
- ・用水路の实地調査
- ・志木町市場地先の護岸工事
- ・大正 12 年度の予算、追加予算と組合費についての検討
- ・用水路及土揚敷の公用廃止併譲与の申請
- ・大正 11 年度の追加予算
- ・野火止用水の流量測定
- ・交渉委員の選定

事務の件数は 93 件で吏員や議員の出張も 27 回で、東京市役所や羽村、郡役所など多岐にわたっている。

1 つは水道拡張事業による分水の取水量の減少で、立川小学校などで集会をし、他の分水管理者と分水の流量測定をするなど対策を協議している。もう 1 つは国有地である用水路土揚敷を、官有土地特別処分規則第 3 条により大和田町外 3 ヶ町村の所有とするもので、移管されても公共使用とするという申請である。この経緯は不明であるが、大正 11 年 3 月大和田町外 3 ヶ町村は、官有土地用悪水路土揚敷譲与申請を埼玉県と東京府に提出した。その後、用水路や土揚敷にかかる土地細目を調査し、さらに同年 12 月 4 日には各字の最後の番地の調査を八王子税務署と川越税務署に依頼している。この結果については不明である。

(3) 水車数とその届出

例年の組合の歳入は、町村分賦と水車分賦で 50% ずつになる。そのうち、水車については器械の運転や臼の種類によって負担させていた。その額は毎年変化した。表 33 によると、例えば伸銅水車の負担金は、大正 2 年度は約 5.9 円であるが、大正 3 年度は約 3.3 円で半分に近い。なお、挽臼と 3 斗張以

種 類	大正2年度			大正3年度			4, 5年度	12年
	1個当り	個数	合計	1個当り	個数	合計	個数	個数
伸 銅	5.9329	4	23.73	3.3	4	13.2	4	3
燃 糸	1.695	8	13.56	1.9	8	15.2	8	3
挽臼	0.8475	41	34.75	0.94	41	38.54	45	26
搗臼(三斗以上)	0.2543	41	10.43	0.28	41	11.48	46	42
搗臼(三斗未満)	0.1695	305	51.69	0.19	305	57.95	341	260
挽割臼	0.635	7	4.448	0.69	7	4.83	6	8
総計			138.6			143		

※合計は計算上異なるものがあるが、そのまま掲載 (新座市成田正子家文書から作成)

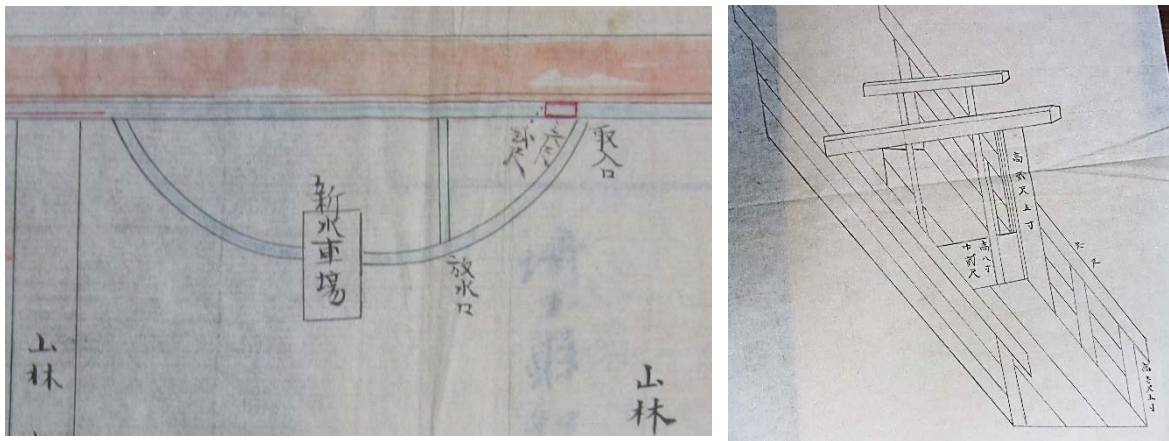


図 24 小見野水車の水路(左)と導入堰(右)
(旧大和田町役場所蔵文書)

上の搗臼の数は、大正 4、5 年度が最多のようである。大正 12 年の挽臼数の減少が大きいのは、機械製粉の影響を受けたからと思われる。

さて、組合の協議事項の中で明治末期から大正の中期までは水車の官有水面の使用許可を求める件数が多い。具体的に、水車用水路にどのように導水されたのか、北足立郡大和田町大字野火止字南側 787 番地にあった小見野喜平治と獅々倉寅蔵の共有水車を例に見ていく。この水車は、大正 3 年 1 月から大正 7 年 12 月まで水面使用が許可されていた。この契約が切れる直前の大正 7 年 11 月小見野喜平次は水車運転上、支障があることから水車の位置を 774 番地に変更したいと願いを出している。これは、明治 42 年埼玉県令第 38 号官有土地水面や生産物処分規則、土木工事取締規則にもとづくものである。

願書と添付した図面から、本流より幅 2 尺、深さ 1 尺、長さ 15 間の水車用水路を掘り、1 秒間に 2 尺 2 寸余立方尺の水を流した。落差は 1 丈 7 尺 5 寸で、搗臼 10 個を動かした。取水口から 10 間下流に堰を設けて、幅 2 尺、深さ 1 尺 5 寸を掘り、長さ 6 間の放水路を設けている。これは、水量が多い時に余分な水を流したり、水車を止めたりする時に使用した。導流堰は取入口のすぐ下流に木造で設置された。川底と両側面は板で補強され、高さ 8 寸、幅 2 尺の堰板を上下させて水量を調整した。

水車の認可については、まず、近隣の地主や水路利用者の了解のもと、次に用水組合会の了解、さらに、時代によっては郡役所、埼玉県の許可が必要であった。

表34 大正8年 野火止用水草刈り分担					
町村名		字名	人数	長さ(間)	場 所
入間郡	宗岡村	上宗岡	52	1,038	野火止中堀橋から上流
		中宗岡	52	1,038	野火止台から上流
		下宗岡	52	1,038	西堀墓付近から上流
	内間木村	宮戸	39	779	西堀字8軒より上流
	志木町	志木	62	1,244	下里富士塚より上流
		館	32	629	大岱万年橋上流
北足立郡		北野	17	311	大岱向
	大和田町	野火止	72	1,432	天王森手前から上流
		菅沢	36	697	高木村地先、松山まで
		西堀	35	667	青梅橋より元樋口

(『新座市 第3巻』p.397から作成)

なお、表 34 は大正 8 年用水組合管理者大和田町長渡辺八十五郎から組合会に提出されたものである。用水沿いの竹木雑草の繁茂が水行の妨げになることから刈り取りを行うもので、旧慣により場所と人数を決めたもので、従来同じ場所の分担・人数で実施された。例えば、明治 30 年 10 月に行われた土揚敷の草刈りでも、旧引又分として下里富士塚近傍 1,244 間を 62 人で担当、旧館分として大岱万年橋付近 629 間を 32 人で担当しており、人数、距離とも変わっていない。雨天順延で 8 月 26 日一斉に実施する計画であった。なお、江戸時代に見たように、川底の泥揚げや草刈りをした。この間、水を止めて、水干しをすることから、深みにはナマズやウグイなどの魚が取れることあり、大変な仕事であったが、楽しみの 1 つでもあった。

写真は、昭和 40 年頃のもので、水の流れをよくするため、ゴミを引き上げている。



水路掃除(東京都水道歴史館)

第 4 節 昭和時代の新たな展開

1. 昭和 6(1931)年の分水の状況

(1) 玉川上水の分水の水利用

昭和の初め、羽村で取水された多摩川の水は、羽村-村山線(水路)によって村山貯水池に水道の原水として貯溜された。その一方、玉川上水路に引き入れ、分水を通して東京府や埼玉県の数郡に渡る広範な地域の灌漑・水車・防火・飲料水などに利用された。しかし、東京市(1889~1943)周辺の発展に伴って耕地は宅地化し、水車は電動モーターに転換され、分水の利用は減少しつつあった。このような状況から、昭和 6(1931)年 6 月分水の現況調査を行った。

この結果、報告された「玉川上水分水及其ノ傍系用水ニ関スル調書」⁽¹⁾を、表 35 にした。対象は主として和田堀上流の 15(16)分水で、その下流は三田用水のみの使用であった。また、千川上水と千川用水、海軍火薬製造所分水と三田用水は、分水口は異なるが同一水路を使用したことから、区別していない。なお、分水口の大きさは記されていない。表 35 からは、次のことがわかる。

- ① 殿ヶ谷分水以外は田用水として利用され、水田の面積が広いのは野火止、小川、千川、砂川分水で合計は約 735 町である。しかし、大正 11(1922)年と比べると、約 500 町歩減少している。
- ② 福生、熊川、拝島、柴崎、砂川、野火止、小川、千川、北沢の 9 分水に 108 台の水車があるが、大正 11(1922)年に較べ半減している。特に多いのは砂川 40 台、小川 20 台、野火止 17 台の 3 分水 77 台で、約 75%になる。用途は精穀 92 台で、主に穀類の精白・製粉をした。米や大麦を精白する搗臼のうち 3 斗張以上は 129 個、3 斗張以下は 895 個で小規模な搗臼が多く、地元農家を対象にした。これに対し、小麦などを製粉する挽臼は直径 1 尺 5 寸以上が 60 個、1 尺 5 寸以下が 25 個と、比較的直径の大きい臼を使用したことから、製麺所や和菓子屋などの地元市場への供給をしていた。また、水車に押麦機が導入されたので、地域の主食「麦飯」が割麦から押麦に移行している。割麦臼は福生、熊川分水で見られ、押麦機の導入は柴崎分水、割麦と押麦の両方があるのは野火止、小川分水で押麦機への移行中である。ほとんどの水車で、精米機や製粉機、押麦機などの機械を導入していることから、伝統的な杵と

(1) 「東京市第二水道拡張計画参考書」東京市 1931 年 pp. 159~180

表35 1931(昭和6)年6月 玉川上水の分水											
分水名	田反別 (町)	水車数		工場	雑用水 (人)	飲料水 (人)	庭園	防火	散水	排水	組合町村
		精穀	工業								
1 福生	4	2	0	0	70	0	1	○	○		福生 田村半十郎
2 熊川	5	1	3	3	1,000	0	2	○	○		熊川
3 拝島	4	4	3	3	1,700	60	0	○	○		拝島
4 殿ヶ谷	0	0	0	0	650	300	0	○	○		砂川(殿ヶ谷新田)
5 柴崎(立川)	3.0726	7	0	0	3,380	60	0	○	○		立川
6 砂川	85.3622	35	5	6	16,279	6,137	4	○	○		砂川、立川、国分寺、他5
7 源五右衛門	2	0	0	0	30	0	1	○	○	○	砂川一平
8 野火止	288.0104	15	2	2	6,054	3,090	1	○	○		大和田、志木、内間木、宗岡
9 小川(小平)	160.4422	25	0	2	10,061	3,550	2	○	○	○	小平、田無、保谷、他6
10 千川	88.4317	1	3	7	2,750	2,130	1	○	○	○	井荻、杉並、野方、他11
11 品川	4	0	0	0	70	0	0	○	○	○	品川、大崎、荏原、他2
12 牟礼	17.9522	0	0	0	100	0	1	○	○		三鷹
13 烏山	42.5524	0	0	0	70	0	0	○	○		千歳、世田谷
14 北沢	26.4027	2	0	0	0	0	0		○	○	松沢、世田谷
15 高井戸	4.1402	0	0	0	0	0	0				高井戸
16 三田	0	0	0	3	0	0	14	○	○	○	品川、大崎、目黒、他3
17 幡ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0				
18 原宿	0	0	0	0	0	0	0				
19 千駄ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0				
20 植物御苑	0	0	0	0	0	0	0				
合計	※735.4016	92	16	26	42,214	15,327	27	14	15	6	

※実際の合計は735.3666

(『東京市第二水道拡張計画参考書』から)

搗臼・挽臼から近代的な機械へ移行している。なお、工業用の水車は、精穀用に比べて16台と少ないが、熊川、拝島、砂川、野火止、千川の5分水にある。野火止用水より上流の分水では撚糸が多く、下流の分水では伸銅が多い。但し、千川用水は伸銅、製粉、エボナイトと多様である。

- ③ 工業用水としての使用は工業用の水車とほぼ重なり、野火止分水より上流では製糸や撚糸が多く、下流は伸銅所になる。但し、千川と三田用水では多様化している。千川用水は醸造試験場、陸軍造兵廠、印刷局、王子製紙、三田用水は海軍技術研究所、エビスビール、電信協会が使用した
- ④ 源五右衛門分水を除く拝島から千川用水までの7分水で、15,327人(推定)が飲用としている。特に多いのは、砂川、小川、野火止の3分水になる。多

摩地区の水道敷設は昭和 30(1955)年頃で、それまで分水の水は井戸とともに人々の生活にとって必要であった。

- ⑤ 烏山分水の上流 13 分水が雑用水として 42,214 人(推定)が使用している。特に多いのは砂川約 16,000 人、小川約 10,000 人、野火止分水約 6,000 人の 3 分水で、約 75%になる。
- ⑥ 庭園の利用は、和田堀上流 8 分水で合計 13 カ所、これに比べ下流の三田用水は 14 カ所と極めて多い。福生、熊川、砂川、源五右衛門、牟礼、千川は用水関係の有力者である。三田用水は貴族、華族などが多く、渋谷町では鍋島直映、早川鐵治、金子養光、目黒町では西郷従徳、根津嘉一郎、亀島節、柳井信次郎、瓜生定、吉田彌一郎、朝倉虎次郎、田島恒三、中島市太郎、岩井伊三郎、津村重舎が使用した。
- ⑦ その他の用途は防火、散水が多く、源五右衛門、小川、北沢、三田用水は一部排水路としても利用した。
- ⑧ 組合外の使用は大正 11(1922)年より増え、福生、砂川、源五右衛門、野火止、小川、千川、品川の 7 分水で行われた。

なお、この調査結果に対する東京市の認識は、次のようである⁷⁾。

- ① 江戸時代、分水によって武蔵野台地が開発され、その維持管理は農民が行ってきた。郊外発展の影響で用途が減少し、廃止になったものもあるが、東京府や埼玉県では広く利用されている。
- ② 玉川上水の分水の流末を導入することで、水量の増加を図ってきた旧神田上水は、開発が進展して下流では下水となり、用水としての重要性は少ない。

(2) 野火止用水の水利用

「玉川上水分水及其ノ傍系用水ニ関スル調書」のうち、野火止用水の水利用に関する部分を表 36 にした。これを大正 11 年の表 31 と比較しながら見ていく。

飲用人口は、約 1,000 人減少した。志木町と膝折村での飲用利用が無く、大和田町がやや増えている。志木町や膝折村では井戸の利用が進んだと思われる。大正 11 年雑用のデータは無いが、昭和 6 年雑用は飲用の約 2 倍で、生活用水として盛んに利用された。昭和 6 年水田は約 20 町歩増え、水車は半分以下に減少した。4 斗張は半減し、2 斗張は 170 個から 26 個の減少である。2 斗張の搗臼が多いことから、農家相手の賃搗きをしたようである。割麦臼が 6 個から 4 個に減り、押麦機が 2 個増えたことから、主食「麦飯」の大麦が割麦から押

表36 昭和6年 野火止用水の水利用										
	飲用	雑用	水田	水車	搗臼		挽臼	割麦臼	押麦機	他
	人	人	町		台	4斗張				
大和田町	3,000	3,304	0	7	0個	65個	7個	2個	0台	伸銅1
志木町	0	2,560	74.018	4	0	30	2	0	0	
内間木村	0	50	21	2	0	22	0	0	0	燃糸1
宗岡村	0	0	192.2016	0	0	0	0	0	0	
東村山村	90	90	0	2	0	27	1	2	2	
膝折村	0	50	0	0	14	0	0	0	0	
合計	3,090	6,054	288.0104	15	14	144	10	4	2	

※水田の合計は計算上は288.0034

(『東京市第2水道拡張計画参考書』)

麦に代わり始めた。割麦はザラつくが押麦は舌触りがよいといわれ、押麦が好まれた。一般に、水車に押麦機が導入されることで地域の食生活が変化するが、変化が始まったことを示している。東村山村の水車では1.5馬力の精米機2台が導入され、機械化が始まった。

大正11(1922)年4台あった伸銅水車は1台に減少した。これは真鍋管工場で3馬力、内間木村の燃糸水車は1馬力になる。なお、電灯線は大正3(1914)年志木、大正5年新座の川越街道の商店に敷設された。庭園の利用は平林寺で。区域外の利用は東村山村と膝折村になる。



押麦機(峯岸水車)

2. 共同事業所の設置と水車

昭和4(1929)年、アメリカの株の暴落を契機として世界恐慌が始まった。この影響による農村の恐慌は激しく、米や繭をはじめ農産物の価格が急落した。さらに、副業の労賃も低下し、失業して農村に帰る人も増え、また各地で小作争議が起こった。昭和7(1932)年政府は、疲弊した農村の救済をめざして経済更生運動に取り組む。埼玉県はこれを受けて農山村経済更生委員会を発足させ、30カ村を指定した。この補助金を得て、大和田町産業組合では共同作業場を設置した。昭和10年10月この共同作業場の事業報告⁽²⁾によると、昭和9年12月申請し認可された。組合では生産物の販売、肥料などの共同購入をしてきたが、経済更正計画に伴い、精米、精麦、押麦、製粉も共同で行うよう事業を拡

大した。この費用は 1,234 円 36 かかり、中島式製粉機 1 台 343 円、清水式精米機 1 台 160 円、付属品一式 165 円 86、荒搗用の国益式精麦機 1 台 125 円、仕上げ用の国益式精麦機 1 台 130 円、押麦機 1 台 123 円、これらの機械を明電舎の 5 馬力モーターで動かした。当組合は農家 640 人のうち 373 人、58% 余りが加入していた。

区分	志木	宗岡	合計
農家世帯	170	270	440
電動機	86	232	318
石油発動機	63	127	190
粃摺機	152	250	402
米撰機	146	248	394
精米機	143	245	388
製粉機	6	2	18
精麦機		4	4

(『志木市史 現代資料編』)

また、水車で使用した精米機や精麦機、押麦機、製粉機などはベルトなどで回転数を調整すれば、電気でも利用できたことから、電気の動力線が敷設されれば水に頼らず営業ができた。このように、生産組合の共同事業所の設置や電力利用などで水車は減少した。野火止用水には、大正 10(1921)年 34 台の水車があったが、昭和 6(1931)年には半分の 17 台に減り、さらに昭和 28(1953)年にはわずか 3 台となる。

なお、昭和 23 年 1 月の事業所調査⁽³⁾によると、精麦(米)業は 11 軒あり、そのうち電動機使用 8 台、水車 3 台で、この頃は水車に代わって電動機が主流であった。また、11 軒のうち家族労働者は 10 人、雇用労働者 3 人で、家内労働による小工場であった。

さらに、昭和 33 年農機具使用状況⁽⁴⁾を表 37 にした。これによると電動機か石油発動機を持っている農家がほとんどで、この原動機を使って約 90% の農家が粃摺機や米撰機、精米機を動かした。つまり、水車が果たした精米・製粉機能は、農家が自家用の機械で行うようになった。

3. 野火止用水と平林寺の史跡指定

昭和 18(1943)年稲村委員の報告により、昭和 19 年野火止用水は埼玉県指定史蹟に指定された。その報告には、小平上宿よりの野火止用水の流路の概略が記され、通水 3 年説が誤伝で、榎本弥左衛門覚書により承応 3 年 4 月

(2) 『新座市史 第 3 卷』埼玉県新座市 1985 年 pp. 416～420

(3) 前掲(2) p. 924

(4) 『志木市史 現代資料編』志木市 1985 年 pp. 483～484

に竣工したことを伝えている。さらに、玉川上水は松平信綱の家臣安松金右衛門の設計によって完成したことや、その功績によって野火止用水に大量の分水が許可されたことを述べている。また、昭和7年4月大和田町青年団野火止支部が川越街道平林寺大門入口に建てた野火止用水謝恩碑に触れ、最後に「野火止用水ノ堀鑿ハ勸農増産上里民ヲ益スルコト甚大ナルモノアリ」とその役割を伝えている。この調査報告に基づき、審議した結果「史蹟トシテ地方的保全価値アルモノ」⁽⁵⁾と決定している。

同時に、史跡名勝として平林寺林泉境内も指定されている。昭和18年の稲村委員の報告は、平林寺の成立、平林寺堀の流路について述べている。分岐から約30間(54.5m)位は丘岡地に溝を掘り、その下流約10町は高さ6尺の土堤をつくりその上に水路を掘って境内に入れている。境内では3つに分かれ、1つは本堂の後ろから書院の床下を回り庫裏の中を

通って前庭に出て、山門から総門入口に流れる。もう1つは後苑の築山から泉池に注ぐ、もう1つは築山横を迂回して苑内を回流する。その後、3流が合流して総門入口から大門通りを流れて川越街道に至る。「弁天池庭苑泉池ニ注ク溝ハ地ヲ穿チテ自然ノ趣ヲ保タシメ書院庫裏等ヲ回流スル部分ハ側ヲ切石ニテ畳ミ流水ノ浸透ヲ防

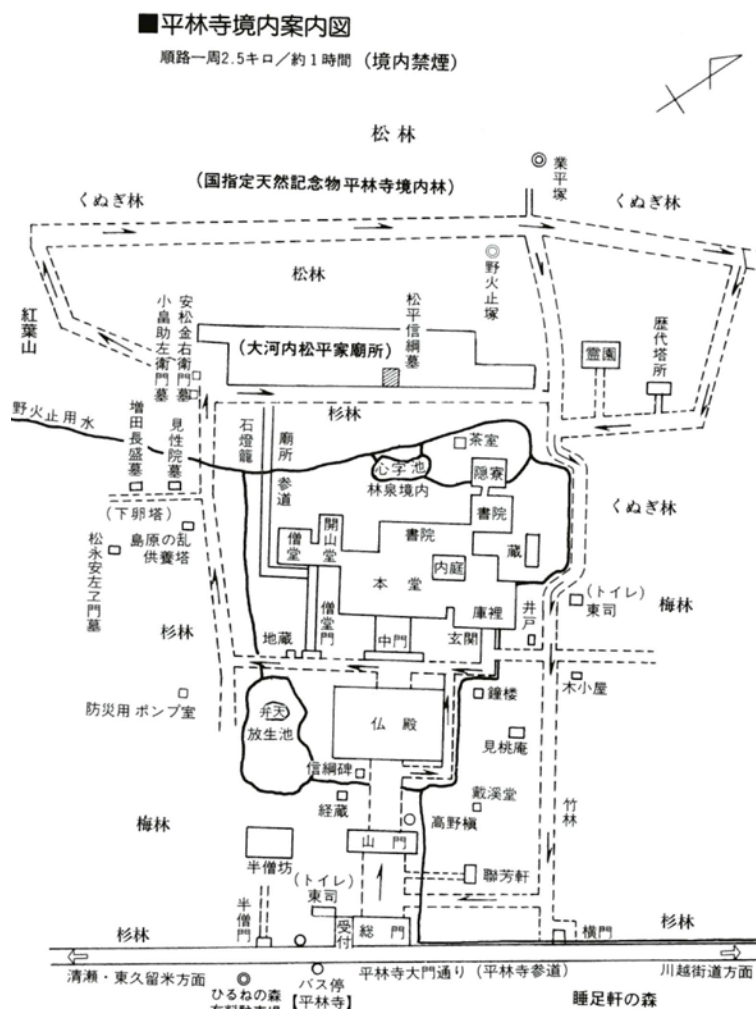


図 25 平林寺境内の野火止用水(『平林寺』)

(5) 埼玉県公文書館蔵



弁天池(平林寺)

ゲリ流水常ニ潺々ノ音ヲ立テト断ユルコトナク県内ノミナラズ希観ノ流水境致タリ」として、小石川後樂園や金沢兼六公園の景色と比較できると報告している。これも審議の結果「史蹟名勝トシテ地方的保存価値アルモノ」と決定している。

なお、昭和 38(1963)年 10 月から同年 11 月にかけて

仏殿北側の野火止用水 130m の両側の間知石が崩れたことから復旧工事を行っている。文化財であることから 70,000 円のうち、49,000 円が県から補助された。

4. 規約改正

明治 36(1903)年 5 月組合会設立の時に、埼玉県知事によって許可された規約は、明治 39 年 8 月一部改正され、大正 2(1913)年 12 月 22 日に全面改正された。さらに、昭和 19(1944)年 2 月志木町、内間木村、宗岡村、水谷村の 1 町 3 村が合併して志紀町となり、これを機会に同年 10 月規約が改正された。それを資料 2 とした。明治 36 年の資料 1 と比べる 17 条から 15 条と条項がやや少なくなっただけでなく、各条文とも短くなった。

大きな違いは明治 36 年の組合会議員の規定は各町村会の議員の互選で決め、任期は 6 年で 12 名であった。途中変更があったが、大正 2 年の場合は区域内の住民でその町村議員の被選挙権を有する者(第 7 条)と改められ、任期は 4 年で 15 名、昭和 19 年では各町会の議員中より互選、もしくは町長の推薦した者となった。人数は 16 人、任期は各町会議員の任期に従った。また、明治 36 年の場合、第 9 条で組合会の議決する事項を 6 項目挙げているが、大正 2 年では「玉川上水分水引入及使用ニ関スル事務」(第 2 条)とし、昭和 19 年では「玉川上水野火止用水ニ関スル事務」と簡単になった。町村の費用負担については 2 町 2 カ村の割合は明治 36 年、大正 2 年ともに変わらないが、昭和 19 年は大和

資料3 北足立郡大和田町志紀町玉川用水使用組合規約

- 第1条 本組合ハ北足立郡大和田町志紀町玉川用水使用組合トス
- 第2条 組合ハ左ノ町ヲ以テ組織ス
北足立郡大和田町、志紀町
- 第3条 組合ノ共同事務ハ左ノ如シ
玉川上水野火止用水ニ関スル事務
- 第4条 用水ノ使用目的及其ノ区域ハ左ノ如シ
大和田町ノ内大字野火止、大字西堀、大字菅沢、大字北野一円
ハ飲用水
志紀町ノ内大字志木ハ灌漑及飲用水、大字宮戸及大字宗岡ハ灌
漑用水
- 第5条 組合役場ノ位置ハ北足立郡大和田町役場内トス
- 第6条 組合会議員ノ定数ハ16人トシ各町会ニ於テ其ノ議員中ヨリ互
選或ハ其ノ町長ノ推薦シタルモノ其ノ選出ツベキ員数左ノ如シ
大和田町 8人 志紀町 8人
- 第7条 組合会議員ノ当選者定マリタルトキハ当該町長ハ直ニ組合管
理者ニ通知スヘシ
- 第8条 組合会議員ノ任期ハ各町会議員ノ任期ニ従フ
- 第9条 組合会議員ニシテ町会議員ノ職ヲ退キ又ハ失職シタルトキハ
其ノ職ヲ失フ
- 第10条 組合会議員中欠員ヲ生シタルトキハ直ニ補欠選挙ヲ行フヘシ
- 第11条 組合ノ管理者ハ北足立郡大和田町長トス
- 第12条 組合ノ出納其他ノ会計事務ハ北足立郡大和田町収入役之ヲ掌
ルモノトス
- 第13条 組合ニ左ノ有給吏員ヲ置キ組合管理者之ヲ任免ス
書 記
- 第14条 本組合費ハ組合ノ財産其他ノ収入ヲ以テ充ツルモノハ外左ノ
割合ヲ以テ各町ニ分賦ス
大和田町 5分 志紀町 5分
附 則
- 第15条 本規約ハ昭和19年4月1日ヨリ適用ス

田町と志紀町が 50% ずつになった。

5. 昭和 20 年代の状況

野火止用水は、飲料水としての利用が少なくなっても、農産物を洗ったり、日照りの時には畑に灌水したりした。しかし、時には旱魃や夏草の繁茂などによって水枯れになり、水田に深刻な影響を与えた。

(1) 昭和 22 年の水不足

昭和 22(1947)年 5 月『埼玉新聞』⁽⁶⁾は野火止用水を使用している大和田志紀、宗岡、館、宮戸、中野耕地 170 町歩の水量が減り、稲の作付けが難しいことを伝えている。これは、上流に造られた子ども用遊水プールが原因かもしれないと伝えている。

同年 8 月には水不足が原因で埼玉県側と都側農民が対立し、志木町、大和田町の農民約 160 名が、クワやカマを持ち 5 里余り離れた小平村の分水口に押しかけ、途中の 12 カ所の堰を壊そうとした。事前にこの動きを察知した浦和警察署や田無署の警官が現場に出動、県側代表と小平村当局も立会って現地調査をした結果、日照りによる玉川上水の減水と分水口が藻などで狭くなったためと判明し、刈取り作業をして引上げた。

このように、昭和 20 年代前半は野火止用水が灌漑用水として重要な役割を果たしていた。

(2) 昭和 26 年 用水謝恩祭

昭和 26 年 9 月 16 日平林寺にて野火止用水の謝恩祭と水神祭が開催された。これは、大和田町が主催したようで「松平伊豆守殿及安松金右衛門殿等の並々ならぬ御苦勞と御尽力の致されている事は申すに及ばず、今日我々関係町村民の日常此の恩恵に浴するところ大なるものがあります。ついではこの偉大なる当時の功績を讃へ永く其の名を後世に伝えるため」⁽⁷⁾と参加を呼びかけている。

6. 昭和 28(1953)年の分水調査

明治 22(1889)年東京市が上水路関係用地約 20 万坪を管理し、用地の貸

(6)前掲(2) p. 870

(7)前掲(2) p. 872

付と使用料の徴収、さらに分水路の水量の管理と水料の徴収も行ってきた。これに対し、昭和 28(1953)年 11 月水道局の定期監査報告⁽⁸⁾が行われた。この報告資料・表 38 をもとに、分水の水利用について見ていく。

- ① 水車数は、大正 10(1921)年 171 台あったが、昭和 28(1953)年砂川、野火止、柴崎、小川の 4 分水に 20 台で約 12%しか残っていない。野火止用水も 1/10 の 3 台になる。
- ② 水田は、大正 10 年より昭和 6(1931)年が約 22%増加して合計 733 町歩であるが、昭和 28 年は 273 町歩で昭和 6 年の 37%に減少した。33 町歩以上は福生、小川、砂川、烏山、品川の 5 分水である。しかし、農林部農地課の調査(表 38 の※水田)によると、同じ昭和 28 (1953)年の水

		表38 分水利用状況									
		(1953年11月定期監査報告)									
分水名	年	水車 (台)			水田 (町)			※水田	飲用	使用戸数(消火、雑用)	
		1921	1931	1953	1921	1931	1953	1953	1931	1931	1953
		大正10	昭和6	昭和28	大正10	昭和6	昭和28	昭和28	昭和6	昭和6	昭和28
1	福生	8	2		27	4	39	30	(軒)	15	20
2	熊川	5	4		3	5	2	7.5		200	200
3	拝島	18	7		9	4	4	1.4	10	350	1,000
4	殿ヶ谷								60	120	100
5	柴崎(立川)	7	7	1	15	3	15	3.1	10	600	1,000
6	砂川	38	40	15	73	85	35	35.2	1,000	3,000	3,000
7	源五右衛門				2	2	2	2		6	5
8	小川(小平)	51	25	1	39	160	39	2.1	700	2,000	1,000
9	野火止	34	17	3	268	288	26	200	600	1,200	650
10	千川	10	14		160	88	6	30	400	500	1,900
11	品川					4	33	33.1		15	1,000
12	牟礼					18	18	17		20	
13	烏山					42	34	3.33		15	50
14	北沢		2			26	16	14.9			30
15	高井戸					4	4	3.6			
16	三田										
	計	171	118	20	596	729	273	409.7	2,780	8,041	9,955
	実際の合計					733		383.23			

(8) 北多摩水資源対策促進協議会『玉川上水および分水路調査』1963年 pp. 32～37。なお、この定期監査報告は東京都公文書館に存在しない。

田は 409.7 町歩で約 136.7 町歩も多い。特に、野火止は 26 町歩になっているが、他の資料からも農林部の 200 町歩が正しいようである。

- ③ 飲料水としての使用は福生、熊川、源五右衛門分水を除く、千川用水より上流で行われ、砂川 1,000 軒、小川 700 軒、野火止 600 軒、千川 400 軒の 4 分水は特に多い。消火・雑用は昭和 6 年に較べ約 23% 増加し、砂川 3,000 軒、千川 1,900 軒、拝島、柴崎、小川、品川が 1,000 軒になる。つまり、水車、水田は減少したが、消火・雑用水としての利用は増加した。野火止も同傾向を示し、消火・雑用水は飲料水の約 2 倍である。

7. 水道の敷設⁽⁹⁾と野火止用水

大和田町菅沢は地下水位が低いことから井戸の開削ができず、戦後も 106 軒は野火止用水に頼っていた。しかし、アメリカ駐留軍埼玉民生部や埼玉県衛生課、保健所などから、野火止用水を飲用とするのは非衛生的であることが指摘された。特に、駐留軍埼玉民生部衛生課長ローラは、上流で肥桶などの汚物を洗い、下流で食品を洗っているのを見かけ、町長に改善を指示した。昭和 24(1949)年 2 月 25 日県衛生部の検査の結果、野火止用水が飲用水として不適當であることが伝えられた。これを受けて、町では菅沢西分地区に簡易水道施設を敷設することを決議した。

県に工事費 300 万円の半額の補助を陳情し、95 万円が認められる。その後、工事予算 350 万円で、深さ 250 尺の井戸を掘り、1 日 200 m³を揚水する 5 馬力ポンプを設置し、さらに延 5 町余りの水道管で各家庭に給水する計画を立てた。同年 5 月 13 日着工し、8 月 24 日通水試験が行われ、9 月 1 日から正式に給水された。水汲みは女性の仕事とされていたことから「特に主婦の労働負担は軽減され、道路を手桶を下げて横断する事もなくなり、どの家でもよろこびで大変でした」⁽¹⁰⁾と、水道の恩恵について述べている。

昭和 27 年 7 月新座町では赤痢・疫痢の患者が 13 名出たが、これは菅沢、野火止、東の水道非使用者が多く、食器洗いや飲料が禁止されている野火止用水を使っていることが判明した。つまり、水道使用者からの患者がいなかったことが報告された。

昭和 30 年町制施行を機に、今後の人口増加を見据えて保健衛生上、火災予

(9)この項については前掲(2) pp. 997~1001、pp. 1024~1029、p. 1003 参照。

防上必要であるとして、町営水道の敷設が始まった。同年 1 月人口 4,417 人の大和田、野火止、横町に給水するため、深さ 160m、直径 250mm の井戸を掘り、15 馬力ボアホールポンプで地下水をくみ上げ、隣接の沈砂池兼唧筒井に送る。塩素注入の上、7.5 馬力電動機直結タービンポンプで標高 50m の貯水池に上げ、その後、自然流下で給水する計画を立てた。これは同年 9 月実施された。その後、昭和 35 年野火止東、北野地区に給水区域を拡大し、昭和 36 年既設の菅沢西分水道を町営とし、野火止用水を飲用として使用していた全地区に給水された。

昭和 39 年 8 月西武線清瀬駅や東上線志木駅南口付近は井戸水を利用していたが、日照り続きと野火止用水が工事のため止められたことから井戸水が枯れ、水道の新規申し込みが続出した⁽¹¹⁾。この工事は、利根川から東京都へ送水するための導水路工事で、野火止用水も改修することになり、水を止めていた。

8. 土地改良と水田

(1) 土地改良区

第 2 次世界大戦後、占領軍総司令部は日本の社会を民主化するために、地主所有地の大部分を国が買い上げて耕作者に売り渡すという農地改革案を示した。それに沿った形で、昭和 21(1946)年 10 月自作農創設特別措置法の制定と農地調整法の改定が行われた。

この農地改革がほぼ一段落した昭和 24(1949)年 6 月土地改良法が制定された。これは、地主を中心とした農業水利や土地改良制度から自作農中心に再編成を目ざした。耕地整理法による耕地整理組合、水利組合法による普通水利組合を廃止して、農林省のもとに土地改良区に一本化した。これは、原則として関係者の 2/3 以上の同意のもと、受益農民が申請して実施し、事業費の一部を負担した。これによって、土地改良事業は政府による農村への補助金政策の中心をなすようになり、耕地の拡大から既耕地の改良を目指すようになった。また、米の増産が求められたことから食糧管理制度と結びついて米経済に偏るようになった。なお、土地改良事業を実施し、施設の維持管理を行った土地改良区の構成員は耕作農民であったが、運営は集落が中心となった。それは、特に

(10) 前掲(2) p. 1001

(11) 前掲(2) p. 1027

農業用排水に関わる土地改良区に見られたが、水配分に関しては地域的な利害が絡むことが多かったからである。

(2) 志木市の土地改良

昭和 25(1950)年志木市の耕地面積は総面積の 61.4%を占め、農業人口は全人口の 37%であった。総耕地面積のうち、宗岡地区 338ha で 65%、志木地区 183ha で 35%であった。水田は宗岡の耕地の 71%、志木の耕地の 38%で、湿田が多く二毛作はできなかった。宗岡の農家は 344 軒、志木は 271 軒であった。以下、『志木市史 現代資料編』⁽¹²⁾をもとに見ていく。

昭和 21(1946)年 2 月いろは橋際に半馬力の揚水機を設置し、新河岸川の水を揚水して野火止用水の不足を補った。さらに、昭和 30 年宗岡土地改良区設立に当たって、いろは橋際の揚水ポンプ 27 馬力を 50 馬力に増やし、県道沿いの用水路を舗装し、地区東の高台に導き北部の高台の用水にする。農道は約 100m 間隔にし、縦 50m、横 20m の区画を標準とする計画を立て、昭和 31 年 8 月灌漑排水工事を含む約 300 町歩の耕地整理に着手した。これは①農地の交換分合をして労働力の節減を図り、②増産や乾田化による二毛作の促進も図るもので、同 34 年 3 月に完成する。

さらに、志木地区でも、志木大和田土地改良区が設立された。この地区は、野火止用水により灌漑をしていた地区で、水量が豊富で末端まで十分水量があり、耕地整理が完了した小水路により排水していた。しかし、排水が集まる大幹線排水路に土砂が堆積して排水不良になり、加えて豪雨時には台地から悪水が流入し、柳瀬川も水位が上昇し逆流して流れ込んだ。また、腰までつかる湿田が多いことから昭和 31 年 12 月約 47 町歩余の暗渠排水工事に着工、同 33 年 2 月に完成している。

さらに、昭和 33 年館耕地用水土地改良区が設立され、同年 1 月灌漑用排水工事に着手し、同年 3 月に完成している。

昭和 33 年頃の足立町(昭和 30 年成立、昭和 45 年志木市になる)は、それまで野火止用水によって灌漑していたが、野火止用水の不足や土地改良事業によって、志木地区では約 40 町歩を柳瀬川から、宗岡地区では約 160 町歩を新河岸川から機械揚水によって灌漑していた。また、宗岡地区では井戸による地下水も利用された。排水は、志木では柳瀬川、宗岡は新

(12)前掲(4) pp. 479～482

河岸川を利用した。

このように、昭和 30 年代前半には土地改良が進み、動力耕運機などを使用した機械化、多角経営が行われた。しかし、昭和 30 年後半には人口が増加し、農地の宅地が進行して農家が減少し農業は衰退していく。耕地整理法の対象は耕地であったが、区画整理の手法は都市区画の形成にも有効であったことから、住宅地の発展を促すことにもなった。このため、野火止用水の水田利用も減少する。

9. 暗渠化

(1) 新座町の工場誘致と排水

昭和 38(1963)年 3 月新座町は工場誘致で歳入が伸びた⁽¹³⁾。しかし、それに伴う、次のような問題点もあった⁽¹⁴⁾。

新座町は東京に近いことから、朝霞、大和、足立とともに工場誘致をするが、その前提となる環境整備は工場任せになっていた。北野の従業員約 700 人の東邦産研電気株式会社では、水洗トイレの汚水を立教高校(生徒約千人)と共同で設けた下水管を利用して野火止用水に捨てた。この用水は久保地区の農家が灌漑用水として使用し、また市場に出荷する野菜を洗うことから、衛生上大きな問題があった。

この汚水の放出について昭和 35 年 5 月足立町志木農協、一部議員、農民代表らは連名で新座町などへ反対の陳情をし、一時中止させている。農家の主張によると、農地は急激な宅地化により減少したので、莫大な経費を投じて土地改良をした。この灌漑用水に汚水を流すことは農家の死活問題であるとして、次の 3 項目を要求している。

- ① 立教学院、東邦産研、その他工場、住宅等の汚水は絶対に野火止用水に流入させないこと。
- ② 汚水は、どんな施設で処置(ろ過等)をしても流入させないこと
- ③ 玉川用水組合としても不許可としてほしい。

その後、協議をし何らかの処置で対応したのであろう。昭和 35 年夏から流入させたようである。

(13)前掲(2) pp. 946～947

(14)以下、前掲(2)pp. 944～947、前掲(4)pp. 647～648 参照。

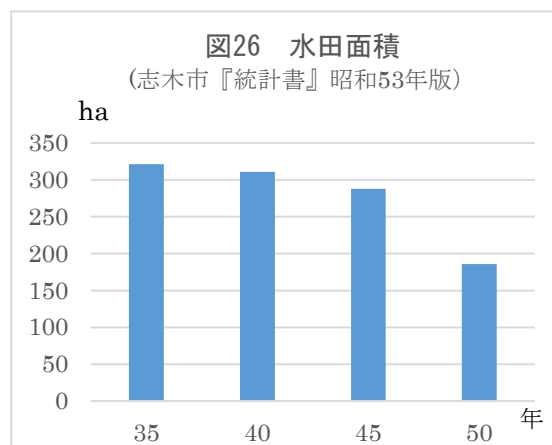
新座町では、昭和 34(1959)年から工場誘致を始め、未着工も含め約 20 工場が移転するが下水問題は大きく、野火止用水が利用できる所では工場汚水が流入された。これに対し、地元では「国宝平林寺とともに春秋の観光的名勝の 1 つとなっていた野火止用水はきたなくなるばかりで、ひところおよいでいたハヤは一尾もいなくなった」⁽¹⁵⁾と汚染の状況を伝えている。この解決策として、東上線志木駅近くから凸版印刷会社敷地にかけて 63 万 m²の区画整理をして、道路整備と合わせて下水道を造ることが考えられたが、巨額な費用が必要であった。

また、東京のベッドタウンとして人口が急増したことから、家庭からの排水も問題になった。野火止町内区長は昭和 45 年 7 月道路に排水溝が無いことから、小雨でも水が溜まり、交通の障害になるだけでなく、悪臭がひどい。そこで、野火止用水路を排水溝にしたいと陳情した。

(2) 志木市の下水道工事

わが国では戦後復興を遂げた後も、工業を中心に急成長をし、昭和 20 年代末には工場用地の拡大ができなくなっていた。特に、東京周辺ではその傾向が強く、家庭電化製品や石油化学などの新興産業は、周辺に工場用地を求めた。これに対応し、足立町でも周辺地区と同様に、工場誘致を進めた。昭和 31 年春、東洋キャリアの誘致を行うが、当時は先祖伝来の農地を手放さないという農家も多く、契約が結ばれたのは昭和 33 年秋になる。さらに、操業を始めたのは昭和 38 年末になるが、その間に他の工場も進出した。

一方、東京のベッドタウンとしての志木市域の宅地化は、畑地から始まった。昭和 40 年代になると、志木地区や宗岡地区の水田に及んだ。特に、昭和 45 年度から同 50 年度の水田の面積は図 26 のように急激に減少する。昭和 35 年度 321.4ha の水田は、昭和 50 年度は 186ha と半減近い状態になる。昭和 30 年代前半に土地改良が実施されたが、わずか 10 年ほどで区画整理された土地が宅地化を促進



(15)前掲(2) pp.946

するという結果になった。この宅地化の進行とともに、下水が流入し用水の質も悪化した。

これに対し、昭和 38 年 7 月足立町では国庫補助金、起債、町費など 2 億 8 千 800 万円による下水道計画が立案された。道路拡張も含め交通の緩和、環境衛生、商店の体質改善を目指し、3 つに区分した。第 1 分区中道幹線、第 2 分区中央幹線、第 3 分区甲子山線で、第 2 分区は昭和 39 年に着手された。これは志木駅前から中央通り、柳瀬川を経て新河岸川に流下させるもので、長さは 1,510m になる。中央通り西側の商店約 40 軒を平均約 2m 後退させ、野火止用水を暗渠にして道路を拡大するもので、暗渠工事は昭和 40 年に実施され、昭和 41 年竣工した。



暗渠になった野火止用水(志木市)

10. 昭和 40 (1965) 年 野火止用水の状況

(1) 調査の主旨と各分水

淀橋浄水場の移転に先立って、昭和 39 (1964) 年 3 月小平監視所から東村山浄水場間に導水路を新設した(昭和 36 年 1 月測量着手)。これは、一部野火止用水路を利用して、玉川上水の水を小平監視所から東村山浄水場に $8 \text{ m}^3/\text{秒}$ 導水するものである。

昭和 39(1964)年 6 月淀橋浄水場移転後の水利権問題を解決するため、玉川上水の各分水の使用実態を調査・審議する玉川分水調査委員会が設置された。この委員会は同年 6 月から調査を始め、昭和 40(1965)年 8 月報告書『玉川分水実態調査報告書』⁽¹⁶⁾を完成した。

調査対象は、当時使用していた福生、熊川、拝島、殿ヶ谷、柴崎、源五右衛門、砂川、野火止、小川、品川、千川の 11 分水になる。調査方法は、分水管理者や水利権者にインタビューせずに、非灌漑期と灌漑期の 2 回、

(16)水道歴史館蔵

分水口から末端までを徒歩で使用実態を写真撮影し、洗い場数などを記録した。

- ① 最上流の福生分水周辺は水道が未敷設であることから、冬は野菜洗いや洗濯、夏は灌漑の他に炊事用具洗いなど雑用に使用される。その下流の熊川分水も雑用水としてよく利用されている。しかし、拝島分水はゴミ捨て場のようなものである。
- ② 中流域は分水周辺の宅地化が進み田畑が減少し、下水が流入している。柴崎(立川)分水は製紙工場や民家からの排水が流入し、途中で下水管に入る。また、砂川分水や野火止用水の上流部は雑用水などに利用されているが、下流は汚水が流入し、場所によってはヘドロが堆積している。
- ③ 下流域は、暗渠化が進んでいる。特に、千川用水は約 2/3 が暗渠になり、品川用水は上流 1km のみ開渠である。

(2) 野火止用水の利用状況

この調査の野火止用水を表 39 にした。本文と合わせて、その利状況を見ていく。昭和 39 年 2 月玉川上水の総分水量は 91,853 m³/日で、そのうち野火止用水は 6,486 m³/日余りで総分水量の約 7% に相当する。この分水量が必要なのか、有効活用されているのか、非灌漑期 1 月と灌漑期 6 月の様子を管理と利用面から把握するために調査が行われた。この分水口は、玉川上水路左岸にあったが小平水衛(現・小平監視所)ができ、昭和 38 年

表39 昭和40年 野火止用水実態調査報告				
(『玉川分水実態調査報告書』)				
区間	距離	用途	使用状況	備考
旧樋口(小平水衛所～新樋口)	2km			導水路砂川線(暗渠)と共用
新樋口～西武線八坂駅付近	2.8			住宅地
八坂駅付近～久米川駅付近	1.1			
久米川～久米川・東村山境界	2.5	雑用	洗い場15	
境界点～西武線清瀬駅付近	2.6	雑用	洗い場6	他に分流分6カ所
清瀬駅～新座町西堀分岐点	2.5	雑用	洗い場15	
分岐点～川越街道 流路A(本流)	3.2	雑用	洗い場15	調査時、途中で水がなくなる
流路B(平林寺堀)	3.3	雑用	洗い場4	
流路C(陣屋堀)	3.6	雑用	洗い場14	
川越街道～末端 流路A	4			下水路
流路B	4.8			



野火止用水 砂川線から分水

(東京都水道歴史館)



野火止用水 八軒廻し堀への分岐

(東京都水道歴史館)

6月導水路・砂川線の完成によって、約2km下流から図26のように新たに分水された。この分水地点から武蔵野台地を北東に向かって貫流する。用水路の管理は新座町長であるが、管理は十分とはいえない。大和町、小平市、東村山市、久留米市、清瀬町を経て新座町に入る。この区間は東京都内で、商店や住宅地に接した水路はゴミなどの停滞が見られる。また堀浚いが十分ではなく、東村山市恩田付近では溢水があり、その下流では所々に住宅からの下水の放流が見られる。それでも、清瀬町までは用水沿いのごく一部の農家で野菜などを洗っている(洗い場は21カ所)。

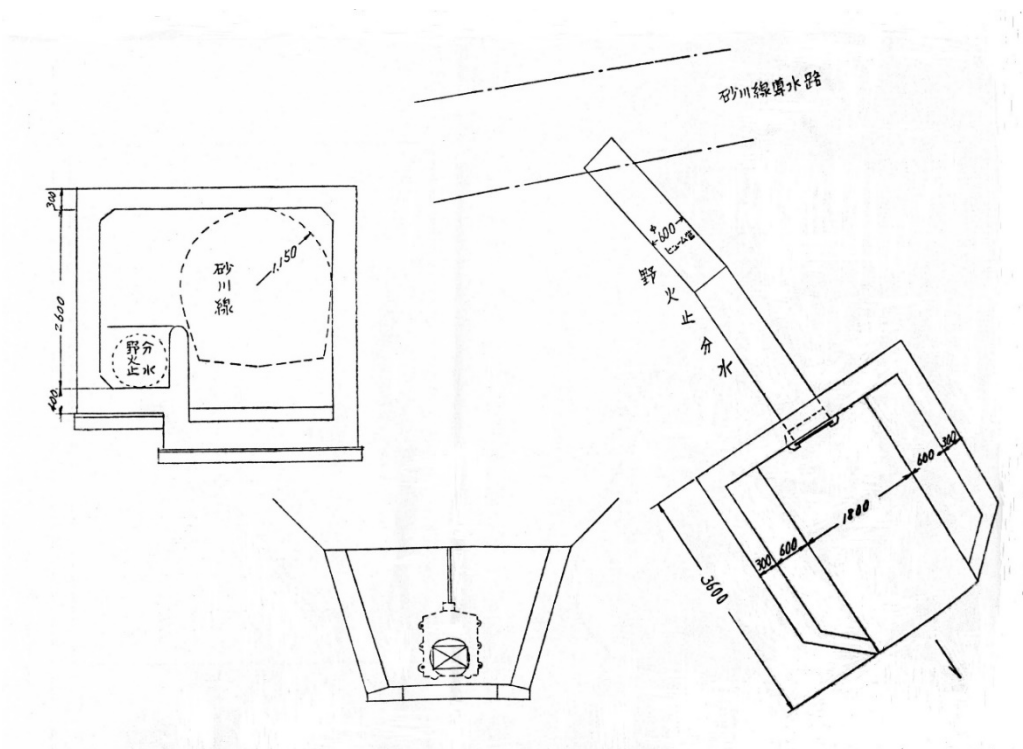


図27 砂川線からの野火止用水の分水(東京都水道歴史館『玉川分水実態調査報告書』)

新座町と清瀬町の境界に沿って畑地や農家を流れる分水は涸渇しているが、流量があれば農家の洗い水として利用できる。菅沢への分水は、分水点から志木街道までは約 1.5 km は雑用に利用できるが、その下流の志木街道沿いは側溝で完全な下水である。本流は新座町に入り、西堀三分岐点までは汚水の放流は少なく、用水路沿いの農家の洗い場が 15 カ所あり、農作物を洗うのに使用している。用水路沿いに公団東久留米団地や分譲住宅があり、ゴミの停滞が見られる。三分岐点下流の本流(流路 A)はゴミや下水の放流は少ないが、養豚場の汚水放流や金属工場の廃水が流れ込む。畑を貫流する幅 3 尺の素掘りであるが、平林寺付近で流水は枯れ、水路が崩れている所もある。ここにはいくつかの分水があり、畑用水として使用することもある。水枯れで流水がないので井戸を掘り、その水を使用して農作物を洗っている。平林寺堀(流路 B)は、平林寺までゴミや汚水の流入は無い。しかし、用水土手から道路や畑に漏水している所がある。平林寺門前大通りは商店や住宅、工場の下水放流溝となっている。陣屋堀(流路 C)は、畑を北流するため下水放流は無いが、川越街道附近の流路沿いの住宅の下水が入る。町営水道の敷設前は、飲用として 18 軒が使用した。分水の水を早朝に汲んで上澄みを沸かして飲んだ。

川越街道以北は平林寺堀と陣屋堀が合流し、本流と 2 筋になるが、ともに下水路である。豊富な水量があるが、全て工場や住宅の下水でヘドロが堆積している。東上線から新河岸川までも同様で、真っ黒な流れとなっている。新河岸川に落ちる辺りに宮戸(現・朝霞市)の田地があったが、富士住宅の建設工事の際に付け替えた。

以上のように飲料水としての利用はなく、川越街道の南方で一部が雑用として利用されるに過ぎない。と言っても、分水口から新座町との境界まで約 9 km は、組合外の利用になることを報告している。

1.1. 平林禅寺の自然と文化を守る会とその活動

昭和 42(1967)年 11 月当時は工場や宅地の造成や道路の建設などが急激に進み、開発の波が東京に近い新座市にも押し寄せていた。これに対して、「平林禅寺の自然と文化を守る会」が発足した。この会は、平林禅寺の寺域及びその周辺地区一帯の自然環境及び古来の文化を守り武蔵野の自然林を保護保存することを目的としている⁽¹⁷⁾。規約前文から、野火止用水も

対象としている。会員は 30 名定員で、平林禅寺の推薦する 5 名と学識経験者 20 名で組織し、趣旨に賛同するものを会友とした。会長は、昭和 52(1977)年文化功労者に選ばれた中西悟堂(1895~1984 年)である。

この会が最初に取り組んだのは、平林寺境内林を国の天然記念物にすることで、昭和 43 年 5 月に指定されている。その理由は、「境内約 40ha には武蔵野の二次林であるクリ、コナラ、クヌギ、アカマツの林が残存し、林床はクマザサに覆われている。アカハラ、ルビタキ、アオゲラ、カケスなど各種の鳥類約 60 種が繁殖地あるいは中継、越冬地として利用しているのがみられ」⁽¹⁷⁾ることなどである。

さらに、昭和 44 年には平林寺境内の周辺を開発から守るため、首都圏近郊特別保全緑地地区に指定する陳情を提出し、それが総理府首都圏整備委員会に認められる。昭和 51 年 5 月平林寺総門前の睡足軒の森が、国の天然記念部に追加指定される。

12. 昭和 47(1972)年 11 月の調査

(1) 調査の趣旨と各分水

昭和 47(1972)年 11 月『玉川上水分水路に関する分水の実態調査報告書』⁽¹⁸⁾は、都市化の進展の中で飲用、灌漑、水車、雑用といった分水使用がどのように変化したのか、水利権問題も絡めて実態を知るため調査した。対象は、羽村から小平監視所までにある 7 分水と、砂川導水路から取水している野火止、小川(小平)分水の計 9 分水である。昭和 40 年の調査と同様に灌漑期と非灌漑期に現地調査をするが、異なるのは分水の管理や使用状況、分水設置の史的事項等について分水管理者や水利権者に面接調査したことである。これを表 40 にした。

① 使用状況

灌漑は福生、拝島、柴崎、源五右衛門の 4 分水が使用し、鑑賞用池水用は福生、熊川、源五右衛門の 3 分水になる。洗濯、出荷野菜の洗浄など雑用水は福生、熊川、小川の 3 分水、消防用水は全分水が使用した。

② 水路状況

家庭下水などの流入がない、もしくは少ないのは福生、熊川、殿ヶ谷、

(17)前掲(2) pp. 1110~1112

源五右衛門(五日市街道の手前で水路が断絶)の4分水である。反対に、家庭下水の流入が多く、排水路になっているのは拝島、柴崎、野火止、小川の4分水になる。

この調査は、1923(大正12)年「玉川上水所属分水流域第1次調書」から

49年後の調査で、分水数は21から9と半分以下に減少している。田用水としての使用は4分水で、田の広さは合計で16,000㎡(1.6町)である。大正12(1923)年には約1,211町あったことから約1/750に激減している。また、水道や電気が普及したことから、飲料水や水車の使用はない。

(2) 野火止用水の状況

野火止用水の周辺では急速に都市化が進み、家庭や町工場からの排水により、用水がドブ化した。用水の利用は見かけず、東村山市内に、消防水利に2カ所指定されている程度である。特に、西武線八坂駅付近の汚れがひどく、また陣屋堀は途中から下水暗渠に流入し、そこから黒目川に放流した。平林寺堀に水流は無く、新座市役所の下流から川越街道まで暗渠である。本流も家庭や中・小工場からの排水でドブ化している。志木町中心街に至るまで、降雨時には氾濫のためか所々に土のうが見られ、暗渠工路が始まっている。特に、国道254号線(川越街道)から新河岸川に放流される区間は汚れがひどく、土のうがよく見られる。

管理者の置かれている新座市土木部監理課長の聞き取りの要点を次に記す。管理主体は新座市、朝霞市、志木市による野火止用水使用組合になる。組合会は新座市長が管理者で事務局が新座市にあり、用水沿いに居住する各市の市会議員計12名で構成される。年間44,000円を各市が負担し、会議費、占用許可(住宅用の橋や排水口)の立会費、盆暮れの羽村の謝礼^(ママ)に支出する。水路敷は国有地とされるが、管理権に基づいて占用許

表40 昭和47年 玉川上水の分水の実態調査

	灌漑	鑑賞用池	雑用水	下水少	下水多
福生	○	○	○	○	
熊川		○	○	○	
拝島	○				○
殿ヶ谷				○	
柴崎	○				○
源五右衛門	○	○		○	
砂川					
野火止					○
小川			○		○

『玉川上水分水路に関する分水の実態調査報告書』

(18)『玉川上水分水路に関する分水の実態調査報告書』東京都水道局 1972年

可を行い、取り消しを容易にするため占用料は徴収していない。排水口は無許可で設置され、黙認状態である。水路の補修・維持は各市でその市域を分担するがゴミの除去程度である。

水道が普及し、農地の宅地化が進んで下水と化した。東村山市や東大和市、小平市、清瀬市から排出される汚れが大きな原因である。しかし、由緒ある用水で、自然保護の立場からきれいな流水にして保存しようという要望が「野火止用水を守る会」から出されている。東村山市では水路の一部を暗渠にして緑道にする計画を立てており、占用許可申請が出ている。新座市でも昨年からパトロールをし、野火止用水を復元するため昭和 46 年 11 月水路の浚渫を行った。その結果、今まで真っ黒で見えなかった川底が見えるようになった。改修費 18,000 千円、維持(浚渫)費を計上し、本年度から水路の改修を行い、将来は水路を挟んで緑を植え遊歩道をつくり、メダカが泳ぐ水路として保存する計画を立てている。現在、幹線下水道(柳瀬川に 2 本、黒目川に 1 本放流)の敷設を進めており、2, 3 年後には完成する。野火止用水に排出される下水も、この下水道につなぐ計画である。しかし、川越街道から下流は都市計画上の工場地区に指定されている。

1 3 . 昭和 50(1975)年、同 54(1979)年の調査

(1) 昭和 50 年の分水調査

「昭和 51 年～昭和 55 年 玉川上水の分水量他」(東京都水道局蔵)は、昭和 40(1965)年～昭和 50(1975)年までの 10 分水の実績流量が記されている。表 41 には各年の平均流量を載せた。合計流量を見ると、昭和 40(1965)年、同 41 年は約 1.5 m³/秒であるが、昭和 49(1974)年、同 50 年は 0.5 m³/秒に近く、同 40・41 年に比べると約 1/3 に減少している。特に、野火止用水は昭和 45(1970)、同 46 年、同 49 年に断水している。昭和 48 年には

表41 昭和40(1965)年～昭和50(1975)年各分水の年間平均流量(単位:m³/秒)

〔昭和51年～昭和55年 玉川上水の分水量 他〕												
	1965年	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	平均
分水名	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	
野火止	0.107	0.097	0.081	0.07	0.06	断水	断水	0.059	0.065	断水	0.024	0.051
全分水合計	1.477	1.509	0.978	1.027	0.916	0.63	0.542	0.742	0.685	0.599	0.588	
合計(実際)	1.487											0.907

表42 1979(昭和54)年10月 野火止用水								
(「玉川上水分状況調べ」)								
分水名	水量	利用状況				制限前	制限後の分水量	
		灌漑	消防	鑑賞環境	雑用	分水量	灌漑期	非灌漑期
野火止	m ³ /秒		○	○		0.012	0.012	0.012
	m ³ /日					1	1	1
分水合計	m ³ /秒					0.412	0.217	0.096
	m ³ /日					35.6	18.3	8

東京の水不足から、野火止用水への通水が止められたが、実際には昭和49年に断水した。その後は、歴史環境保全の動きなどもあり、汚れを緩和するための水は流していたようである。なお、野火止用水は昭和31(1956)年からのデータが有り、同年の平均流量は0.177 m³/秒であるが、昭和50(1975)年は0.024 m³/秒で、同31年の約14%に過ぎない。

(2) 昭和54年の分水調査

昭和54(1979)年10月19日「玉川上水分状況調べ」によると、当時玉川上水にある分水は上流から福生、熊川、拝島、殿ヶ谷、柴崎、砂川、源五右衛門、小川(小平)、野火止、千川の10分水で、水田は福生、拝島、立川、源五右衛門の4分水で合計3.3haである。消防用9分水、鑑賞・環境用4分水、雑用4分水である。

この表の一部を整理して表42とした。制限前の分水量は0.412 m³/秒であったが、制限後の灌漑期は約半分の0.217 m³/秒、非灌漑期は約1/4の0.096 m³/秒である。なお、昭和51(1976)年以降、野火止用水には日量千トンの維持用水を流した。この水量は灌漑期も非灌漑期も変わらなかった。

14. 「清流」の復活事業

(1) 歴史環境保全地域の指定

昭和42年4月小平、東大和、東村山の3市は野火止用水路改修のために3市協議会を結成している。その頃の野火止用水は、水量が減少したことからゴミが捨てられたり、家庭排水が流されたりして、悪臭や蚊の発生など周辺の生活環境に悪影響をあたえる原因の1つとされた。そのため、東村山市では、昭和46年から49年まで西武多摩湖線八坂駅下流から新青梅街道までの野火止用水を暗渠にして、その上を緑道にした。昭和48年

6月9日守る会は、美濃部亮吉都知事に都内を流れる用水上流部を歴史環境保全地域に指定し、用水沿いの自然を保護するよう要望した。東京都では同年6月14日現地調査を行い、6月18日には知事に報告し、保全策を検討するよう指示を受け、6月22日には関係局と協議をするなど、動きは素早かった。

さらに、同年9月18日都県行政連絡会議で、埼玉県から野火止用水の保全の要望が出され、同年12月歴史環境保全地域に指定する方向で、埼玉県は新座市に協力を依頼し、東京都では3市協議会に協力を依頼した。

昭和49年4月22日都県行政連絡会議は保全について合意し、同年4月24日3市に東久留米、清瀬、立川が加わり、6市による野火止用水保全対策協議会が発足する。4月30日都と6市が協議をする。6月12日都は庁内の玉川上水連絡会で保全計画の概要ができたようで、6月25日埼玉県に、7月23日6市に説明をしている。

保全計画の概要は、次の通りである。野火止用水周辺は都市化が進行し、農地の宅地化が進んでいるが、部分的に良好な樹林が残り、地域住民の憩いの場になっている。野火止用水を保全してほしいという地域住民の要望に応え、沿川6市は保全対策協議会を結成して保全に立ち上がり、都県レベルでも保全の合意をみた。そこで、昭和49年12月東京都は、野火止用水を自然の保護と回復に関する条例に基づき「歴史環境保全地域」に指定した。これは、玉川上水との分岐(小平監視所)から都県境までの長さ9,630m、幅7.2mの野火止用水の他に、隣接樹林も含め159,290㎡を指定区域とし、できるだけ原型のままに保存する。また、地域住民が水と緑に親しめるよう全域に緑道を設置し、都市環境の中軸となるよう保全をはかるといっている。

このような東京都の素早い対応の背景には、高度経済成長による急速な工業化に伴って環境破壊が起り、各地で公害病が発生したり、大量生産に伴ってゴミ問題などが発生したりした。環境の見直しへの世論も高まり、昭和46年政府も総理府の外局として環境庁を設け、自然保護に乗り出している。東京都でも昭和42年美濃部亮吉が都知事となり、「広場と青空の東京構想」を掲げた。このような動きが背景にあった。

(2) 埼玉県の整備計画と実施

東京都の動きに合わせ、埼玉県側でも復元対策事業として「野火止用水

復元対策基本計画」を作り、整備を行った。区域は都県境から川越街道の本流と陣屋堀 9.7 km で、新座市が主体となり、当初は昭和 49 年から同 51 年の 3 カ年計画であった。

- ① 本流と平林寺堀の用水路復元事業(浚渫、法面修復)9.4 km
- ② 本流の緑道整備事業(新座市既設部分を除く)3.9 km
- ③ 降雨時の氾濫防止のための流末処理対策事業(国道 254 号線より、西堀下水路を延長、洪水対策兼用)2.9 km
- ④ 清流を復活させるための雑排水処理、及び公共下水対策事業 7.1 km、
 - ㊦ 都県境～本堀と陣屋堀の分岐点～黒目川 4.3 km、
 - ㊧ ㊦の途中の豚舎排水 0.5 km、
 - ㊨ 関越自動車道～川越街道バイパス 2.3 km。

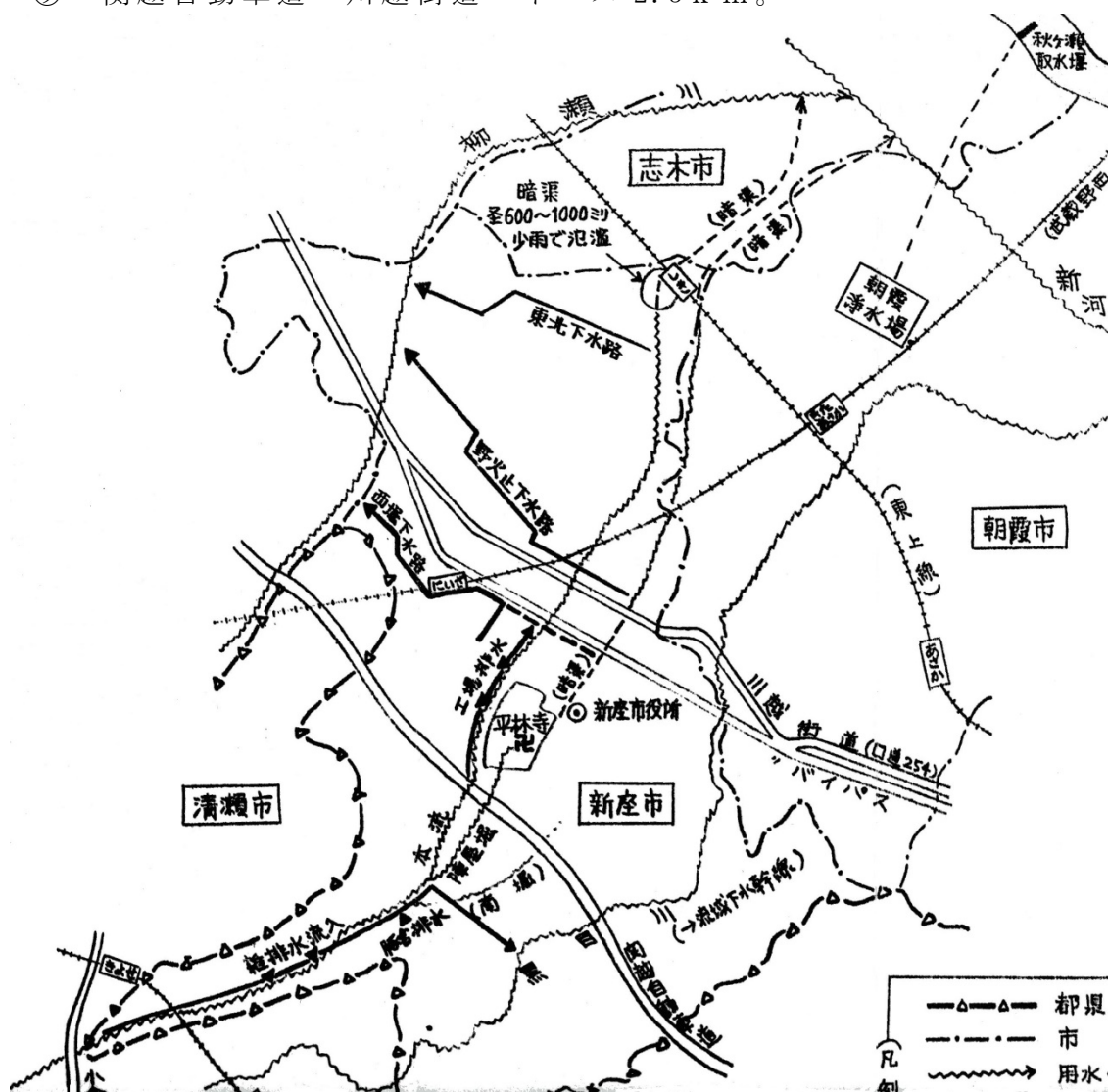


図 28 「野火止用水保全対策基本計画」(東京都公文書館)

これは、実際には 53 年まで 5 カ年かかり、埼玉県 3 億 100 万円の補助を含めて 4 億 5,300 万円かかった。また、用水に流れ込む家庭雑排水や工場排水を処理する原谷津新堀污水幹線の整備事業を昭和 52 年から 55 年までかけ、国庫補助金を含む 7 億 5,300 万円で実施した。

(3) 「清流」対策事業

昭和 49 年 8 月 8 日東京都では「歴史環境保全地域」の検討と共に、野火止用水等の導水対策として下水処理水を環境用水として利用するための「環境用水対策プロジェクトチーム」(以下、チームとする)を設置した。メンバーは都民室、流域下水道本部の他に公害局や下水道局など 6 局から選ばれた。同年 11 月 14 日チームは都内の河川・用水路の流水の涸渇と汚染の現状から、下水処理水を環境保全用水として、玉川上水と野火止用水に使用することを決めた。さらに、11 月 19 日野火止用水の環境用水導水計画について協議している。それによると、小平監視所から野火止用水放流口まで長さ 1,500m は直径 700mm の管渠で、0.5 m³/秒で昭和 54 年度導水開始の計画であった。

昭和 51 年 2 月 1 日野火止用水に 1 万 t の試験通水をした。また、昭和 51、52 年度に都の補助事業で東大和市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市の野火止用水への雑排水防止工事を行った。

昭和 54(1979)年 11 月都県連絡会議で、両者は「清流」復活に合意した。この席で、美濃部都知事の跡を継いだ鈴木俊一知事は、マイタウン東京構想にもとづいて、東京の水需要の逼迫から昭島市の多摩川上流処理場から下水の二次処理水を活用し、日量 2 万トンを通水することを示した。

マイタウン東京構想とは、東京都をふるさとと呼べるまちにしようと「水と緑」をキーワードとして登場した構想で、その一環として中小河川や用水路に下水処理水を流すことによって「清流」を復活させ、都民にとって身近で親しめる水辺環境を創出しようとした。つまり、この事業は「中小河川や用水路を都市に残された貴重な空間としてとらえ、人々にうるおいとやすらぎの場を与え、快適な生活環境を創造する」⁽¹⁹⁾ことを目的としている。水路の整備は現状のまま残すことを基本にし、必要最低限の補修

(19)「主要事業等のあらまし-2 清流の復活をめざして」『とうきょう広報 平成元年度増刊号』東京都情報連絡室情報公開部都民情報課 1989 年 p. 30

にした。

これに対し、「平林禅寺の自然と文化を守る会」「新座の自然とくらしを守る会」らは、あくまでも玉川上水の水を流すよう求めた。また、新座市や野火止用水組合は、「自然水の送水を強く働きかけるよう」埼玉県知事に要望した。県知事は「自然水をもって通水することが望ましいが、水資源の確保が極めて重要課題となっているので、下水処理水の活用もやむを得ない」⁽²⁰⁾と回答した。東京都では、昭和 39(1964)年の東京オリンピック時の渇水(「東京砂漠」という言葉さえ生まれた)を契機に、水道の原水の 8 割近くを利根川から買っている。この現状から、水道の原水である多摩川の水を野火止用水に流すのは難しいと判断したようである。つまり、「清流の復活」事業では、水道用水と環境用水がその水量の確保をめぐる競争し、環境用水が水源を他(下水処理水)に譲ることになった。

埼玉県知事は、次の条件を付して受け入れることにした。

- ① 2 次処理水の水質及び用水路の維持管理を都、県の間で明確にする、
- ② 通水に係る整備及び文化財保全に対し県が支援する。
- ③ 県・市連絡会議を設置し、計画・立案、実施方法、財源などの諸問題の解決を県・市の責任で図ること

さらに、野火止用水は県指定史跡となっていることから、昭和 58 年 2 月次のような基本保存方針が示された。

- ① 用水の原形をよくとどめている区間を A 地区とし、原則として用水の現状変更を認めない。
- ② 用水の原形を比較的とどめている区間を B 地区とし、公共性が特に強いと考えられる現状変更のみ認める。
- ③ 住民に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好ではない区間を C 地区とし、急速な都市化によって、文化財としての保護策を講ずることが困難なので、現状変更もやむを得ない。

この C 地区 2.3 k m のうち、住宅が建て込み、自動車の交通量が多い 1 k m が暗渠にされた。

昭和 55 年 9 月 4 日都県連絡会議では野火止用水の清流復活について覚

(20)新座市教育委員会「野火止用水復活の経緯」『武蔵野 第 71 巻第 1 号』
武蔵野文化協会 1993 年 p. 21

書を取り交わすことになり、昭和 57 年 2 月 27 日に次のように行われた。

- ① 野火止用水への玉川上水分水問題は、今後引き続き研究する。
- ② 用水への下水処理水の通水は、昭和 59 年中に実現するよう、各々の立場で努力する。
- ③ 下水処理水の水量、水質は、試験通水を行いながら検討のうえ、本通水を開始するとともに、三次処理水への早期転換に努力する。
- ④ 通水後の維持管理は用水路の地先関係市が行うこととし、協議を進める。
- ⑤ 下水処理水の水質が悪化した場合は、野火止用水使用組合及び関係自治体と協議のうえ、必要な措置を講ずる。

③については昭和 57 年 5 月に試験通水をし、2 次処理水を砂ろ過装置にかけている。昭和 56 年度から清流復活事業の工事が行われ、まず導水管敷設工事に着手した。同 58 年度には導水ポンプ所、砂ろ過施設工事に着手し、59(1984)年 7 月導水施設が完成し、昭和 59 年 8 月 21 日野火止用水約 9.6 k m に清流が「復活」された。小平監視所脇の分配槽から線路沿いに約 2 k m 続く煉瓦の遊歩道地下には、多摩川の原水を東村山浄水場へ送る口径 2,300 m m の送水管と、下水処理水を東大和市駅の北東約 800 m の野火止用水放水口に送る口径 500 m m の導水管が埋設された。



図 29 「清流の復活」計画図(東京都『野火止用水 清流の復活』)

第3章 野火止用水をめぐる水環境の現状と課題

第1節 現在の分水と環境行政

1. 地方分権による分水の移譲

平成 12(2000)年「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」では、国と地方の関係を上下関係から対等・協力の関係にするとされ、各省庁の指揮系統のもとに仕事をする機関委任事務が廃止された。住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体が担い、自主性を発揮するとともに地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指した。この1つとして、地方分権一括法に関わる法定外公共物として用水路が国から市へ移譲された。小平市は、次のように地区ごとになる。

平成 13 年度 中島町

平成 14 年度 たかの台、小川町 1 丁目、回田町、御幸町、大沼町、鈴木町、天神町

平成 15 年度 上水本町、学園西町、喜平町、津田町、小川町 2 丁目、美園町、仲町

平成 16 年度 上水南町、小川東町、小川西町、花小金井、花小金井南町

移譲される前は、用水路の敷地は国の財産、管理は市が行っていた。これを市が所有、管理をすることになり、平成 13 年 4 月 1 日用水路条例を施行している。立川市では平成 14 年 4 月 1 日柴崎分水が国から市へ移譲され、武蔵野市では平成 18 年度境橋から吉祥寺橋までの約 3.8 k m の千川用水が東京都から委譲されている。

野火止用水は、昭和 51 年 10 月使用組合が平林寺堀の所有権の保全登記⁽¹⁾をしたという。なお、市への譲与に関しては、下水処理水を流すだけでも約 2 億円かかることから立川市、東大和市、東久留米市、清瀬市、小平市、東村山市の関係 6 市の協議が整わなかった。しかし、東京都が従来通り通水の負担をし、各市が水路の維持・管理をすることで、平成 19 年東京都から関係 6 市に移譲された。このように、玉川上水の分水では、平成 13 年度から平成 19 年度にかけて順次、用水路の所有・管理が各市に移譲された。

(1) 斉藤利夫・大谷希幸『野火止用水』有峰書店新社 1990 年 p. 117

2. 武蔵野市の用水への取り組み

平成 22 年 5 月武蔵野市は『千川上水整備基本計画』⁽²⁾を策定した。千川用水は昭和 46 年大蔵省印刷局王子工場の取水停止に伴って廃止された。平成元(1989)年 3 月野火止用水と同じように東京都の「清流復活事業」によって、下水の高度処理水日量 1 万 t が流されるようになった。平成 18 年度千川用水が東京都から武蔵野市に移譲された。これに伴い、市では千川用水と周辺の調査をし、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるよう、次の 4 点の整備の方向性を示した。

- ① 周辺の公園・緑地等とのネットワークと役割分担から、休憩・レクリエーション機能の向上を図る。
- ② 水と緑の景観資源として、清らかな流れや緑、鳥のさえずりや水音等の演出により、景観の向上を図る。
- ③ 生物の生息・生育環境の向上・創出により自然環境の向上を図る。
- ④ 300 年にも及ぶ千川上水(用水路)の歴史と文化を踏まえ、未来への継承を図る。

これに基づき、千川用水を上流から 3 区間に分け、それぞれに施設整備、景観形成、環境形成、歴史継承の 4 点の基本方針が示して整備を進めている。特に、多様な生物のすめる水辺空間づくりが重視されている。生物が生息・生育する空間としての役割を考慮し、用水と緑道(かつての土揚敷)、さらに隣接する公園緑地などとのつながりを配慮したり、「コイが入り込めない水域」が設置されたりしている。また、ベンチやスツールなどの休憩施設は自然素材を使用するなど細かい配慮がされている。さらに、災害時のリスク回避として消防用水としての活用も考慮されている。

3. 新座市の野火止用水への取り組み

(1) 野火止用水管理・活用計画

昭和 59 年 8 月下水処理水になるが、東大和市向原の放流口から日量 2 万 t を放流する「野火止清流復活事業」が実施された。その後、この管理を地元の流域市が行うことになり、平成 7 年 3 月新座市は「野火止用水管

(2) 『千川上水整備基本計画』 武蔵野市 URL 2018 年 3 月

理・活用計画」⁽³⁾を策定した。これは「野火止用水のある町づくり」として、用水を歴史と生活を結ぶ基軸空間として位置づけ、市民共有の文化的遺産であり、ふるさと意識のシンボルである野火止用水を史跡として守るとともに、それを中心によりよい地域社会と市民生活が展開できることを意図し、管理と活用に各2つの課題を掲げている。

- ① 史跡保全：後世によりよい形で継承する。
- ② 環境保全：快適性(アメニティ)を高める中で、人と水との調和のとれた在り方を考え、流域環境の条件整備を行う。
- ③ ふるさと学習：用水の文化的価値を再認識し、用水に関わる文化活動を促進し、市民のふるさと学習の場・いこいの場とする。
- ④ まちづくり：用水を生かしたまちづくりをすすめるための核として、地域コミュニティへの市民参画を促進し、用水の特性を生かした活用をはかる。

つまり、次の世代へ継承していくための管理として①、②、活用として③、④を掲げている。①では、昔の用水の形態、橋、水汲み場などをモデル的に残す復原の試み、②では用水や武蔵野の面影を残す雑木林などに快適性が求められてきたとして、利便性の追求を用水の保存と結び付けたい、③先人たちの知恵と努力によって地域が形成されてきたことから、用水の歴史的な意義と文化的な価値を、次世代を担う子どもたち継承したい、④用水と市民がいろいろな形で関わり、潤いのある快適な市民生活が送れるよう、市民と行政一体となって用水を育てることに取り組みたいとしている。①、③は具体的であるが、野火止用水を町づくりの中心の1つに据えるという願いの実現に対する手立てがやや抽象的である。

(2) 野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画

「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」は、文化財保護法の新たな定義「文化的景観」に対応したもので、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定することから、それを目指して策定された。野火止用水と平林寺を始めとする文化的景観を保存・活用し、後世に継承することを目的としている。まず、歴史、自然、生活の視点や現在の野火止用水の姿か

(3) 『野火止用水管理・活用計画～野火止用水のあるまちづくり～』新座市、新座市教育委員会 1995年

ら、野火止用水・平林寺の文化的景観の意義や価値を、次のように整理している。

- ① かつての暮らしや人々の記憶のよりどころとなっている。
- ② 生活にうるおいを与え、地域への愛着を高める資源である。
- ③ 用水と雑木林・農地が織りなす新座らしい景観を形成している。
- ④ 多様な動植物が生息・生育する環境を形成している。

このような野火止用水と平林寺周辺地区が果たしてきた歴史的役割や現在の環境としての働きを踏まえた上で、文化的景観の保存を図るための方向性を保存管理、整備活用、推進体制の観点から次のように定めた。

- ① 野火止用水と平林寺が一体となった文化的景観
- ② 地域の歴史と文化を発信し、市民の暮らしとともにある野火止用水の文化的景観
- ③ 連帯と協働で築く野火止用水の文化的景観

つまり、野火止用水や平林寺を中心とした地域の雑木林・屋敷林・農地が一体となった自然環境を継承し、この地域の歴史と文化を内外に発信するとともに、市民に親しまれる場として、市民と市の連帯と協働によって育むことを目指している。

さらに、これにもとづいて野火止用水と平林寺、その周辺地区を6つのゾーンに分け、それぞれ土地利用の方向性を示している。整備活用に関しては次の4点を挙げている

- ① 野火止用水を活用したかつての暮らしや歴史を学ぶ場としての整備活用
- ② 野火止用水を活用した水と緑に親しめる空間の整備活用
- ③ 野火止用水・平林寺の魅力を伝える人材の育成と活用
- ④ 文化的景観の重要な構成要素に係る整備

具体的には、①野火止用水を中心とした人々の暮らしを後世に伝える語り部の掘り起こしや、ボランティアガイド等の人材の育成と活躍の場づくり、②野火止用水と一体的な緑の空間となる公園や緑地の整備、遊歩道の未整備区間や、観光情報案内機能の整備、③野火止用水の価値や魅力について情報発信したり、イベントを実施したりする、④平林寺境内や周辺の雑木林の保存・管理・活用計画の策定や、雑木林の萌芽更新の取組の継続とともに、重要な建造物の修理・修復の支援などが挙げら

れている。このように「野火止用水管理・活用計画」に比べ、具体的で実現可能性が高くなっている。

(3) 他市との関係

平成 21 年度より、野火止用水沿いの東大和市、立川市、東村山市、小平市、清瀬市、東久留米市の 6 市と東京都が連携し、野火止用水 6 市共同クリーンデーが実施されている。これは、各市が広報等で市民の参加を募集し、東京都や各市環境課・市民・ボランティア団体などが一緒に野火止用水沿いの清掃をするもので、東大和市では、昭和 61 年に整備した流水路(せせらぎ)・遊歩道の水路内の落ち葉の清掃もしている。

平成23年11月野火止用水沿いにある新座市、立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、朝霞市、志木市はサミットを開き次の共同宣言を出している。

- ① 野火止用水を開削した先人への感謝とともに、野火止用水の持つ歴史的価値を認識し、後世に引き継ぎます。
- ② 野火止用水と周辺の自然環境を、都市近郊の貴重な水と緑の空間として保全し、守り育てます。
- ③ 流域自治体、市民相互の連携を深め、野火止用水と周辺の自然環境等をいかしたまちづくりを進めます。

以上のように、野火止用水の保存・活用に関して協議し、調印している。

これを受けて、平成 25 年度 JR「駅からハイキング」と新座市が協力して野火止用水を歩き、終着地点で各市の特産品などを販売した。さらに、平成 26 年度からは毎年、野火止用水ネットワーク会議（新座市観光推進課）が主催して野火止用水沿いの自治体 6 市が連携し、市民参加型のイベント「ご当地グルメ、ゆるキャラフェスティバル」を実施している。これは、貴重な文化財である野火止用水の保存意識を高揚させるとともに、地域活性化を促進するため、各市の特産品やグルメの他にキャラクターグッズなどの販売、観光 PR ブースの出展や野火止用水に関する展示等を行うものである。また、市内を流れる野火止用水沿いの遊歩道を中心に約 8.5km のウォーキング&ハイキングも実施された。平成 27 年度約 2,000 人、平成 28 年度約 1,000 人の参加があった。

第 2 節 野火止用水の今後の課題

1. 本研究の成果

(1) 野火止用水の水利用の歴史

野火止用水は野火止村他 7 カ村で飲用、灌漑、水車などに利用された。

- ① **飲料水**：寛政 4(1792)年 6 月 700 軒、約 3,600 人が利用し、明治 40 年志木町で 361 軒、3,372 人が利用した。大正 11(1922)年 12 月野火止用水全体では 4,048 人昭和 6(1931)年 6 月は 3,090 人が飲用とした。しかし、敗戦後、飲用水として不相当とされ、菅沢西分地区に昭和 24(1949)年 9 月簡易水道施設が敷設された。昭和 35 年新座の町営水道が野火止東、北野に拡大し、昭和 36 年野火止用水を飲用とした全地区に給水された。

- ② **水田**：元禄 14(1701)年館村の 24 町歩余り、天保 11(1840)年宗岡村の 83 町 6 反 19 歩が利用した。明治 26 年志木町では 58 町 4628、同 31 年 59 町 2202、同 40 年 72 町 6 反 8 畝 07 歩と増加する。大正 5 年 10 月館・中野下の耕地整理で約 6 町 8 反歩増え、89 町 6 畝 29 歩になる。

大正 11(1922)年 12 月野火止用水全体の灌漑利用は 268.5 町歩、昭和 6 年約 288 町歩、昭和 28 年 200 町歩と減少する。昭和 30 年後半、農地の宅地化が進行し、下水が野火止用水に流入し水質が悪化した。また、30 年代後半から工場の汚水も流入した。この解決策として昭和 40 年下水道が造られ、野火止用水は一部暗渠にされた。

- ③ **水車の利用**：水車は宝暦 12(1762)年に始まり、天明 8(1788)年 7 台になる。明治時代は 37 年 34 台、38・39 年 32 台、40 年 28 台、大正 11 年 34 台と推移し、昭和 6 年 17 台に半減した。昭和 23 年 1 月新座町の精米業は電動機が主流となり、水車 3 台となる。

臼数のピークは、挽臼は明治 38・39 年 57 個、3 斗張以上の搗臼は大正 4・5 年 46 個、3 斗張未満は大正 4・5 年 341 個である。割麦臼は大正 12 年 8 個から、昭和 6 年 4 個に減り、押麦機が 2 台増えたことから、割麦から押麦に代わり始める。大正 11 年内間木村に撚糸水車 1 台、伸銅水車は 4 台あったが、昭和 6 年には伸銅は 1 台に減少した。

- ④ **雑用水**：昭和 6 年消火・雑用水の利用は 6,054 人で飲用 3,090 人(1,200 軒)の約 2 倍で盛んに利用されたが、昭和 28 年には 650 軒と半減する。また、平林寺では庭園に利用した。

(2) 水利用における集団の関係

① 東京都との関係

江戸時代、野火止用水は現在の新座市に入るまで水利用は認められていなかった。利用できたのは野火止村他 7カ村だけである。しかし、野火止用水の浚渫や兩岸の草木の刈取りなどは、利用村までの距離が長いことから、用水沿いの村々が地先を担当した。

明治 3 年統合された北側元堀には 9 分水があり、最上流の野火止用水を使用した野火止村他 7カ村(以下、野火止側とする)とその下流、8つの分水を使用した小川村他 18カ村(以下、下流側とする)との間では明治 8 年から水争いが起こる。この原因は、今まで千川用水分を差止めたことによる水不足で、その契機は野火止用水の分水口の敷下げによるもの、とされてきた。これは、小平市史料など主に下流側の文書によるものであるが、今回、旧大和田町役場所蔵文書などが活用できたことから、双方の主張が理解できるようになった。つまり、千川用水の差止め直後に、下流側が野火止用水下流を無断で掘下げたことから、野火止用水が水不足になった。それが原因で、野火止用水口を敷下げたことが判明した。

その後の水争いの経過もはっきりしてきた。1 回目の議定が水冠を中心としたのは東京府の提案、つまり官主導であった。しかし、その後、下流が水不足になり、東京府、埼玉県、神奈川県(以下、1 府 2 県とする)は連絡を密にして対応するが、途中から水積を半減された田無分水利用者も独立を求めたことから混迷する。1 府 2 県は各分水の要望を聞き、明治 10 年下流側の望む野火止用水を別樋にする方針で臨み、明治 11 年了承されたが、実施されなかった。その後、明治 19 年協議が再開され、明治 22 年 3 月元樋分水口が大破したのを機会に、同年 12 月頃境界を建てた別樋が実施された。その後、改築することになり、下流側は別樋を希望した。明治 40 年 12 月下流側は分水の水量を東京市に譲渡し、その費用で北側元堀の分水口の縮小・改造工事が実施された。翌 41 年 3 月野火止用水の改造工事がされ、同年 5 月下流側は新水路を掘り、野火止用水と別樋にした。

なお、野火止用水と他の分水の関係はいつも悪かったわけではない。明治 23 年水賦金の減額運動や、大正 12 年前後の第 1 水道拡張事業により分水量の減少が予想された時には、共同で陳情を繰り返している。また、明治 29 年 4 月野火止・新堀用水下流の玉川上水の川底の埋立工事では野火

止側と下流側が協議し工事の計画を立てた。これは、同年 11 月許可され工事資金も納めたが実施されなかった。その後、村山貯水池への給水によって水量減少の危惧もあり、大正 8(1919)年 2 つの組合は再度協議をし、大正 9 年 7 月工事を実施した。この間、工事による断水の連絡や役員の立会いなど、緊密に連絡を取り合って進めた。

大正 11(1922)年今まで認められていなかった上流の東村山村・膝折村で飲用 150 人、水車 3 台が組合外関係村として使用が認められた。

昭和 49 年東京都と埼玉県は歴史環境保存地域に指定する方向で合意し昭和 54 年「清流」復活で合意し、昭和 59 年実施された。平成 23 年 11 月野火止用水沿いの 9 市はサミット共同宣言を出している。

② 野火止用水内の村の関係

明治 3 年分水口の統合時には、分水口の位置をめぐり、野火止村と宗岡村の名主は協力して上流からの分水を実現させた。しかし、その過程で、野火止用水内では水配をめぐってこれまでも水争いがあり、これ以上他の村との共同利用はさらなる水争いを起こすと統合に難色を示した。この野火止用水内での水争いが、表面化するのには明治時代である。1 つは宗岡村と他村の関係で、日本の水利慣行は一般的に①上流優先、②古くからの使用優先である。同村は、地理的に見て低地で最下流、歴史的に見ても掛け樋使用で、やや新しい。さらに、上流は飲用水、宗岡村は田用水であった。つまり、上流の野火止村などが優先され、浚渫などの指示は野火止村名主、用水組合の代表も大和田町長である。このような背景があり、宗岡村では水車の設置を一切認めなかった。水車の堰で水勢がそがれるとして、村内ばかりでなく関係する水路の上流の水車設置にもクレームをつけた。

また、明治 21(1888)年 6 月分水口の大破による水不足で水車営業人は大和田町に修理を依頼した。これに対し、宗岡村は水配分を確定した上での修理を求めた。明治 3 年分水口統合以降、組合村々の水配分が決まらなかった。その後も、郡役所を巻き込んで協議は行われた。

この間の明治 22 年 3 月元堀分水口が境界を設けた別樋にすることが緊急の課題となるが、同年 9 月菅沢、野火止南側、出口の分水口の大破に際しても宗岡村は分水口の水配の確定を求めた。同年 10 月 2 町 2 村は、各分水口は従来通り仮修繕をし、水配が公平であることを確認してから確定すると約定する。明治 23(1890)年 2 月増水の配分も決まり、同年 4 月 9 日

出口分水堰の仮修繕を実施した。しかし、志木の水路関係者は水行の不足を理由に、4月10日大勢で押しかけ、この分水口を破壊した。これに対し、大和田町他2カ村は妨害人を出訴した。この結果、明治23年10月浦和軽罪裁判所で3人が禁固5カ月、罰金10円の判決が出るが、同年12月東京控訴院で無罪となる。一方、志木の2人は、大和田町長を浦和始審裁判所へ出訴するが、明治24年2月請求は棄却された。その後、工事は数回延期され、明治28年11月に完了する。

明治20(1887)年8月用水総代人による「用水組合」に準じた組織がつけられ、町村長の下に置かれた。明治34年6月水車設置をめぐる、野火止・北野の用水関係者150名からの請願が契機となり、明治36(1903)年5月野火止用水に関する事務を共同で執行する町村組合が設置された。

2. 野火止用水の今後の課題

玉川上水の分水は、かつては用水組合が維持管理をしてきたが、地方分権により水路敷が各市に委譲された。この結果、分水の維持管理などの取り組みが市によって異なり、その差異は大きくなっている。先進的な取り組みをしている市もあるが、一方、分水の上流の大半を道路にした市もある。そこで、野火止用水を次世代に残し有効活用するためには、次の課題がある。

① 用水を管理する各市や市民の連携

野火止用水は、平成23年11月野火止用水沿いの9市がサミットを開き共同宣言を行い、平成26年度から例年イベントなどが開かれ、首長レベル、市民レベル(レクリエーション)での交流はなされている。

また、東京都の6市は各市議会3名から構成される野火止用水保全対策協議会を立ち上げ、年2回情報交換をしているが、都県に渡る協議会ではない。都県によって用水に関する環境行政が異なるし、上流と下流では水路の状況も異なる。都県や市レベルはもちろん、さらに一歩進めて官民交えての交流が必要である。平常時における安全や用水路を含んだ周辺の管理・維持などについても、地域住民を交えて連携を考える必要がある。

② 災害時のリスク回避としての用水の活用

平成7(1995)年の阪神・淡路大震災時には、水道が使用できなかったことから、消防用水などに支障をきたし被害が拡大した。その時の経験から、緊急時には河川や用水など自然系の水が有効であることが認識された。平常時に流し

している環境用水を緊急時にはいかに利用するが、災害時のリスク回避としての用水の活用を考える必要がある。

③ 多様な生物のすめる水辺空間の創出

都では歴史環境保全地域に指定していることから、それに沿って管理はされているようである。用水は、地域住民にとって生活の場に近く、コンクリート護岸や一部暗渠にされていても、水辺の生物を育み、人々に憩いの場を提供する可能性がある。コンクリート護岸の一部を廃止して土の護岸にし、さらに水路を蛇行させて、多様な生物のすめる水辺空間を創出するなど一歩進めた維持・管理が必要であろう。

④ 用水に関する調査・研究

野火止用水は玉川上水や他の分水と同様に自然のものではなく、江戸時代、開削されたものである。しかし、その水利用の歴史は明らかにされていない。市民グループによる現状調査や、水利用に関する聞き取り調査なども行われているが、専門家によるアドバイスを受けて成果をまとめ、その発表の場や機会の提供など、市の支援が必要であろう。

⑤ 生涯学習を含めて学校教育でも活用できる教材の作成

野火止用水とその周辺は昭和 49 年歴史環境保全地域に指定され、農地や雑木林などの緑が残されている所がある。このような場所は生物の観察などの体験的な環境学習が可能な場になりうる。実際に市民ボランティアが中心になって下草刈りや自然観察会を行っている市もある。また、玉川上水や分水の開削など地域の水利用の歴史は、小学校中学年の社会科の内容と深く関連している。さらに、水道以前の水利用は現在の世界の水利用に共通するものがある。このような観点から、今回の調査研究は内容研究を進めている。この成果を生かした教材の開発が今後必要である。

⑥ 行政・市民・専門家の協働

分水の保存活用については、その後の維持・管理も含め、地域住民の参画を促す社会的な仕組みが必要である。例えば、近年は用水路の近くまで住宅が建ち並んでいる。また、道路の舗装などによって雨水が用水路に流入しやすく、降水量によっては住宅の床下浸水の被害が出る可能性がある。このような場所は、住民が周知している。また、生物のすみやすい水路づくりを行っても、やり方によっては、それに反した結果が出る可能性がある。行政・市民・専門家が話し合っ、計画・実施する必要がある。

おわりに

野火止用水の開削を命じた松平伊豆守信綱は一代で3人扶持から6万5千石の大名となり、幕府の老中として政治を主導した。彼は、寛永16(1639)年老中が代々入封していた川越の藩主となる。老中は江戸に常駐して幕政に参画したことから、家臣団を充実させる必要があり、それを支える財政基盤が必要であった。そこで、信綱は領内の武蔵野の秣場を新田として開発し、税を増加させた。特に、野火止新田は農民だけではなく、家臣団が下屋敷を設けて開発に取り組み、その後菩提寺の平林寺を移転させた。

この野火止に、飲料水や生活用水を供給した野火止用水の開削は、安松金右衛門が担当し、承応4(1655)年約40日間で完成させた。彼は玉川上水の開削に関わったともいわれ、野火止用水は玉川上水の分水の中でも最初に開削され、取水量も大きく「伊豆殿堀」と呼ばれた。

この由緒は、明治3(1870)年の分水口の統合の際も考慮されたようで、野火止用水には①飲料水は100人につき3坪、②田用水は、100坪以上はそれまでの3割の水量という原則は適用されず、品川用水や在来の水量を見て200坪に決められた。明治8年からの北側元堀内での水争いの時には、松平伊豆守が将軍から野火止用水を認められたという由緒が特権意識として働き、下流側からの反発を招き、最終的に別樋になった。

また、この由緒は、明治36年大和田町外1町2ヶ村組合を結成した時にも語られ、昭和19(1944)年埼玉県文化財指定にも歴史的概要として記された。同時に、史跡名勝として指定された平林寺林泉境内は野火止用水の流れを含めた景観が小石川後樂園や金沢兼六公園と比較できると報告されている。平林寺については、江戸後期の地誌などにも「いろは樋」とともに名所とされた。

昭和42(1967)年新座周辺では、工場や宅地の造成や道路の建設などが急激に進んだ。これに対して、平林禅寺の寺域やその周辺地区一帯の自然環境及び古来の文化を守り、武蔵野の自然林を保護保存することを目的に「平林禅寺の自然と文化を守る会」が発足した。この会は昭和43年5月平林寺境内林を国の天然記念物にする推進力となり、昭和44年平林寺境内の周辺を開発から守るため、首都圏近郊特別保全緑地地区に指定する陳情を提出し、認められている。このような運動の成果の延長線上に、2012

年3月「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」が立てられ、平林寺や野火止用水の景観としての価値を高めている。この市民の財産である野火止用水の歴史的な意義や文化的な価値を知り、先人たちがその水利用にどのような工夫・努力してきたかを知ることは市民の誇りを培うことにつながると考える。



平成27年「玉川上水分水網を世界遺産・未来遺産へ」というテーマで第1回シンポジウムが開催された。荒川や多摩川に挟まれた台地に広がる分水路網が、急激な都市化によって滅びようとしている。しかし、分水路網の周辺には農地や公園が分布している。この水と緑の環境の保存・活用を考えたいという主旨で開催された。その1年後に、第1回シンポジウムを踏まえた意見交換会を行っている。シンポジウムを支えた関係4団体の活動状況の報告や玉川上水・分水路網の一体的な保全再生に向けて意見を交換し、今後の活動方針として次の5点を挙げている。

- ① 文化財としての再評価と水循環機構の再生
- ② 日本遺産から世界遺産へ
- ③ 玉川上水・分水網毎に自然・歴史文化資産の再評価
- ④ 日本遺産の認定の母体となる自治体のネットワーク化
- ⑤ 平成28年中の日本遺産認定の申請へ

その後、平成28年10月には東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、玉川上水・分水網を生かした水循環都市東京のあり方を探るために、講演会と市民団体による展示を東京都庁で行った。④に重点をおき、活動を進めているようである。このような中、同年12月玉川上水・分水路網の保全活用を掲げた「玉川上水ネット」が「プロジェクト未来遺産」に登録されている。

さて、日本を訪れる外国人の観光客は年々多くなり、2016年約1,974万人になる。その目的も日本製品の「爆買」から、日本の良さを知る体験的な活動に中心が移っている。インターネットを使って情報を集め、日本の各地に旅行する人も増えている。武蔵野の景観を伝える平林寺や水利用の歴史を刻む野火止用水は、重要な観光資源の1つと訪れる人が、さらに多くなることが期待される。今後は、水利用の歴史を外国人に伝えるなどの手立てが課題となる。

最後に、今回の研究を助成して下さったとうきゅう環境財団をはじめ、お世話になった関係諸機関や皆様にお礼を申し上げたい(敬称略)

アジア歴史資料センター、東京都公文書館、東京都水道歴史館、埼玉県立文書館、埼玉県立図書館、新座市立歴史民俗資料館、志木市立郷土資料館、朝霞市博物館、新座市立中央図書館、志木市立柳瀬川図書館、立川市中央図書館、日野市立市政図書室、立川市歴史民俗資料館、東村山ふるさと歴史館、西東京市中央図書館、立川市錦図書館、たましん地域文化財団、永野幸、吉田雅之。

参考文献

- 『新編埼玉県史 資料編 13』埼玉県 1983年
『新編埼玉県史 通史編 3 近世 1』埼玉県 1988年
『埼玉の土地改良』埼玉県土地改良事業団体連合会 1977年
『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』新座市・新座市教育委員会 2012年
『郷土史講座』埼玉県新座市教育委員会 1972年
『志木郷土誌』志木市 1978年
『志木風土記 第5集』志木市 1984年
『野火止用水講座記録集』歴史民俗資料館 1987年
『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流 発掘調査報告書』新座市遺跡調査会 1989年
『志木市の碑文』志木市教育委員会 1999年
『「野火止の昔を歩く」記録集』新座市野火止公民館 1998年
玉城哲、旗手勲、今村奈良臣『水利の社会構造』国際連合大学 1984年

埼玉県での多摩川の水利用 ー野火止用水ー

(研究助成・一般研究VOL. 39ーNO. 227)

著 者 小坂 克信

発行日 2017年11月

発行者 公益財団法人とうきゅう環境財団

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03) 3400-9142

FAX (03) 3400-9141

<http://www.tokyuenvironment.or.jp/>